

第2次 川根本町総合計画

基本構想 2017→2026
後期基本計画 2022→2026



水と森の番人が創る癒しの里 川根本町
～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～

第2次川根本町総合計画策定にあたって

川根本町では平成18年度に計画期間を10年間とする「第1次川根本町総合計画」を策定して以来、「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」を目指すまちの将来像として総合的・計画的なまちづくりを推進してまいりました。現在は、少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化に対応すべく平成28年度に策定した「第2次川根本町総合計画」に基づき、時代の潮流に即した効果的なまちづくりを推進しております。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行や大規模な自然災害の全国的な発生、更なる少子高齢化や人口減少の進行等、町民の安心・安全に対する課題は増加しているといえます。一方で、青部バイパスの開通や高度情報基盤の整備による企業誘致等、合併して16年、小さな町だからできること、未来想像を描き未来に繋がる変化も考え進めております。



当町では、このような状況を踏まえ、また「第2次川根本町総合計画」が令和3年度に計画の見直し年度となることから、「第2次川根本町総合計画（後期基本計画）」を策定いたしました。

本計画においては、これまでの目指すまちの将来像を継続しつつ、「千年の学校」の目標である「ひとづくり」、「魅力づくり」、「活力づくり」の3つの観点を好循環させ、コロナ禍の中、ピンチをチャンスにと考え、主要産業の活性化を中心とする『川根茶・温泉・自然 川根本町の強みを活かすプロジェクト』と移住・定住促進を中心とする『人口減少の克服を目指すプロジェクト』という2つのプロジェクトを重点戦略として位置づけ、総合的・計画的、そして効果的にまちづくりを推進してまいります。2015年9月に、国連サミットで採択されましたSDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」を世界共通の目標として掲げており、私たちのまちづくりに共通するものです。まちの将来像を実現させ、町民が安心・安全に暮らすことができ、未来へとつながる「まち」、千年先も続く「まち」としていくために取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き町民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、多大なご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめとする多くの関係機関や関係団体の皆様、また町民アンケート、町民ワークショップ、子ども会議、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年6月

川根本町長 蘭田 靖邦

目次

序論	1
序論	1
1 計画の目的	1
2 計画の構成と期間	1
基本構想	3
第1章 まちの将来像	3
第2章 基本理念	7
1 ひとづくり～地域への誇りと愛着、豊かな才能を持った人があふれるまち～	7
2 魅力づくり～だれもが暮らしやすいまち～	7
3 活力づくり～豊かな生活を支える活力をつくる～	7
4 「ひとづくり」「魅力づくり」「活力づくり」の好循環	8
第3章 施策の大綱	9
1 ひとづくり～地域への誇りと愛着、豊かな才能を持った人があふれるまち～	10
2 魅力づくり～だれもが暮らしやすいまち～	12
3 活力づくり～豊かな生活を支える活力をつくる～	16
第4章 土地利用	19
1 土地利用の基本理念・基本方針	19
2 基本施策	19
基本計画	21
第1章 基本計画推進にあたって	21
1 基本計画作成の方針	21
2 基本計画の構成	25
第2章 重点戦略	27
1 川根茶・温泉・自然 川根本町の強みを活かすプロジェクト	27
2 人口減少の克服を目指すプロジェクト	29
第3章 分野別施策	31
教育・文化分野 地域を支えるひとであふれるふるさと	31
1-1 学校教育	32
1-2 産業人材育成	41
1-3 生涯学習	43
1-4 生涯スポーツ	49
健康・福祉分野 安心して元気に暮らせるふるさと	51
2-1 保健医療	52
2-2 地域福祉	56
2-3 高齢者福祉	58
2-4 障がい者福祉	61
2-5 子育て支援	63

生活環境・基盤整備分野 快適に安心して暮らせるふるさと	67
3-1 地域基盤	68
3-2 生活環境	73
3-3 生活安全	81
自然・環境・伝統分野 自然・歴史と共に暮らすふるさと	89
4-1 歴史・文化	90
4-2 自然環境	92
4-3 景観形成	95
4-4 環境保全	97
住民参加・行政運営分野 住民主役の地域づくりが盛んなふるさと	101
5-1 地域づくり	102
5-2 行財政	110
産業・労働分野 お茶と温泉、活気ある産業に満ちたふるさと	117
6-1 農林業	118
6-2 商工業	121
6-3 観光業	124
6-4 プロモーション	127
第4章 総合計画の推進体制について	129
資料編	133
資料編	133
1 第2次川根本町総合計画見直しのための町民アンケート 調査結果（抜粋）	133
2 第2次川根本町総合計画後期基本計画策定の経緯	139
3 川根本町総合計画審議会条例	140
4 川根本町総合計画審議会委員	141
5 川根本町総合計画審議会関係者	141
6 第2次川根本町総合計画後期基本計画の諮問について	142
7 第2次川根本町総合計画後期基本計画の答申について	142
8 総合計画ワークショップ・子ども会議	143
9 総合計画ワークショップ参加者	144
10 総合計画子ども会議参加者	145
11 総合計画策定庁内検討委員会委員名簿	146
12 用語解説	147

序論

序論

1 計画の目的

総合計画は、川根本町が目指すまちの将来像である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」の実現を目指し、10年という長期的な視点から、総合的かつ計画的に行政運営を図るための指針となるものです。

本町では平成19年3月に第1次川根本町総合計画、平成29年3月には第2次川根本町総合計画を策定し、まちの将来像の実現に向けて取り組んできましたが、第2次川根本町総合計画前期計画が令和3年度を以て計画期間の満了を迎えるため、前期計画の進捗状況や新たな課題を把握・整理し、併せて、社会情勢の変化や時代の流れなど、当町を取り巻く状況を十分に認識し、総合的・戦略的な視点に立った実効性の高い第2次川根本町総合計画後期計画を策定しました。

2 計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つから構成されています。その構成と期間は以下のとおりとなっています。

(1) 計画の構成

①基本構想

総合計画の根本となる「基本理念」を示し、この理念に基づいた「目指すべき川根本町のすがた」と、それを実現するための施策の方向性を示すものです。

②基本計画

基本構想に示した目標に向けて進める施策を体系的に定め、事業評価の指標となる数値目標を示すものです。また、重点的に取り組むべきプロジェクトについても定めています。

③実施計画

基本計画に示した施策を進めるため、具体的な事業の内容・事業費及び実施年度を明らかにし、財政計画との整合を図るものです。

(2) 計画の期間

基本構想は平成29年度（2017）から令和8年度（2026）までの10年間、前期基本計画は平成29年度（2017）から令和3年度（2021）までの5年間、後期基本計画は令和4年度（2022）から令和8年度（2026）までの5年間です。実施計画は令和4年度（2022）からの3年間としますが、毎年度ローリング方式によって見直しを行います。また、社会情勢の変化に応じて、計画期間の見直し期間を修正することとします。



基本構想

第1章 まちの将来像

川根本町では、「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」をまちの将来像に掲げ、生活基盤の整備や産業の活性化、交流人口の増加などに努めてきました。また、南アルプスユネスコエコパーク^{※59}への認定や日本で最も美しい村連合^{※50}への加盟、茶草場農法^{※41}の世界農業遺産への登録は、川根本町が持つ地域資源と自然環境への取組が世界に認められた成果といえます。

一方、川根本町では、若者層の人口流出に伴い、人口減少や高齢化などの大きな課題に直面しています。令和2年に実施された国勢調査の人口速報集計によると、川根本町の人口は6,206人で、平成27年時点の7,192人から986人もの減少となっています。（増減率は、おおよそマイナス13.7%）。また世帯数で見ると、令和2年時点では2,632世帯と、平成27年時点の世帯数2,883世帯に比べ、251世帯が減少しています。（増減率はおおよそマイナス8.7%）。

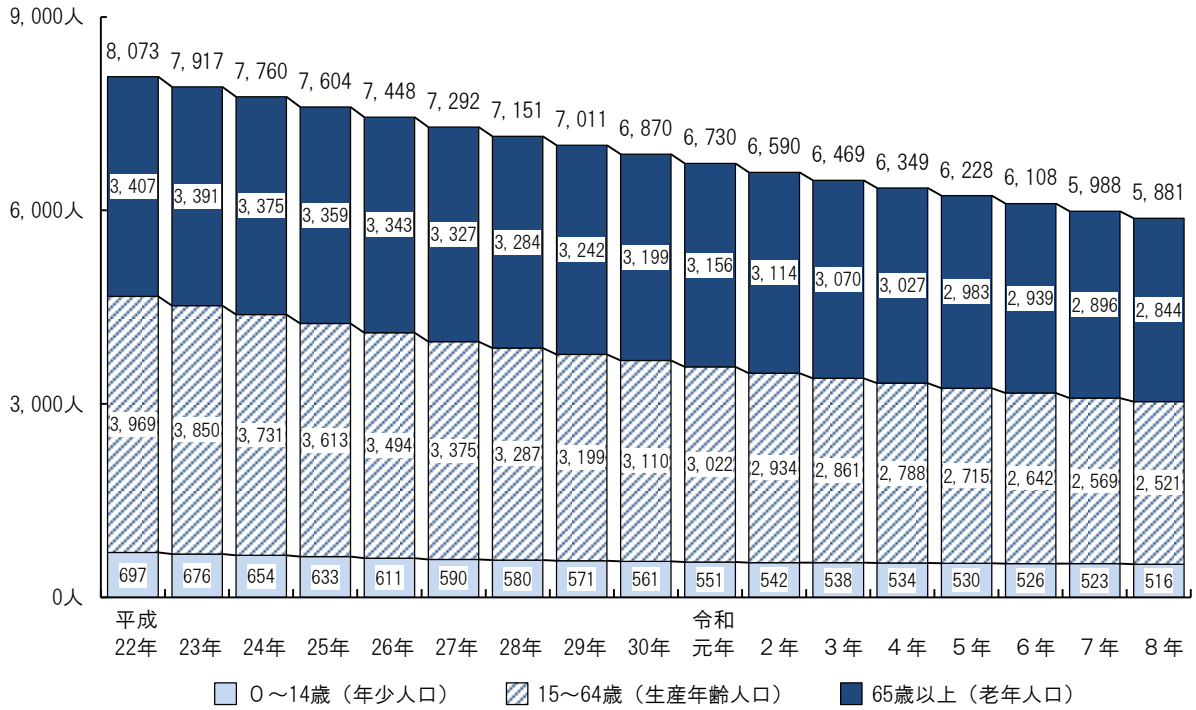
将来人口推計に示されたように、特に生産年齢人口の減少は、町の機能維持に大きな負の影響をあたえることが予測されます。第2次川根本町総合計画においては、平成27年に策定した川根本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける目標人口を設定しています。令和3年度から直近3ヶ年の推移をみると、住民基本台帳において、令和元年6,789人、令和2年6,610人、令和3年6,412人、目標人口では、令和元年6,730人、令和2年6,590人、令和3年6,469人とほぼ同じ推移をたどっています。

このことから、総合計画の最終年度である令和8年において、人口を5,881人、更にその人口構成として、生産年齢人口42.9%、高齢化率48.4%という目標を掲げました。



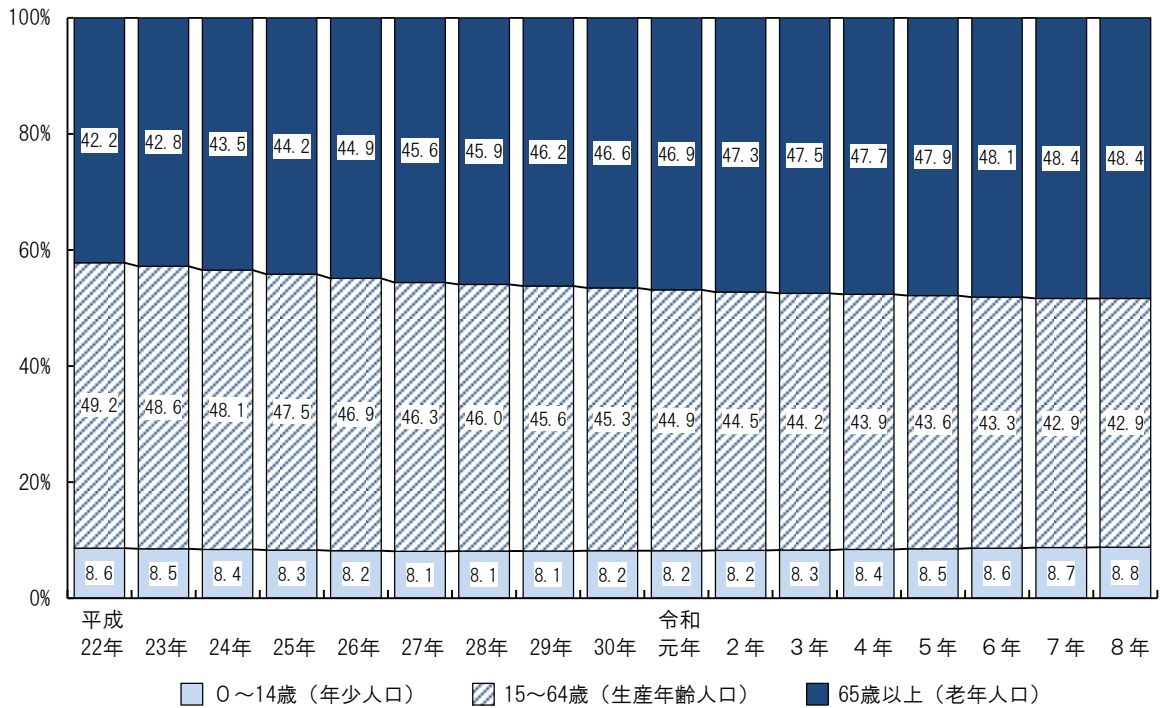
川根本町の木花鳥（ブナの木・シロヤシオ・ヤマセミ）

<目標人口>



出典：川根本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

<目標人口割合>



出典：川根本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

この目標を達成するためには、これまで取り組んできた施策から一步踏み込み、川根本町が持つ価値を更に洗練させ、多くの人を呼び込む力強い施策を展開することが必要となります。第1次総合計画の検証により一定の評価を得た生活基盤や保健医療、福祉分野を更に充実させ、課題とされた産業と地域間交流、教育等については改善を進め、より満足度の高い施策を展開し、町のポテンシャルを高めていきます。

そして、川根本町が持つ「豊かな自然と美しい景観」、「ゆったりと時間が流れる生活空間」、「都市には無い、顔がわかる絆」といった特色を大切に継承し、地域が一体となったまちづくりに取り組みます。こうした取組を進めることにより、川根本町の将来像である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」を更に発展させていきます。また、令和2年3月に策定された「総合戦略」の取組メニューを推進しながら、だれもが心の豊かさと安らぎを享受できる癒しの里を目指します。

<第2次総合計画における将来像>

水と森の番人が創る癒しの里 川根本町

～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～

1. 地域を支えるひとであふれるふるさと（教育・文化分野）
2. 安心して元気に暮らせるふるさと（健康・福祉分野）
3. 快適に安心して暮らせるふるさと（生活環境・基盤整備分野）
4. 自然・歴史と共に暮らすふるさと（自然・環境・伝統分野）
5. 住民主役の地域づくりが盛んなふるさと（住民参加・行政運営分野）
6. お茶と温泉、活気ある産業に満ちたふるさと（産業・労働分野）

第2章 基本理念

これまで継承してきた歴史・文化、そして町民が幸せを感じ、笑顔に満ちた千年先も続く「まち」をつくるために、「千年の学校」^{※35}の目標である「ひとづくり」、「魅力づくり」、「活力づくり」の3つの観点により、施策を展開し、それを好循環また、相乗させることを基本理念とし、「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」を実現します。

1 ひとづくり～地域への誇りと愛着、豊かな才能を持った人があふれるまち～

「人」はまちを支える根幹、いわば「人財」であり、最も大切な財産です。人の成長は町全体の価値を高めることにつながります。学校教育、産業人材育成、生涯学習、生涯スポーツの充実により、自らの地域への誇りと愛着、豊かな才能を持つ「ひとづくり」を推進します。

2 魅力づくり～だれもが暮らしやすいまち～

快適で安心して暮らせる環境は、豊かな生活の土台であり、活力の維持・創出の源といえます。そのため、生活の基盤となる保健医療、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、地域基盤、生活環境、生活安全、行財政等の満足度を高めることで、安心して住むことができるまちづくりを進め、まちの魅力としていきます。

また、川根本町の資源である豊かな自然や温泉などの利活用を進めるとともに、これまで受け継がれてきた歴史・文化を適正に継承・活用していきます。すべての人が「出番」と「役割」、そして「責任」を分かち合うコミュニティを形成し、住民主体のまちづくり・地域づくりを進めていきます。

3 活力づくり～豊かな生活を支える活力をつくる～

産業は豊かな生活を支える基盤であり、産業の振興がまちの活力を生み出します。「川根茶」を中心としたまちの特色ある農業、林業や商工業・観光業等と豊かな自然や温泉といった地域資源を洗練させ、地元企業や事業者と連携を図りながら、産業基盤のボトムアップ^{※56}を図り、更に地域資源・地域人材（財）を活かした新しい産業を生み出すことで、元気で豊かなまちづくりを推進します。そして、その魅力・価値を活かす仕組みや体制を整え、効果的に発信していくために、戦略的なプロモーション^{※55}に取り組みます。

4 「ひとづくり」「魅力づくり」「活力づくり」の好循環

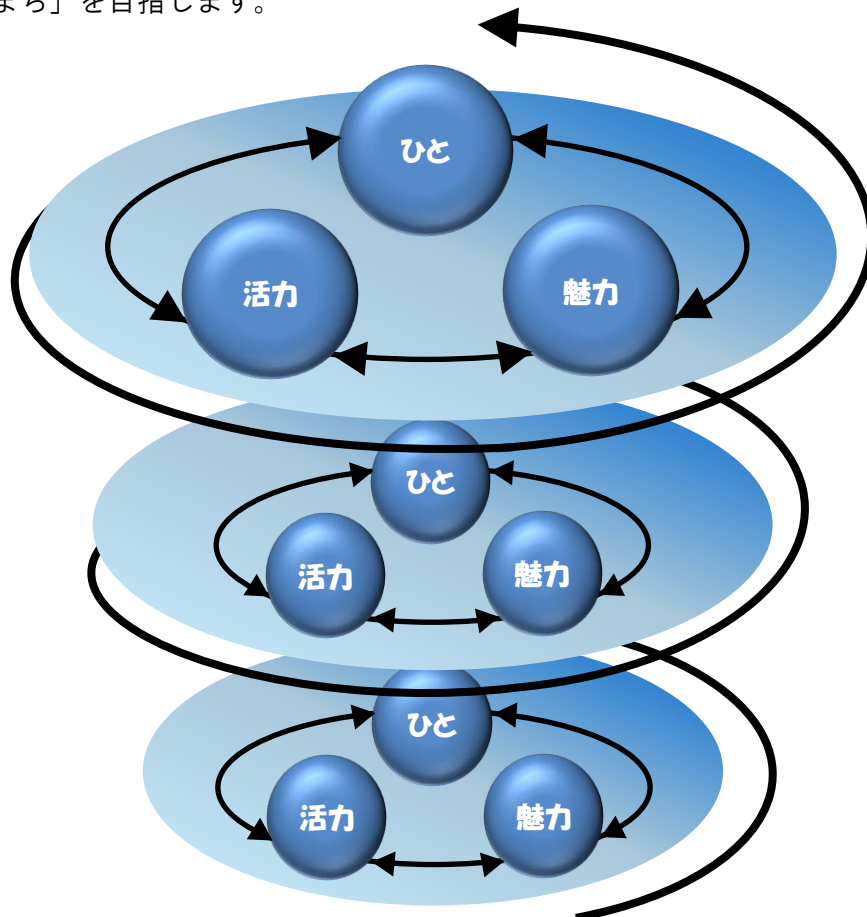
川根本町のまちづくりの基本理念は、これまで述べてきた「ひとづくり」、「魅力づくり」、「活力づくり」の3つの観点からの施策展開とその好循環にあります。「ひとづくり」、「魅力づくり」、「活力づくり」は、相互に関連し合い、相乗効果を持ちながら、川根本町に住むすべての住民の「幸せ」を高めていくような循環を生み出していきます。

<川根本町型のまちづくりの好循環>

まちづくりは「ひとづくり」でもあります。「ひと」がいて、その「ひと」たちが「コミュニティ」を形成し、魅力的な「まち」が創られます。魅力的な「まち」には、更に多くの「ひと」が地域内外から集まります。

住民が高い関心と意欲を持ちながら、地域社会や経済に参加することで、まちの活力が生み出されていきます。多くのひとが集まり、まちの魅力が高まり、地域の活力が増進していく循環のなかで、「ひと」「魅力」「活力」が相乗効果を持ち合いながら、重層的に高まっていくことが、本計画の基本理念です。

まちづくりの要諦は、「ハードからソフト、ソフトからハード」に変化しています。川根本町にかかわるすべての町民が「自己実現」に取り組み、幸せを享受することができる「まち」を目指します。



第3章 施策の大綱

＜施策の大綱図＞

<p>ひとづくり</p>	<p>教育・文化分野 地域を支えるひとであふれるふるさと</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育 2 産業人材育成 3 生涯学習 4 生涯スポーツ
<p>魅力づくり</p>	<p>健康・福祉分野 安心して元気に暮らせるふるさと</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療 2 地域福祉 3 高齢者福祉 4 障がい者福祉 5 子育て支援
	<p>生活環境・基盤整備分野 快適に安心して暮らせるふるさと</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域基盤 2 生活環境 3 生活安全
	<p>自然・環境・伝統分野 自然・歴史と共に暮らすふるさと</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 歴史・文化 2 自然環境 3 景観形成 4 環境保全
	<p>住民参加・行政運営分野 住民主役の地域づくりが盛んなふるさと</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域づくり 2 行財政
<p>活力づくり</p>	<p>産業・労働分野 お茶と温泉、活気ある産業に満ちたふるさと</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業 2 商工業 3 観光業 4 プロモーション

1 ひとつづくり～地域への誇りと愛着、豊かな才能を持った人があふれるまち～

第1の観点である「ひとつづくり」施策は、「学校教育」、「産業人材育成」、「生涯学習」、「生涯スポーツ」で構成されます。このような施策を通じて、川根本町の魅力を高め、まちづくりの主役となる人材（財）を育成していきます。

▼ 学校教育

少子化の進行などの社会情勢の変化により、学校を取り巻く環境も変化しています。このような変化に適切に対応した教育環境を整備していくとともに、地域特性に応じた魅力と特色ある教育を展開していくことが必要です。

幼児教育では、すこやかに豊かな感性をはぐくめるように地域全体で育てる環境を整備し、小中学校教育では、個性に応じたきめ細かな学習指導に加え、地域特性を最大限に活かすことにより、確かな学力と個性を伸ばす教育を推進します。

高校教育については、静岡県立川根高校との連携を強化し、若者交流センター奥流を軸とした若者が集い、学ぶことができる場の提供、大学との連携による教育実習生の受け入れ促進等を通じた、川根高校における教育の効果を更に高めるための施策を推進します。

また、子どもたちが安心して快適に学業に専念できる施設環境を整備します。

- すこやかに育ち、豊かな感性をはぐくむ幼児教育の推進
- 個性に応じたきめ細かな教育による確かな学力と人間性を育てる小中学校教育の推進
- 個性と能力を最大化できる高校教育への支援
- 快適な学習環境の整備

▼ 産業人材育成

人口流出により、町内産業を支える人材不足が進んでいます。産業人材の育成を図り、町内で働くことができる流れをつくる必要があります。

町内産業で必要とされる能力を習得する機会の提供、ビジネス意識の醸成による起業の促進等を通じて、町内の産業を支える人材の育成に取り組んでいきます。また、継続的な雇用を確保するために必要な支援を実施していきます。

- 産業界から求められる能力を習得する機会の提供
- 町内の産業を支える人材の積極的な確保

▼ 生涯学習

これまで盛んな地域づくり活動が実践され、その活動が地域を支えています。

地域を更に良くするためには、青少年から高齢者までの幅広い世代が、地域に誇りと愛着、そして奉仕の気持ちと高い志を持って、主体的に地域づくりに参画する活動をより広めていく必要があります。また、文化・芸術に触れる機会を通じて、教養や知見を高めていくことも必要です。

生涯学習等の活動を通じて、すべての住民が地域を学ぶ機会を持ち、それぞれの人格を高め、その成果を適切に活かし、地域で活躍できる機会の創出に取り組みます。

- 地域を知り、自ら進んで参加し、地域に貢献できる機会の創出
- 豊かな感性をはぐくむ文化・芸術活動の促進
- 未来を担う青少年の育成と社会参加の促進

▼ 生涯スポーツ

すべての人が、心と体の健康を維持・向上させ、生涯にわたり元気でいきいきと暮らしていくために、スポーツを通じた健康づくりを進めていく必要があります。

だれもが気軽に参加できる生涯スポーツの普及を通じて、生きがいづくりや交流によるふれあいの輪を広げ、高齢者をはじめ、すべての住民が元気で楽しく生活できるように取り組んでいきます。また、住民がいつでも気軽にスポーツに取り組むことができる環境整備を進めていきます。

- スポーツを通じたふれあいと健康づくりの推進
- 気軽にスポーツに取り組むことができる環境整備

2 魅力づくり～だれもが暮らしやすいまち～

第2の観点である「魅力づくり」を構成する要素は、「保健医療、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援」、「地域基盤、生活環境、生活安全」、「歴史・文化、自然環境、景観形成、環境保全」、「地域づくり」、「行財政」です。

小さいまちならではの顔がわかる関係を最大限に活かし、これらの要素を充実させていくことにより、地域の絆が高まり、アイデンティティ^{※4}を持って安心して暮らすことができるまちになり、それが川根本町の魅力となります。また、幅広く、細やかに、地域住民の幸せを守り、安心して笑顔で暮らすことができるまちづくりを住民・企業・NPOなどの地域団体と連携しながら進めていきます。

▼ 保健医療、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援

少子高齢化が顕著な川根本町において安全安心な暮らしを継続していくためには、高齢者や障がいのある人に対する支援、医療体制の充実、少子高齢化を克服するための子育て支援を充実させていく必要があります。

保健医療では、自ら健康づくりに取り組むための支援を行うとともに、町内における一次医療体制の維持、救急医療や高度な医療を受けるための医療の広域連携体制を継続します。

地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉においては、小さいまちの強みである顔がわかる関係を活かし、地域が一体となった見守り体制の整備、介護保険事業の効果的な運用等を通じた福祉サービスの充実、また、生きがいつくりの充実により、高齢者が元気に活躍し続ける生涯現役社会の実現に向けた施策を展開します。

子育て支援については、子育て世代の交流や子どもを育てながら働くことができる環境の整備などによって、出産や育児に対する不安を解消していきます。

<保健医療>

- 自発的な健康づくり活動の促進
- 疾病の早期発見・早期治療
- 地域医療体制の確保
- 町内外の医療機関等と連携した救急医療体制の充実

<地域福祉>

- 地域における見守り体制の充実
- 生活困窮者の自立支援
- 福祉人材の確保・育成
- 地域共生社会^{※38}の実現

<高齢者福祉>

- 介護保険事業の円滑な推進
- 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- 日常生活を支える支援の充実

<障がい者福祉>

- 就労機会の充実と社会参加の促進
- 自立した生活を支える福祉サービスの充実

<子育て支援>

- 子育てしやすい地域社会の実現
- 子育てへの不安の解消
- 男女の交流機会の促進

▼ 地域基盤、生活環境、生活安全

地域基盤、生活環境、生活安全は、安心・安全かつ快適に生活するための基盤です。この基盤整備を更に進め、暮らしやすさを向上させていく必要があります。

鉄道と町営路線バスの効率的な運行体系の構築による利用しやすい公共交通の確立や道路交通網の整備を進め、ユニバーサルデザイン^{※62}の促進やICT^{※2}の積極的な活用により、利便性の高い暮らしを実現します。また、水道施設の整備や生活排水の適正処理等を進めることで、生活衛生の保持に努めます。生活スタイルやニーズに合わせた住環境の整備を進めるとともに、まちの自然と生活が調和した生活空間を創出して川根本町の特色とすることで、移住・定住の促進を図ります。

また、防災拠点、自主防災組織の強化、治山・治水、消防救急体制等の充実による災害に強いまちづくりを進め、交通安全対策や消費者保護等の活動の拡充を図ることで、安全で安心して生活できるまちづくりを目指します。

<地域基盤>

- 適正な土地利用の計画的推進
- 快適に安心して利用できる交通体系の整備
- だれもが利用しやすいまちづくりの整備
- ICTの活用による生活利便性の向上

<生活環境>

- 自然と生活が調和した生活空間の創出と多様な生活スタイルに適した居住環境の提供
- 移住・定住の促進
- 安心・衛生的な生活環境の維持

<生活安全>

- 地域防災力の向上と自然災害対策等の充実
- 消防・救急体制の充実
- 犯罪・事故の抑制

▼ 歴史・文化、自然環境、景観形成、環境保全

川根本町が有する自然や歴史・文化を適正に保全、継承するとともに、地域の貴重な資源として有効に利活用していく必要があります。

自然環境を保全するだけでなく、豊かな森林の持つ水源涵養等の多面的機能の向上につながる森林整備や自然エネルギーの利活用の促進などを通じた、自然とうまく共生した川根本町らしい心の安らぎを得られる環境の創出を実現します。また、エコツーリズム^{※13}をはじめとした自然との新しいふれあいの機会の創出を推進していきます。

これまで受け継がれてきた山里の価値ある地域の歴史・文化、景観を今後も大切に評価・継承し、地域固有の資源としてまちづくりに活かしていきます。また、自然共生型社会の実現による、環境負荷の少ない地域づくりを進めていきます。

<歴史・文化>

- 文化・伝統の保全と継承
- 文化・伝統を活かした地域づくりの推進

<自然環境>

- 豊かな生態系と生物多様性の保全
- 自然との新しいふれあいの機会の創出

<景観形成>

- 美しい里山景観の保全と継承
- 自然を利活用した秩序ある景観形成の誘導

<環境保全>

- 環境負荷の少ない自然共生型社会の創出
- 環境意識の醸成・人材育成

▼ 地域づくり

地域社会が抱える様々な課題を解決していくために、住民、地域団体、民間企業、行政等が、それぞれの役割を分担し、相互連携しながら住民主役のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

住民と地域団体、民間企業等、そして行政が高度に連携し合い、住民がまちづくりに対する強い関心を持ち、住民全体で「出番」と「役割」を分かち合うコミュニティの形成を推進していきます。また、国内外との多様な交流の促進を図るとともに、共生と互惠、奉仕の意識の醸成や住民と行政の連携を強める体制づくりを進めていくことにより、将来にわたり発展することができるまちづくりを進めます。

- 自治組織や地域づくり団体に対する活動支援
- 地域の課題解決を支えるコミュニティビジネス^{※28}、ソーシャルビジネス^{※36}の支援
- 住民によりそった行政サービスの推進
- 住民と行政の協働によるまちづくり
- 国内外の多様な交流機会の創出
- すべての人の意見や価値観が尊重される共生社会の実現

▼ 行財政

財政や人員などの制約条件が今後ますます厳しくなることが予想されるなか、このような状況に適正に対応できる行財政運営を行うことが重要です。

行政改革による施策の検証と改善を図る仕組み（PDCAサイクル^{※52}）の確立や公の施設の適正管理、横断的な組織体制の構築などに取り組み、厳しい社会情勢等に適切に対応できる効果的かつ効率的な行財政運営を実現させるとともに、国民健康保険等の社会保障制度の適正な利用に努めます。

また、大井川流域を中心とした、他地域との多様な連携を図る広域行政の促進に努めます。

- 効果的な行政運営と効率的な財政運営
- 社会保障制度の適正な利用の促進
- 広域行政の推進

3 活力づくり～豊かな生活を支える活力をつくる～

第3の観点である「活力づくり」を構成する要素は、農林業、商工業、観光業等の振興と、まちの魅力やブランドを町外に発信するプロモーション戦略です。

川根本町の経済的な持続可能性を保つためには、生産性の高い労働力を確保していくとともに、積極的な設備やビジネスプラン^{※53}への投資を呼び込み、産業の革新を図っていく必要があります。そこで、川根本町が持つ、お茶、温泉、森林等の地域資源や人材（財）を最大限に活かすとともに、地元企業と町内外の事業所との連携を強化し、町内の産業を振興し、まちの活力を向上させていきます。

令和2年3月に策定した「総合戦略」に基づきながら、魅力ある「しごと」をつくり、働く場を増やし、川根本町の人口減少を食い止め、まちの活気を高め、持続可能な好循環を生み出していきます。

▼ 農林業

茶業をはじめとした農業や林業の生産性向上や人材の育成、地産地消（商）の推進等による町内における消費拡大、ICTの活用などを通じた産業経営のイノベーション^{※8}、産業の分野を越えた連携による6次産業^{※66}化等に取り組みます。

また事業者、関係団体、行政が連携し、農業・林業の大規模化、複合化などによる経営モデルの検証と、そのモデルを実践するためのイノベーションに取り組み、雇用を創出していきます。更に、研修制度等を通じた農林業の担い手育成を図ります。（「総合戦略」第5章第1節）

- 農林業の生産性向上と経営の再構築の促進
- 意欲的な担い手の確保と育成支援
- 6次産業等の新たな事業展開への支援

▼ 商工業

若者の雇用を促進するため、継続的に維持・貢献している第2次産業を中心とした地元企業の定着化と、若い就業者の働きやすい就業環境の整備に向けて、関係機関、団体、企業とのコミュニケーションを通じて連携強化を図るとともに、産官学金労言^{※31}の幅広い連携を通じた産業基盤の構築を進めます。また、地元企業・事業所の持つノウハウの活用、ソーシャルビジネスの起業促進により、「しごと」をつくり、働く場を増やし、持続可能な好循環を生み出し、特色と底力のある地域産業の実現を目指します。（「総合戦略」第5章第1節）

- 地元企業や事業者の経営基盤の強化
- 新たなしごとや事業機会の創出
- ソーシャルビジネスの起業支援

▼ 観光業

地域資源のブラッシュアップを図るとともに、特産物の販売促進や自然の豊かさと温和な地域特性を基本とした体験型観光サービスを展開し、第1次産業の高度化、賑わいの創出と交流人口の増加を図り、経営の安定と雇用を促進します。また、関係団体、事業者、金融機関、行政等が連携し、日本版DMO^{※45}や連携プラットフォーム^{※65}を構築します。（「総合戦略」第5章第1節）

- 地域資源を有効活用した魅力的な観光地づくりへの支援と体制づくり
- 新たな観光商品・サービスの創出支援

▼ プロモーション

観光交流人口と、川根本町で生産・製造された商品の販売量の増加、農林業、商工業、観光業等の経営安定と雇用の促進を図るために、地域マーケティング^{※39}に必要なデータ収集・分析の仕組みを整え、効果的な施策を講じていきます。また、東京等の大都市圏における川根本町の知名度、ブランド力を向上させるため、積極的な情報発信、情報交流に取り組みます。（「総合戦略」第5章第5節）

- 地域マーケティング、地域マネジメント^{※40}手法の導入
- 戦略的なプロモーションの展開
- 町内外に向けた積極的な情報発信
- インターネット、Web^{※10}ページを活用した川根本町の魅力の共有と発信

第4章 土地利用

1 土地利用の基本理念・基本方針

「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」というまちの将来像を実現していくため、地域における土地利用方法を明確にし、秩序ある、効率的な土地利用を進めていきます。また、南アルプスユネスコエコパークへの認定と日本で最も美しい村連合への加盟、茶草場農法の世界農業遺産への登録を契機として、これらの理念に基づき、自然を保全しながら、自然との調和を基調とした利活用を進めていきます。

2 基本施策

南アルプスユネスコエコパークの理念を基本とし、自然を保全しながら、自然との調和を基調とした利活用を進めるため、町内を大きく【保全エリア】と【共生エリア】に分類し、エリアごとの土地利用の方向性を示します。また、町外との交流軸を示すことで、地域間連携・交流を促進していきます。

▼ 保全エリア

豊かな自然環境を将来にわたり保全していくエリアです。山岳景観や原生的な自然環境、貴重な動植物の生息地となっており、この貴重で多様な生態系を将来にわたり保全していきます。また、このエリアは大井川の源流部も含まれており、森林を適正に保全することで、水源涵養等の森林の多面的機能を高め、大井川の水質を保全していきます。

▼ 共生エリア

豊かな自然と調和した景観保全に努めながらまちの価値を高める資源として計画的に利活用していくエリアです。適切な土地利用ができるよう、①居住、②産業、③交流という3つの利用目的に沿って展開していきます。

① 居住

地震や大雨などの自然災害対策を進め、災害に強い環境を整備し、自然との調和が図られた安心・快適な居住空間を形成することができる土地利用を進めます。

② 産業

優良農地の維持や耕作放棄地の有効活用を進めるとともに、商工業用地としての利活用を促進することで、活力ある生産基盤を持った産業を形成できる土地利用を進めます。

③交流

自然との共生を図りながら、環境教育をはじめとしたふれあいの場としての活用、自然資源の観光利用ができる土地利用を進めます。

▼ 交流軸

エリア内のヒト・モノの交流を促進させる軸として、国道362号、国道473号、主要地方道川根寸又峡線、鉄道の4つを設定します。これらの軸と拠点を整備することによって町内外のネットワーク力を高め、交流の機会を創出していきます。

町内の観光拠点となる千頭駅や寸又峡地区、道の駅、住民生活や集落維持の拠点となる小学校や各地区集会施設を効率的に結ぶネットワークを構築し、地域の実情に応じた生活の利便性を高めるとともに、町の一体性を確保していきます。更に、町外との交流軸としての活用を進めていきます。



基本計画

第1章 基本計画推進にあたって

1 基本計画作成の方針

川根本町では若者を中心とした人口流出が進み、人口減少・少子高齢化等の課題に直面しています。特に、生産年齢人口の減少は町における生産性や消費の減少による地域活力の衰退、また、コミュニティ機能の維持に大きな影響を与えることが予想され、町の存続にもかかわる大きな問題であるといえます。

この人口減少課題を克服しながら、川根本町が目指すべき将来像を実現していくためには、町を取り巻く状況を的確に把握し、社会の潮流に応じた新たな施策展開を図りながら、町の持つ特性・強みを活かしていくことにより、この町で働き、生活することに対する満足度を高め、「住みたいまち」にしていかなければなりません。

第2次川根本町総合計画基本計画においては、川根本町が持つ価値を更に洗練させていくとともに、未来を見据えた力強い施策を展開し、多くの人に選ばれる活力と幸福に満ちた町としていくために、「町民ニーズの把握による満足度の高い暮らしを実現していく視点」、「社会の潮流に合った新たな課題への対応・克服という視点」、「町の強みを最大限に活かす視点」の3つを基軸とし、更に、人口減少の克服のために、川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画における重点戦略と位置付け、「川根茶」「温泉」「自然」等の川根本町の持つ強み・個性を活かしながら川根本町だからこそできる施策を推進していきます。

(1) 町民の意見を聞く（アンケート調査・町民ヒアリング）

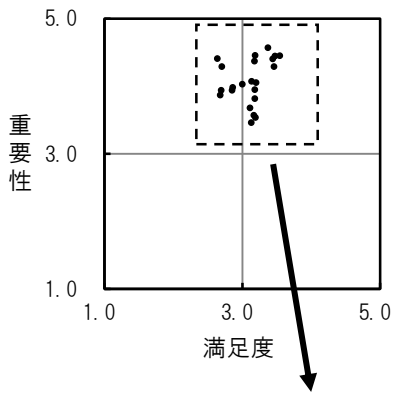
第2次後期総合計画策定にあたり、町民の思いや考えを計画に反映していくために、第2次前期計画の施策評価と住民アンケート調査、また、より詳細な考えや意見を把握するためのワークショップや子ども会議を実施しました。

① 施策評価のためのアンケート結果

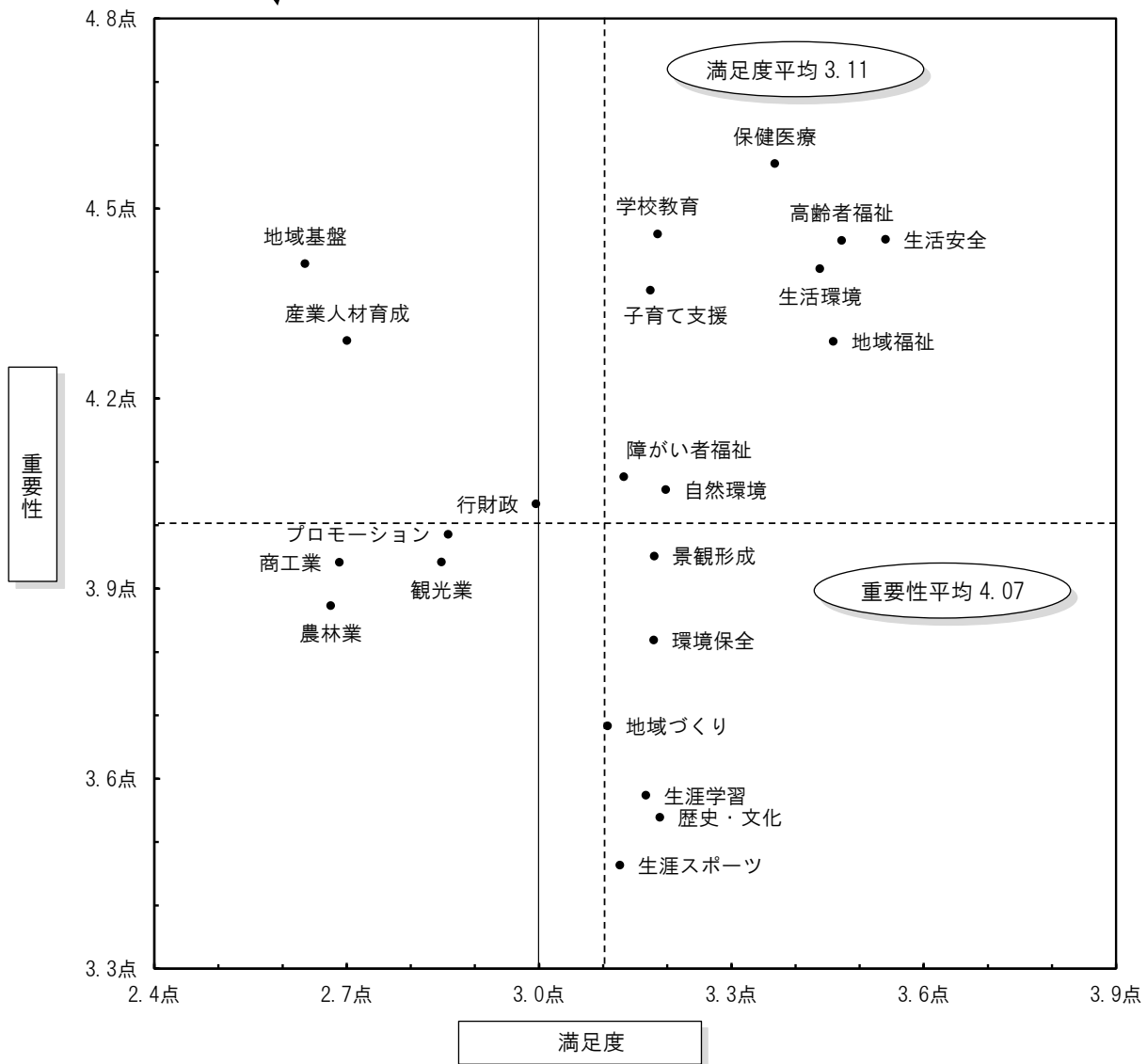
令和3年1月に、川根本町在住者から無作為に抽出した1,000人を対象に調査を行い、491人から回答を得ました。本調査は第2次前期計画の施策の満足度と重要度を測ることを目的とした調査であり、その結果から第2次前期計画から継続すべき施策、改善すべき施策を把握しました。

<結果>

満足度得点の平均と重要性得点の平均を22ページのように散布図に表しました。図にすることで、満足度と重要性の関係が読み取れます。図の左上には重要だが不満という項目が位置し、要改善項目といえます。図の右上には重要だが満足している項目が位置し、重点的に維持していく項目といえます。図の右下には重要でないが満足している項目が位置し、概ね継続的な展開が望ましい項目といえます。図の左下には重要でないし不満という項目が位置し、環境の変化や動向をウォッチ（注視）していく項目といえます。



要改善項目 (重要だが不満)	維持項目 (重要だが満足)
ウォッチ項目 (重要でないし不満)	継続的項目 (重要でないが満足)



- i. 満足度の平均は全施策において「4. やや満足している」よりも低い数値を示している
- ii. 重要度の平均は全施策において「3. どちらともいえない」よりも高い数値を示している
- iii. 「地域基盤」「産業人材育成」「行財政」については、重要度が高く満足度が低い傾向にある

- ◆ i と ii の結果から、ほぼすべての施策において重要度は高いが、満足までには至っていないと認識されていることがわかるため、全体的に施策の発展・底上げを図り、満足度を高めていく必要があります。
- ◆ iii の結果からは「地域基盤」「産業人材育成」「行財政」については今後重点的に改善させていくべき項目であるといえます。

②ワークショップ

- ◆ 住民を対象としたワークショップを6つの分野に応じて実施しました。令和3年6月30日と7月1日に実施したワークショップでは各分野の課題を議論してもらい、7月28日と7月29日に実施したワークショップでは各分野の課題への対応策を議論してもらいました。ここでは「人口減少」「ICTの活用」「医療体制への不安」「空き家対策」「様々な分野での担い手不足」等、様々な意見が多くみられました。対策としては「町を更にPRすること」「町内の様々な機関や人が連携すること」「移住しやすい環境の整備」「地元の住民の意識を変えていくこと」等の意見が出ました。

③子ども会議

- ◆ 令和3年7月28日に実施した子ども会議では、川根本町の中学生に、今後こうなってほしい川根本町について議論してもらいました。「交通の便が悪い」「働ける場所がない」「遊び場が少ない」「お店や施設が少ない」等の意見が出ました。こうなってほしい川根本町の姿として「大型店舗の誘致」「映画館や遊園地等の遊べる場所の誘致」「働きたい場所を増やしてほしい」等の意見が出ました。

(2) 社会の潮流に的確に対応する

都市部への生産年齢人口の流出による人口減少・少子高齢化の進行、また、東日本大震災や集中豪雨等の大規模災害の発生、ICTの普及による情報化社会の急速な進展、ライフスタイル・趣味趣向の多様化、更に感染症の流行等、社会を取り巻く環境は急速に変化しています。

これらの時代の変遷とともに、従来までは想定していなかった多様な課題が生じており、このような課題に的確に対応していく行政運営がますます求められるとともに、有事の際に迅速に対応できる体制を構築していくことが必要とされます。更に、国内外における地域間交流による新たな交流人口の増加、ユビキタス社会^{※63}の進展等が予想されているなか、時勢を積極的に捉え、地域振興に結び付けていく施策展開が求められています。

当町においても、整備されたICT基盤の利活用を積極的に図っていくことや、生産年齢人口を確保し、町の産業を維持・発展させていくための産業人材の育成、ますますニーズが増している介護人材の育成・確保、ライフスタイルの多様化に対応した移住・交流人口の確保、買い物弱者への対応等、社会の潮流に的確に対応した施策を推進していきます。更に、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs^{※15}への行政の取組も求められており、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指していくことも必要です。

本計画においてもSDGsの考え方を意識し施策に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 基本計画の構成

第2次川根本町総合計画基本計画の構成は次のとおりとなります。

社会の潮流に合わせながら、川根本町の強みを活かす施策と人口減少の克服を目指す施策を重点戦略施策と位置付けるとともに、重点戦略施策を支える分野別施策を推進していきます。

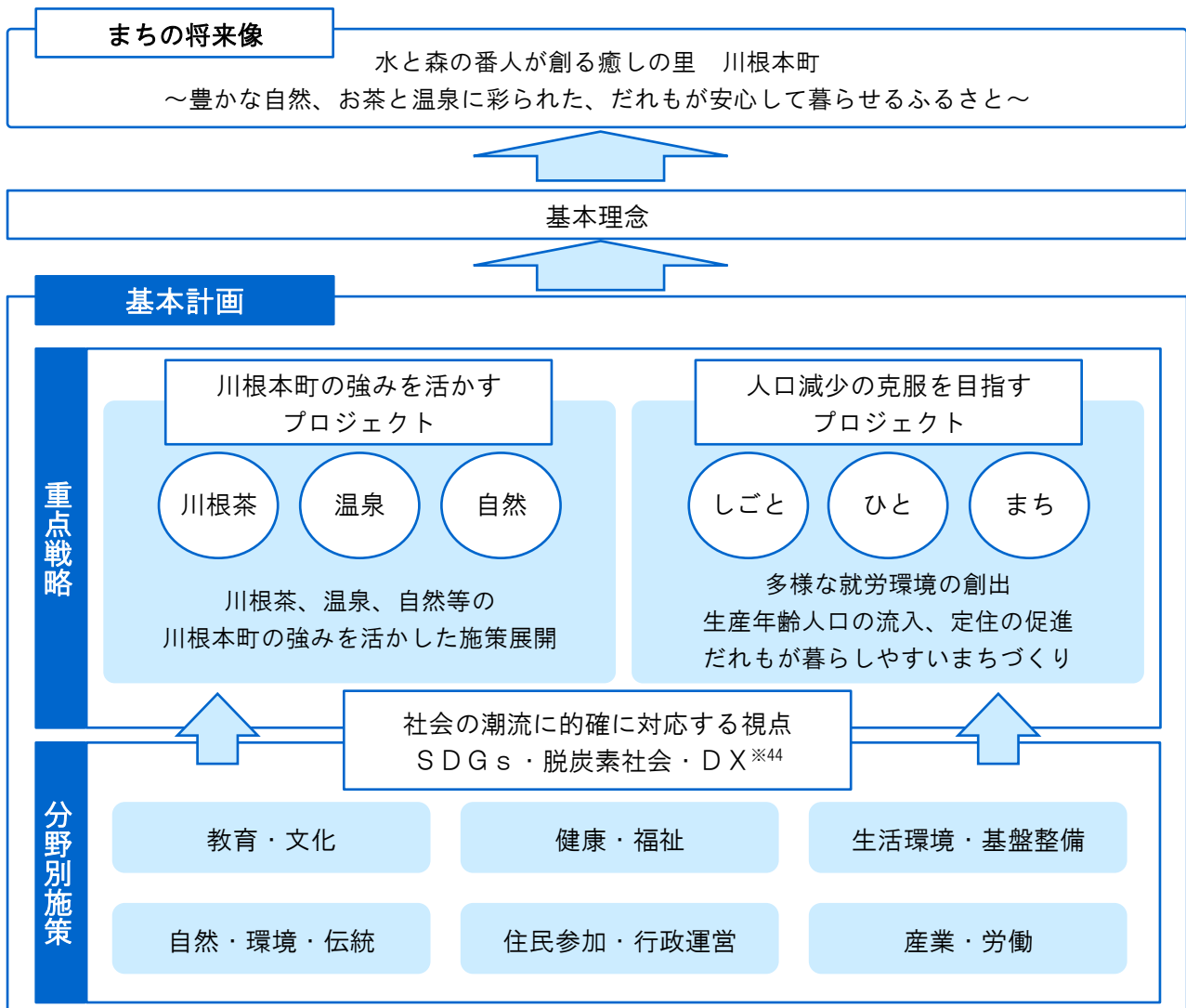
(1) 重点戦略

「川根本町の強みを活かす」、「人口減少の克服を目指す」という2つの視点から、推進すべき施策を定めます。

(2) 分野別施策

基本構想に掲げた施策の大綱の分野別に、現状と課題を把握し、目標を達成するための施策の方向性を定め、また、その取組の達成度を図るKPI（目標指標）を設定します。なお、現状値については、新型コロナウイルス感染症を踏まえた年度設定としています。

<基本計画の体系>



<構成図>

重点戦略

川根茶・温泉・自然 川根本町の強みを活かすプロジェクト・・・ 27	人口減少の克服を目指すプロジェクト・・・ 29
1 川根茶 地域資源の価値の向上	1 しごと 多様な就労環境の創出
2 温泉 地域資源の活用と新たな価値の創出	2 ひと 生産年齢人口の流入、定住の促進
3 自然 自然との共生・豊かな暮らしの実現	3 まち だれもが暮らしやすいまちづくり

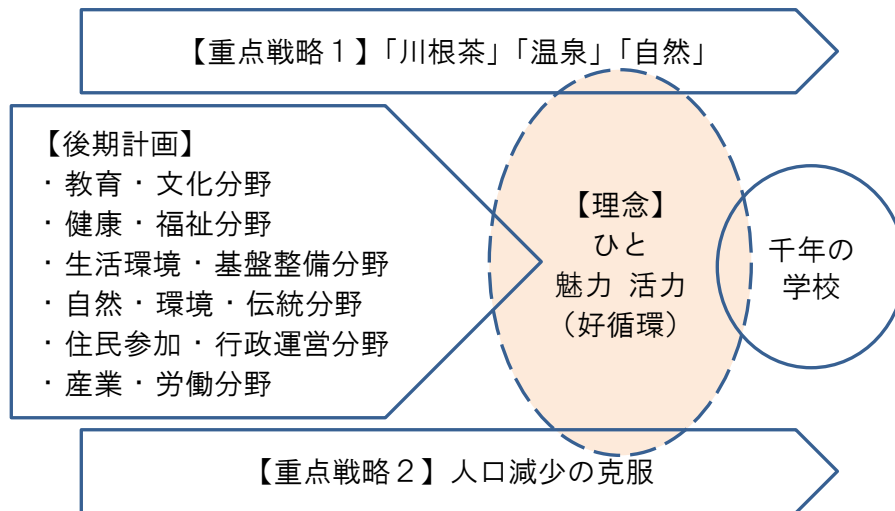
分野別施策

教育・文化分野・・・ 31	自然・環境・伝統分野・・・ 89
1-1 学校教育 <ul style="list-style-type: none"> 1-1-1 幼児教育 1-1-2 義務教育 1-1-3 高校教育 1-1-4 学習環境 	4-1 歴史・文化
1-2 産業人材育成	4-2 自然環境
1-3 生涯学習 <ul style="list-style-type: none"> 1-3-1 生涯学習 1-3-2 文化・芸術 1-3-3 青少年活動 	4-3 景観形成
1-4 生涯スポーツ	4-4 環境保全
健康・福祉分野・・・ 51	住民参加・行政運営分野・・・ 101
2-1 保健医療 <ul style="list-style-type: none"> 2-1-1 保健 2-1-2 医療 	5-1 地域づくり <ul style="list-style-type: none"> 5-1-1 住民のまちづくり活動 5-1-2 協働 5-1-3 地域間交流・国際交流 5-1-4 人権尊重・男女共同参画
2-2 地域福祉	5-2 行財政 <ul style="list-style-type: none"> 5-2-1 行政運営 5-2-2 社会保険 5-2-3 広域行政
2-3 高齢者福祉	
2-4 障がい者福祉	
2-5 子育て支援	
生活環境・基盤整備分野・・・ 67	産業・労働分野・・・ 117
3-1 地域基盤 <ul style="list-style-type: none"> 3-1-1 土地利用 3-1-2 道路・公共交通 3-1-3 ICT 	6-1 農林業
3-2 生活環境 <ul style="list-style-type: none"> 3-2-1 居住環境 3-2-2 移住・定住 3-2-3 衛生 3-2-4 水道 	6-2 商工業
3-3 生活安全 <ul style="list-style-type: none"> 3-3-1 防災 3-3-2 消防・救急 3-3-3 交通安全・防犯 	6-3 観光業
	6-4 プロモーション

第2章 重点戦略

川根本町には、川根茶・温泉・自然等といった町民だれもが誇りに思う強みがあります。この強みを活かした施策を展開していくことが必要です。この強みを基軸とし、「豊かな時間の流れる暮らし」「癒し」「健康」等といった町の特色・特性と融合させることによって、強みを伸ばし本当の強みとしていき、川根本町だからこそできる施策を推進します。また、人口減少はまだ大きな課題となっており、人口減少を克服するために、川根本町総合戦略と連携を図りながら、子育てしやすいまちを基軸とした総合的な計画を推進していく必要があります。更に、千年の学校を住民等のまちづくりへの参画・社会実験の場として捉え、計画の実践を図っていきます。

<イメージ図>



1 川根茶・温泉・自然 川根本町の強みを活かすプロジェクト

1. 方向性

川根茶・温泉・自然は川根本町をアピールする独自の強みになりえます。当町は光岳の南西部、大井川源流部が本州唯一となる原生自然環境保全地域に指定されています。また、町全域が南アルプスユネスコエコパークに指定されているとともに、日本で最も美しい村連合に加盟する等、全国的にも豊かな自然が認められています。更に、温泉地である寸又峡は「美女づくりの湯」として知られており、奥大井の秘境にたたずむ「夢のつり橋」も多くの観光客で賑わいます。接岨峡では、「若返りの湯」としての温泉と湖に浮かぶ「湖上駅」など魅力的な資源があります。このような豊かな自然に育まれた川根茶は高品質で全国的に知られています。これら川根茶・温泉・自然、3つの魅力を活用し、川根本町の新たなる強みとして再構築し、活力あるまちづくりを目指します。

2. 施策の方向性

◎川根茶 地域資源の価値の向上

- ・耕作放棄地の利活用による農業生産力の向上と景観形成を行います。
 - ・茶業の6次産業化を図るとともに、町内外へのプロモーションを展開することで、川根茶ブランドを高めていきます。
 - ・茶業を担う中心的な経営体を強化及び新たな経営体の構築・導入などマーケットに迅速に対応できる組織経営体を支援していきます。
- ⇒茶業従事者、関係機関、各種団体、町が一体となった組織づくりにより、早急に茶業の戦略的な展開に向けた取組を進めます。

◎温泉 地域資源の活用と新たな価値の創出

- ・温泉という観光基盤に安らげる自然等の魅力とおもてなしの心を加えることで、温泉地としての価値を高めていきます。
 - ・温泉と体験プログラムによる新商品開発や魅力の情報発信等により、選ばれる温泉地にしていきます。
- ⇒豊かな自然環境を活かした体験と温泉を組み合わせた観光プログラムを早期に開発し、推進していきます。

◎自然 自然との共生・豊かな暮らしの実現

- ・南アルプスユネスコエコパークや日本で最も美しい村連合の理念の浸透を図り、町全体で自然の魅力や大切さを認識し、情報を発信していきます。
 - ・美しい自然を守るため、CO₂吸収源である森林整備や再生エネルギーの取組を進め、脱炭素社会への貢献を目指します。
 - ・自然を活用し、だれもが安らげる空間や機会を提供し、豊かな暮らしを実現します。
- ⇒キャンプ・カヌー等の体験を活かし、自然と共生したワーケーションなど、安らげる空間を提供していきます。

2 人口減少の克服を目指すプロジェクト

1. 方向性

人口減少を克服するために、人を大切に育み、当町の未来を創造する人材を育成することを踏まえたうえで、多様な就労・起業環境を創出することにより戦略的に生産年齢人口の流入と転出抑制を図るとともに、特色ある教育の展開により若者を中心とした交流・関係人口の増加を図ります。また、子育て支援体制と医療・介護の充実、支え合う地域づくりにより転出の抑制に努めます。

2. 施策の方向性

○しごと 多様な就労環境の創出

【目標1】◎多様な仕事を創出し、「人材育成」により培われた知識や技能を活かして、当町で暮らし、働けるようにする

- ・ 地域資源とICTを融合させ、川根本町ならではの就労・起業環境の創出を図ります。
 - ・ 事業承継や経営の安定化、人材育成等を支援し、持続可能な地域産業の体制づくりを進めます。
 - ・ 関係機関や事業者と連携し、様々な分野で川根本町の魅力を活かした6次産業等の新たな事業展開を目指します。
- ⇒ ICTを活用したサテライトオフィスや企業誘致を行うとともに、商工会や関係機関、町が連携し、新たな産業の創出を検討します。

○ひと 生産年齢人口の流入、定住の促進

【目標2】◎特色ある「教育」を展開し、若者を中心とした人の流れをつくる

◎地域資源を活かし、交流人口・関係人口の増加を促進する

- ・ ICT教育やキャリア教育等を推進し、当町ならではの個に応じた教育を展開していきます。
 - ・ 地域資源を活かし、だれもが住み続けたい、住んでみたいまちづくりを推進します。
 - ・ 空・海・陸のネットワークを活かした広域的なツーリズムを展開していきます。
- ⇒ ICT教育・キャリア教育やリカレント教育^{※64}等の川根本町らしい教育を展開させるとともに、移住・定住プロジェクトチームを立ち上げ、魅力あるまちを目指します。また、関係機関や近隣市町と連携し、マンパワーをフル活用して賑わいあるまちを創出していきます。

○まち だれもが暮らしやすいまちづくり

【目標3】 ◎結婚・出産・子育てを支援し、安定した家庭生活を

維持できる環境を整備する

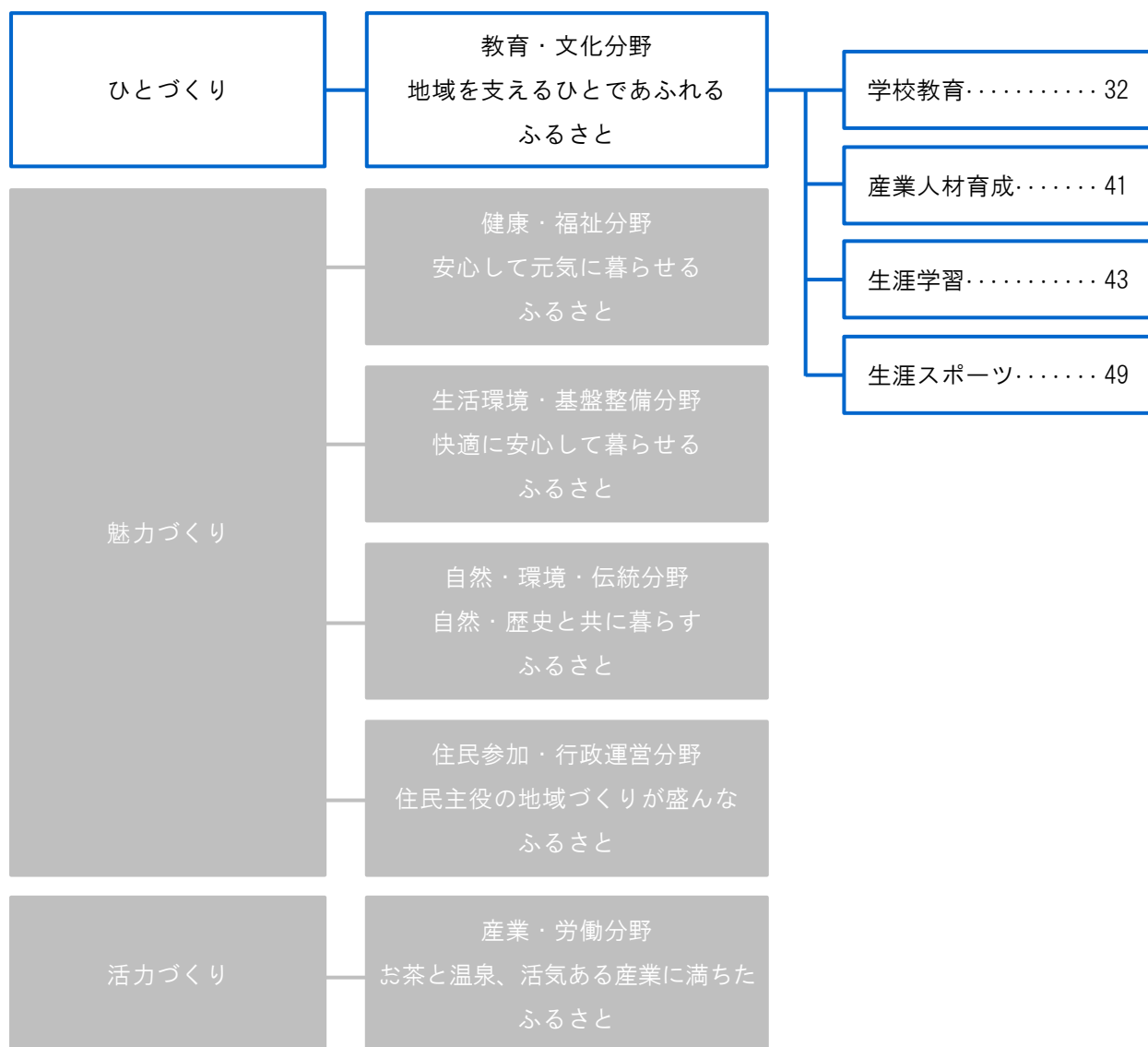
◎だれもが健康で安心して便利に暮らせるコミュニティ、

生活環境を整備する

- ・ICTの活用による仕事と家庭を両立できる仕事の支援や、地域で子育てしやすい環境を整備していきます。
 - ・地域医療・福祉体制の充実や有事の際に住民を守るための体制を整備することで、安心して暮らすことができる環境を実現します。
 - ・だれもが「出番」と「役割」を分かち合うコミュニティを形成します。
- ⇒官民一体となって身近で顔の見えるサービス提供の維持・充実を図ります。また、近隣市町と連携した広域的な医療・福祉サービスを展開します。

第3章 分野別施策

教育・文化分野 地域を支えるひとであふれるふるさと



1-1 学校教育



1-1-1 幼児教育

1. 現状

- ◆町内には、私立幼稚園1園と私立保育園1園、町立保育園2園があり、就学前の基礎的な生活習慣や集団生活を養うために、それぞれで少人数を活かしたきめ細かな保育・教育を行っています。
- ◆幼児期の子どもを持つ家庭の教育力向上のために家庭教育学級を開講するなど、家庭での子育て機能の充実を図るための取組を進めています。
- ◆学校教育ビジョンに基づき、就学支援や特別支援教育に係る保幼小の連携を進めています。

2. 課題

- ◆発達障がい等の支援を充実するために支援者のスキルアップが必要となっています。
- ◆家庭教育力の向上や食育推進のために家庭環境に合わせた父母ともに参加できる講座の開催の充実を図る必要があります。

3. 目指すべき方向性

「すこやかに育ち、豊かな感性をはぐくむ幼児教育の推進」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
待機児童数	0人	0人

5. 主な施策

就学前教育の充実

1

- 乳幼児期から高校まで、子どもの成長に対する切れ目のない支援体制を構築します。
- 私立幼稚園に対する運営費補助など、幼児教育に対する支援を充実し、多様な就学前教育の拡充を図ります。
- 関係機関の連携を強め、発達相談の充実等による個に応じた早期からの就学支援を行います。

家庭・地域教育の充実

2

- 家庭教育学級や親子で取り組む読書活動等の教育機会を提供し、家庭教育を充実していきます。
- 豊かな自然や産業・文化に触れる体験活動、世代間交流、国際交流など、地域における教育機会の充実に努めます。
- 子ども同士の様々な遊びの機会を創出することで、心身の健康と社会性の習得を図ります。
- 食生活についての重要性を学ぶため、幼児期から食育を推進します。



1-1-2 義務教育

1. 現状

- ◆学校教育ビジョンに基づき、アクティブラーニング^{※6}や国のキャリアパスポート^{※24}に先駆けてキャリアファイルを実施する等、当町独自の取組を展開しています。
- ◆平成17年度に600人以上在籍した児童生徒数は、減少の一途をたどり、令和3年度には、町立4小学校で学ぶ児童は186名、2中学校の生徒は93名となっています。
- ◆6校に配置された県費負担教員一人当たりの児童生徒数は5人程度の状況にあり、教職員が児童生徒に関わる機会が多くなっています。
- ◆「子どもたちは町の宝物」、「教職員は町の財産」という理念に基づき、小中6校を緩やかな一つの学校と見立て、平成27年度から学校教育ビジョン「学力向上ネットワークプラン^{※17}」に取り組んでいます。

2. 課題

- ◆ICT教育にキャリア教育^{※23}の考え方を盛り込み、児童生徒のメタ認知力^{※60}を更に向上させる必要があります。
- ◆学校再編を見据え、義務教育学校^{※21}開設に向けて当町独自の仕組みを構築していく必要があります。
- ◆21世紀型の次世代教育を目指し、新たな学校教育ビジョンに基づく個別で最適な学びの実現やコミュニティ・スクール^{※27}の活動等について、各校に働きかけるとともに、いじめの早期認知や不登校等の問題解決に向けて、スクールカウンセラーや教育相談員を有効に活用し、支援を継続していく必要があります。

3. 目指すべき方向性

「個性に応じたきめ細かな教育による確かな学力と
人間性を育てる小中学校教育の推進」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
学校が楽しいと思う児童生徒の割合	96.6%	100%

5. 主な施策

学校教育ビジョンの推進

1

- 義務教育学校再編プロジェクトにおける事項を踏まえ、当町の学校教育の指針となる21世紀型の次世代教育を指向して新たな学校教育ビジョンを作成し、その進行管理を行います。
- キャリア教育の推進にあたっては、キャリアファイルの実効性について検証するとともに、eポートフォリオ^{※7}の可能性についてICT推進事業の企業体と連携しながら検討を進めます。
- RG授業（連携グループ授業）^{※1}については、町教育会に対して継続を促し、児童生徒のコミュニケーション力、表現力の更なる向上を目指します。併せて学校再編を見据え、授業や諸活動を軸とした人間関係づくりに資する教育活動を求め、その成果や課題を義務教育学校再編プロジェクトに還元できるようなスパイラルを構築します。

教育内容の充実

2

- YRG授業^{※69}（横の連携グループ授業）に加え、TRG授業^{※43}・活動（縦の連携グループ授業・活動）の実施について、町内校長会、町教育会研修主任研修会等において実施を強く働きかけ、義務教育学校における個別最適化された学びの基礎をつくります。
- 義務教育学校におけるコミュニティ・スクールを活用し、地域学校協働本部の人材や活動を積極的に学校の教育活動に取り入れるよう働きかけます。併せて、学校運営協議会の仕組みを構築するとともに、明らかになった課題を修正し、地域との連携による取組を前倒して実施します。
- 国のGIGAスクール構想^{※19}に先駆けて実施しているICT教育を更に深化させ、これまでのエビデンスに基づくICT機器の効果的な活用を推進します。
- GTEC、GTEC-Junior^{※32}については継続実施し、児童生徒に自らのスコアの伸びや課題を認知させ、英語学習に対するモチベーションを高めます。
- 就学前の就学支援体制を強化します。また、在学中の児童生徒についても、15歳や18歳の出口を見据えた進路指導、就学支援を行うよう各校に働きかけ、教育相談員の巡回相談の情報等を基に、適切な就学支援を行うように努めます。
- 不登校については、ICTを活用した遠隔授業への参加を促し、当該児童生徒と学校の間を切ることをしないよう働きかけます。また、「小中学校における不登校児童生徒0」を今後5年間の目標に掲げ、児童生徒に寄り添った教育活動を継続するよう働きかけます。
- 教職員の実践的な指導力及び使命感の向上と同僚性^{※49}の構築を図るため、当町の教育課題を明確にし、県外への先進地視察や講師の招聘などの研修の場を積極的に提供します。

学校と家庭、地域社会との連携

3

- 遊びやスポーツなどを通じ、自らの体を鍛え、仲間・地域の人たちと交流する力を高めることができるよう、家庭、地域、学校が連携し、子どもたちが安心して遊び、活動できる環境を整備します。
- 子どもの自立に向け、地域の商店や企業等と連携した職業体験や社会体験などの地域の「ひと、もの、こと」との交流体験の場を創出します。
- 放課後子供教室、児童クラブの開催や学校図書館の開放、中学校の部活動における地域人材の活用や町民の学校行事への参加を促す取組などにより、地域に開かれた学校を目指します。
- 人と人とのつながりや集団生活の重要性、地域と自身を見直す機会を確保するため、町内外の学校間の交流学習や事業を実施します。
- 地域の人材を活用した地域スポーツクラブの開設等、子どもたちのスポーツや文化活動に対する様々なニーズに応じていくための方策を検討します。

1-1-3 高校教育

1. 現状

- ◆教育大綱に基づき0歳から18歳までの切れ目のない教育支援体制を掲げ、町内の保幼小中と連携しています。
- ◆川根高校では、チューター制度^{※42}を取り入れ、個々の進路希望を叶えるためのきめ細かな指導により、毎年、進学・就職ともに安定した実績を残してきました。
- ◆平成30年度から学生の全国公募を行い、令和元年度から県外の入学者を受け入れています。
- ◆「南麓寮」、若者交流センター「奥流」、「よすが苑」の3施設で川根留学生を受け入れています。
- ◆「奥流」を拠点として教育実習生の受け入れや、大学との連携等を行っています。

2. 課題

- ◆連携中学校からの入学者の確保が課題となっています。
- ◆川根高校における川根留学生の増加に伴い、生徒が抱える困りごとへの対応や寄宿施設の受け入れ人数に限界があることが課題となっています。
- ◆川根高校生も地域の一員としての意識向上が必要であり、地域資源の活用や有志の方の積極的な参画により、事業を効果的に実施できる仕組みを構築することで、地域と関わる機会を増やすことが必要です。
- ◆県と町の役割分担を明確にし、県・町・川根高校が一体となり、連携を強化していく必要があります。

3. 目指すべき方向性

「個性と能力を最大化できる高校教育への支援」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
川根高校入学生人数	41人	41人以上

5. 主な施策

川根高校の魅力化の促進

- 1
 - 連携型中高一貫校として、地域の良さを活かし、町民や企業等と連携した特色ある学校づくりを支援します。
 - 町内外の外部講師による特別授業、大学や予備校などと連携したインターネット授業の開催など、学力の向上と新しい時代に即応した教育内容の充実を応援します。
 - 川根高校と地域の連携により、カヌーのまちづくりを推進します。
 - 学校行事への相互参加や合同講演会の実施など、義務教育学校と川根高校との連携を強化する取組を計画的に実施します。
 - 川根留学生・遠距離通学者等が快適に3年間の高校生活を全うすることができるよう、生活の拠点の整備など、県と協議しながら様々な側面から支援を行います。
 - 生徒の利便性を考慮したスクールバスの弾力的な運行に努めます。
 - 地域と関わりのある学校活動及び、公営塾と川根高校が連携した学習面からの魅力化の2本柱により、川根高校が、連携中学校や県内外の学生から選ばれる高校となるように支援体制を強化します。

可能性を広げる多様な体験の創出支援

- 2
 - 義務教育学校及び川根高校の連携強化を図るため、お互いの行事などへの参加や、合同での活動などを支援します。
 - カヌー、赤石太鼓、伝統芸能、奉仕活動等のまちづくり活動への参加など、高校生が地域で活躍する場を提供し、自立に向けた体験機会の充実を図ります。
 - 防災活動や生涯学習活動等において、地元の高校生に対して積極的に参加を呼びかけるなど、交流の推進を図ります。
 - 英語力の向上を図るため、海外短期留学の参加者の募集や留学を計画する生徒への補助等の支援を行います。

交流機会の創出

- 3
 - 多様な活動を生み出すため、若者交流センター「奥流」を含めた施設・設備の整備を行います。
 - 大学との連携により、積極的に大学ゼミやサークルの合宿等の受け入れを行います。
 - 若者交流センター奥流を拠点とした多様な学外活動の場を積極的に提供します。
 - 義務教育学校及び川根高校における教育実習生を計画的に受け入れます。
 - 大学と連携し、役場や町内企業等におけるインターン生の受け入れを定期的に行います。

1-1-4 学習環境

1. 現状

- ◆子どもたちの教育を支えるために、財政状況を考慮しながら、順次学校施設の修繕・改修を進めるとともに、ユニバーサル化による快適な学習環境を整えてきました。
- ◆平成29年度から全小中学校に一人1台タブレットとW i - F i ※70環境を整備し、I C Tの利用活用促進を行っています。
- ◆町域が広域である当町では、遠距離通学を行う児童生徒が多数いるため、遠距離通学費の助成やスクールバスの運行をしています。
- ◆平成30年度から公営の学習塾を開講しています。

2. 課題

- ◆学校教育施設の適正な整備を進めることにより、児童生徒及び教職員の快適な教育環境を整えていく必要があります。
- ◆子どもの更なる学力向上のための支援施策が求められています。
- ◆義務教育学校の開設に向けた施設・設備の整備に関する検討が必要となっています。
- ◆これまでの取組を維持するための仕組みづくりが必要となっています。

3. 目指すべき方向性

「快適な学習環境の整備」

4. K P I (目標指標)

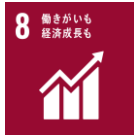
内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
「児童生徒がI C Tを活用して学習事項を整理したり、多様な方法でまとめたりすることができるように指導できる」と回答する教職員の割合	77.8%	100%

5. 主な施策

教育環境の充実と活用

1

- 子どもの学力を更に向上させるために、学習ニーズの把握とともに、公営塾活用を中心とした学習機会の充実を図ります。
- 義務教育学校の修繕・改修等を計画的に実施し、適切な維持・整備を図るとともに、施設の長寿命化を進めます。
- 徒歩や自転車で通学する児童生徒の通学路の安全確保に努めます。
- 遠距離通学する児童生徒のためのスクールバスを引き続き運行し、老朽化した車両の更新や新たな通学バス路線について計画的に検討を進めていきます。
- 障がいのある児童生徒や地域の高齢者などが利用しやすいよう、学校施設のユニバーサルデザイン化を進めます。
- 時代に即した情報教育を行うため、無線LAN環境の維持・拡充に努めるとともに、児童生徒や教職員の創意に基づくICT機器の活用を進め、各学校におけるICT教育の実効性を高めます。



1-2 産業人材育成

1. 現状

- ◆人口減少が進むなかで、人材が大都市に一極集中しており、当町でも町内産業を支える人材が流出しています。このような状況のなかで、町内産業を支えていくためには、町内の産業に必要とされる人材を育成し、町内で働くことができる環境を構築し、人材の定着化を図っていくことが重要となってきます。
- ◆ビジネスセミナーを通じたスキル習得支援をはじめとして、大学との連携による、卒業後のUターン^{※61}就職の支援や、町内企業と町内外の人材のマッチング等を通じた積極的な人材確保に努めていくことが求められています。

2. 課題

- ◆ビジネススキルを身に着ける機会等を創出し、町内産業を支える人材の育成が必要です。
- ◆町内産業に必要な人材を確保するため、合同就職相談会等を実施していますが、地域産業を支える人材確保までには至っていないのが現状です。

3. 目指すべき方向性

「産業界から求められる能力を習得する機会の提供」

「町内の産業を支える人材の積極的な確保」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
産業人材育成に関するセミナー等の開催数（年間）	1回	2回

5. 主な施策

能力開発支援

1

- ビジネスセミナー等を通じて、町内産業を支えるために必要な能力を習得するための機会確保に努めます。
- 大学や企業と連携し、ビジネスチャンスの創出や企業の発展、事業承継、新たな事業連携の創出のために異業種間交流等の支援を行います。
- 商工会や関係機関と連携し、職業能力の向上に向けた講習会や研修の開催及び情報提供を支援します。

人材確保

2

- 町内産業の情報や魅力を積極的・効果的に収集・発信し、地域産業を支える人材の確保に対する支援を行います。
- 県内外の教育機関との連携による町内企業への就職マッチングや企業説明会の実施、就業相談支援体制の構築を図ります。



【創業交流会】

1-3 生涯学習



1-3-1 生涯学習

1. 現状

- ◆毎年、協議会を開催し、生涯学習活動を町内全地区で展開しています。
- ◆子どもの集団での遊びや体験活動、若者や女性、退職者などの職業能力の向上、若者の交流・交際機会の充実、地域活性化やまちづくりのための学習・研究活動など、新たなニーズが高まっています。
- ◆文化会館、山村開発センター、地域の集まりの場等において、生涯学習推進委員を中心に、地域で取り組む生涯学習活動、三世代による伝統や文化の継承活動など、様々な生涯学習活動を展開しています。
- ◆高齢者を対象にしたすこやか大学や中高年女性を対象にしたむつみ学級など、各年代のニーズに応じた講座を開催し、また、趣味実用講座については、講座修了者が自ら活動できるよう、活動の場を提供しています。

2. 課題

- ◆住民ニーズに合わせ、幅広い層が参加し、学ぶことができる体制づくりが必要です。
- ◆生涯学習で学んだことを活かして、地域に貢献できる仕組みづくりが課題となっています。
- ◆生涯学習事業が固定化しており生涯学習講座の講師不足が課題となっています。
- ◆ICTの推進等により、本に触れる機会が減少しています。

3. 目指すべき方向性

「地域を知り、自ら進んで参加し、地域に貢献できる機会の創出」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)
生涯学習活動参加者割合	27.0%	32.0%

5. 主な施策

生涯学習の推進

- 1
- 地域で取り組む生涯学習をテーマに、世代間の交流、伝統・文化の継承など、各地域の自主性と特徴を活かした生涯学習事業を推進します。
 - 生涯学習のつどい等を通じて、学習意欲の高揚と生涯学習の地域への浸透を図り、生涯学習活動への参画を促進します。
 - 個人の教養を高め、地域の文化力を向上させるために、生涯学習講座の開催等を通じて生涯学習活動の充実を図ります。
 - 学習した成果をまちづくりに活かす仕組みづくりを進め、地域における活躍の場の創出に努めます。
 - 子どもから高齢者まで各年代層に応じた講座を開設し、講座修了者による自主的な学習活動などの展開を支援します。
 - 地域のニーズに応じて、ノウハウを有した人材を派遣することにより、地域の生涯学習活動の充実と新たな活動を創出します。
 - 情報技術学習や技能取得のための研修など、将来の職業能力向上のための学習支援を行います。
 - 家庭教育学級において、保護者同士の交流を深め、学級で学んだことが家庭に浸透するよう努めます。
 - 図書ネットワークによる学校図書、図書室、県内図書館との連携等を通して、町民の読書環境の充実に努めます。

社会教育関連施設などの充実・整備

- 2
- 社会教育関連施設が、学習活動の場として有効に活用されるよう、計画的に修繕・改修や利用者負担を軽減するための支援を行います。
 - 川根本町公共施設等総合管理計画に基づき、指定管理者制度を含め関連施設の効率的な運営を図ります。

1-3-2 文化・芸術

1. 現状

- ◆地域の資源である「川根茶」や「自然の音」をテーマとした文化活動を行い、町内外に川根本町の文化・芸術を伝えています。
- ◆自主事業パートナー制度を通じて、民間事業者のアイデアを取り入れることで、文化会館ホールを中心として川根本町独自の文化芸術事業を展開しています。
- ◆グループや個人で音楽や書などの文化を楽しむ方々も多く、文化活動には町外からの参加者も多くみられます。
- ◆南アルプスユネスコエコパークや地元文化に関する情報を、資料館やまびこを中心に情報発信しています。

2. 課題

- ◆少子高齢化の進行により、存続が困難な団体も増加し、文化協会の会員数も減少しています。
- ◆伝統文化伝承館「時愛（ときあ）」についても利用者が一部となっており、利用促進を図る必要があります。

3. 目指すべき方向性

「豊かな感性をはぐくむ文化・芸術活動の促進」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)
文化施設利用者数	18,706人	19,000人

5. 主な施策

文化・芸術活動の促進

- 1
- 町の伝統文化をテーマとした文化活動を促進し、他地域との交流・情報交換の場や機会づくりに努めます。
 - 講演会やコンサート、映画会、美術展、町の文化祭などへの住民参加を促進します。
 - 将来を担う青少年の創造性と豊かな感性を育むため、幼児から高校生までを対象とした文化・芸術活動の開催に努めます。
 - 身近に文化・芸術を楽しむことができるよう、文化グループ・団体の活動・発表の場の提供などを行います。
 - 自主事業パートナー制度の実施等、民間事業等のアイデアを取り入れることで多様な文化・芸術活動を促進します。
 - 伝統文化を取り入れた新たな地域おこし活動の創出を検討します。

文化活動拠点の充実

- 2
- 文化会館や山村開発センター等の文化施設の機能充実に図り、町民が利用しやすいよう、弾力的な運用に努めます。
 - 資料館やまびこ、茶茗館、音戯の郷、伝統文化伝承館「時愛（ときあ）」などの文化施設を、町の文化・芸術の継承・PR拠点として活用していきます。

【伝統文化伝承館「時愛（ときあ）」】



【赤石太鼓】



1-3-3 青少年活動

1. 現状

- ◆小学生を対象としたふるさと発見団の開催や自治会での活動などを通じて、多くの友達や地域の人と交流することで郷土を愛する心を育てよう努めています。
- ◆川根本町少年補導の活動のなかで、青少年の健全育成の推進や活動しやすい環境の整備を行っています。

2. 課題

- ◆イベントや祭り、グループ活動やボランティア活動などへ青少年が参画しやすい環境づくりに努め、児童生徒が減少しているなか、参画しやすい青少年活動を活発にしていく必要があります。

3. 目指すべき方向性

「未来を担う青少年の育成と社会参加の促進」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)
青少年活動参加割合	65.0%	80.0%

5. 主な施策

青少年の育成

- 1
 - 地域の歴史や文化、自然を学ぶ機会を創出し、ふるさとを愛する心を育てます。
 - 近隣市町の子どもたちと交流する機会を創出し、相互理解や郷土への愛着心を高めます。
 - 子ども会や地域クラブ・サークル活動等、青少年相互の交流を深めるための様々な自主活動を行う機会の促進に努めます。
 - 地域の青少年が子どもの遊びや体験活動、世代間交流活動や文化芸術活動などの場でリーダーとして活躍できる環境を整備します。
 - スポーツや学習を通じた青少年の交流の機会を増加させます。
 - 学校や地域、警察、警察協助手との連携に努め、青少年の健全育成活動を推進します。
 - 「子どもと地域の大人が共通の体験活動を通して、相互の心のふれあいを深める」「未来の地域を担う心豊かでたくましい子どもを、地域社会全体で育む意識を高める機会とする」を目的に放課後子供教室（川根本町地域ふれあいスクール）を実施します。
 - 当町の地域性を活かし、地域の人達と子どもたちが関わる取組を目的に、地域学校協働活動を実施します。
 - 川根高校と連携し、だれもが郷土愛を育む青少年育成活動に努めます。

まちづくりへの参画促進

- 2
 - 教育・啓発等を通じて、様々な地域活動への自発的な参加を促進します。

1-4 生涯スポーツ



1. 現状

- ◆町営グラウンド、テニスコート、町営サッカー場、本川根B&G海洋センター等、だれもがスポーツを楽しめる社会体育施設の整備を進めてきました。
- ◆登録団体に対する支援を通じて、スポーツ活動の推進に努めてきました。
- ◆少子高齢化や若者層の流出等の影響により、今まで盛んに活動していた野球やサッカー、バレーボールなどのクラブチームの活動は縮小傾向にあります。
- ◆地域や学校との連携により、「カヌーのまちづくり」を推進してきました。

2. 課題

- ◆総合型地域スポーツクラブとの密接な連携による、生涯スポーツの普及を図る必要があります。
- ◆町民の競技スポーツの推進とともに、子どもから高齢者まで、だれもが気軽に取り組むことができる軽スポーツの普及に努める必要があります。
- ◆事業における参加者の減少や修繕が必要な施設の改修が課題となっています。

3. 目指すべき方向性

「スポーツを通じたふれあいと健康づくりの推進」

「気軽にスポーツに取り組むことができる環境整備」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)
社会体育施設利用者数	34,791人	42,000人

5. 主な施策

生涯スポーツの推進

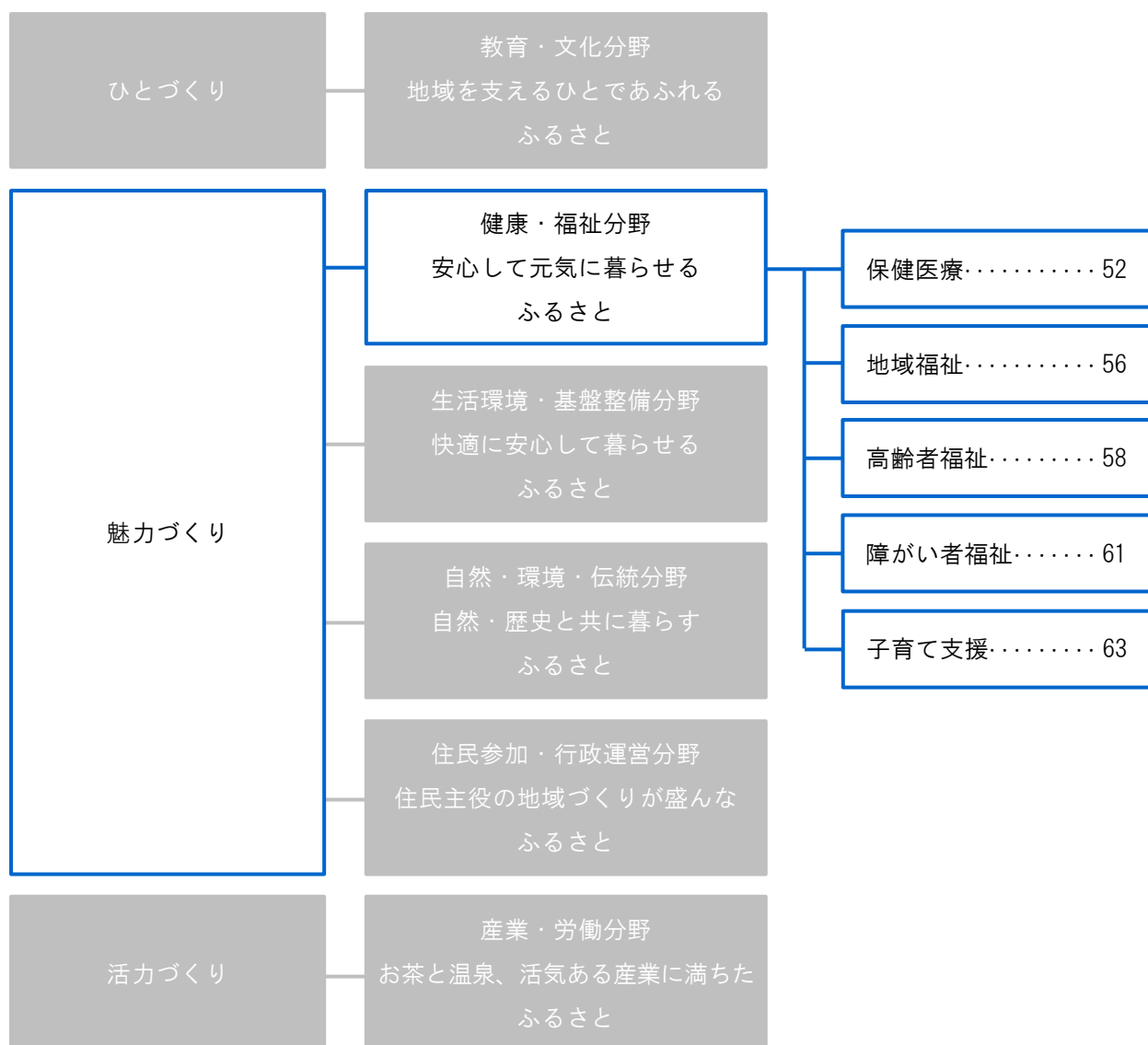
- 1
- スポーツ推進委員や体力づくり地区推進員を対象とした講習会を開催し、だれもが楽しめるニュースポーツ・軽スポーツの普及に努めます。
 - 健康・福祉分野と連携しながら、幅広い年齢層が楽しみながら健康づくりができるウォーキングや健康体操等の普及を図り、生活習慣病の予防・改善に努めます。
 - 地域や団体のスポーツ活動の支援や指導者の育成を行うことで、スポーツ活動の普及と充実を図ります。
 - 幼少期からカヌーに親しむことのできる環境づくりを推進し、地域と学校が一体となったカヌーの普及に取り組みます。
 - 多様なスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの活動支援と連携強化に努めます。

社会体育施設等の整備・充実

- 2
- 既存施設の維持・改修を実施し、町民が安心して利用できる施設整備を進めます。
 - 町民のニーズに応じた施設の改善や運営の充実を図り、町民だれもが利用しやすいよう弾力的な運用に努めます。
 - 川根本町公共施設等総合管理計画に基づき、今後の施設の運用方法等、施設のあり方を検討していきます。



健康・福祉分野 安心して元気に暮らせるふるさと



2-1 保健医療



2-1-1 保健

1. 現状

- ◆生活習慣病や強いストレスによる精神疾患も増加している現状にあり、少子高齢化の進行とともに、医療費や介護費用の負担が大きくなっています。
- ◆母子保健事業や町民だれもが参加できる健康相談や健康教室を実施しています。
- ◆「川根本町保健計画」において、子どもからお年寄りまでが健康に対する意識を高く持って元気に暮らせる町を目指し、各種健（検）診を実施し、疾病の予防と早期発見・早期治療を目指し、健診後は個に応じた支援を行っています。

2. 課題

- ◆「自分の健康は自分で守る」という意識を一層高めていくため、町民の健康づくりに努めていく必要があります。
- ◆医療や福祉と連携して、各種健（検）診等の受診率向上を図ることにより、疾病の早期発見・早期治療を可能にし、健康診査・診断の結果に基づいた確かな保健指導、食生活改善、体力づくりなどを推進することが求められます。
- ◆教室や相談への参加者が固定化されており、若い世代の健康増進活動への参画が十分でない状況にあります。

3. 目指すべき方向性

「自発的な健康づくり活動の促進」

「疾病の早期発見・早期治療」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
特定健診の受診率	47.1%	60.0%

5. 主な施策

健康づくりの推進

1

- 「川根本町保健計画」により、乳幼児から高齢者までの各年代に応じた健康づくりを総合的・計画的に進めます。
- 生活習慣病の予防・改善や食生活に関する講習会等を通じた啓発活動により、健康づくりに関する意識を高めます。
- 各種健（検）診の充実と受診しやすい健診体制づくりを進め、疾病の傾向に合わせた健康相談や町民一人ひとりの健康状態に応じた事後指導を実施し、疾病の予防と早期発見・早期治療を目指します。
- 地域資源である「自然」「川根茶」「温泉」などを活用した健康プログラムの開発など、地域資源を活用した健康づくりを推進します。
- 心身の健康のため、子どものときから体を動かす屋外遊びや運動習慣の確立を促進します。
- 地域の健康づくりリーダーや健康活動グループの育成など、地区組織を中心とした自主的な健康づくりを促進します。
- 商工会や事業所との連携を図り、官民一体となった健康づくりを推進します。

健康づくりのための体制の整備・充実

2

- 行政と町民、関係機関が協力し、健康増進のための推進体制を確立します。
- 保健委員・体育指導委員などの指導者養成に努め、町民の健康づくりをリードする人材の育成を図ります。
- 保健師、看護師等の専門職の計画的な確保と連携強化に努めます。
- 健康管理システムにより、町民の健康状況を分析し、効果的な保健事業の展開を目指します。
- 感染症に関する啓発活動や予防対策を充実し、発生時に迅速かつ的確な対応がとれる感染症対策体制の確立を目指します。
- B & G海洋センターと連携し、運動を取り入れた健康づくり事業を実施します。
- 事業所や健康づくりに関わるNPO等との連携体制を新たに構築します。

2-1-2 医療

1. 現状

- ◆当町は志太榛原医療圏に属し、町内には令和3年4月現在、5つの診療所と4つの歯科医院がありますが、専門医療や入院などは、島田市の総合病院を中心に広域で対応しています。
- ◆救急医療は静岡市消防局が搬送を担い、志太榛原圏域内救急医療体制で対応しています。

2. 課題

- ◆各種健（検）診から受診・事後支援までのシステムの確立、疾病治療に対する町民の意識の徹底、要指導者に対する指導体制の充実が求められています。
- ◆健康診断の受診や生活習慣病予防に対する若い世代への働きかけが不足しており、また、一次救急である志太榛原救急医療センターの認知度が低い状況にあります。
- ◆すべての町民が安心して暮らせるよう、恒久的な医師や看護師の確保、広域的な視野からの救急医療体制の整備のほか、医療費の適正化なども課題となっています。

3. 目指すべき方向性

「地域医療体制の確保」

「町内外の医療機関等と連携した救急医療体制の充実」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
診療所数	5診療所	5診療所

5. 主な施策

地域医療体制の充実

1

- かかりつけ医による予防医療の充実や相談機会の創出を図ります。
- 在宅医療の充実を目指した医療機関相互の連携強化を図ります。
- 在宅医療と介護との連携を推進します。
- 外出支援事業をはじめとした広域通院体制の整備を拡充します。
- 医療機器等とともに、医師・看護師の確保を含め、将来の医療体制の方向性を町内の医療施設及び関係機関と協議していきます。
- 重複受診や多受診を防止するため、適正な受診指導を行います。

2

救急医療体制の充実

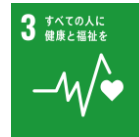
- 広域的な連携体制により、救急医療体制の機能強化と充実化を図ります。



【在宅医療介護連携推進会議】



2-2 地域福祉



1. 現状

- ◆近年、社会的な支援を必要とする高齢者や障がいのある人、母子・父子家庭などの孤立や、青少年・中年層のひきこもりや自殺、虐待等が社会問題化しています。
- ◆生活保護世帯は、令和3年3月現在、13世帯15人で、ここ数年横ばいで推移しています。
- ◆「川根本町地域福祉計画」に基づき、それぞれの地域でだれもが安心して安全な生活が送れるよう、地域共生社会の実現を進めています。

2. 課題

- ◆関係機関と連携を密にして、生活保護世帯の現状を的確に把握し、生活困窮者の実情に応じた自立のための支援プログラムの提供や相談の実施が求められます。
- ◆世帯数や人口が減少し、地域コミュニティ機能が弱まっている現状において、これまで以上に思いやりあふれた近所付き合い、お互いに助け合う気持ちを維持・醸成し、豊かで安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。
- ◆高齢化の進行等により、ボランティアの担い手や市民後見人を担う人材不足が課題となっています。

3. 目指すべき方向性

「地域における見守り体制の充実」

「生活困窮者の自立支援」

「福祉人材の確保・育成」

「地域共生社会の実現」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
福祉ボランティアの登録者数	203人	225人

5. 主な施策

地域における見守り体制の充実

- 1
 - 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保護司などと連携し、日常の悩み等の総合的な相談、支援体制の充実を図ります。
 - 子どもや高齢者、障がいのある人など、すべての町民が共に支え合う地域づくりを実現するため、社会福祉協議会と連携し、学校教育や生涯学習等における福祉教育の充実と実践を図ります。
 - 団体や企業の福祉サービス分野での事業展開の可能性を検討します。
 - 地域福祉に関する意識啓発を通じて、福祉活動に対する意識の醸成と理解の向上に努めます。
 - 社会間ネットワークを維持していくための支援だけでなく、補完する体制について検討を進めます。

生活困窮者の自立支援

- 2
 - 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の実態に沿った適切な自立支援を行います。
 - 生活福祉資金貸付制度等の支援施策の周知と適正利用を図るとともに、地元企業やハローワークと連携した就業相談などを行います。
 - 相談窓口の周知や相談しやすい体制の構築を図ります。

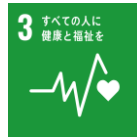
福祉ボランティア等の育成・確保

- 3
 - 社会福祉協議会や教育委員会等と連携し、福祉の重要な担い手となるボランティアや福祉団体の育成とその支援に努めます。
 - 川根本町災害時要配慮者避難支援計画等に基づき、高齢者世帯や障がいのある人の災害時における安全を確保するため、自主防災会等と連携した緊急時の対応体制の整備を図り、また、必要な専門知識を備えた災害ボランティアコーディネーター^{※29}などの養成に努めます。

地域共生社会を実現するための基盤整備

- 4
 - すべての人が安全に安心して公共施設や公共交通機関等を利用できるよう、役場や公共施設、駅、道路などのユニバーサルデザイン化を推進します。
 - すべての町民が福祉サービスなどを適切に利用できる体制を整備します。
 - 日常生活自立支援事業や成年後見制度^{※34}の活用を進め、自立支援と権利擁護に努めます。
 - 地域共生社会実現に向け、町民意識向上のための啓発活動を推進します。

2-3 高齢者福祉



1. 現状

- ◆当町の高齢者数は令和2年において平成28年の3,431人から3,212人と219人減少していますが、その他の年代の人口減少が進み、高齢化率は46.8%から49.1%と増加しています。
- ◆当町の「お達者度」は、男性が10位、女性は6位（平成30年）となっており「元気な高齢者が多い町」でもあります。引き続き、高齢者が生きがいを持って自立した生活が営めるよう、高齢者の豊かな経験・知識を活かした取組や活動場所（居場所）づくりを支援しています。
- ◆令和2年度の介護保険認定において、要支援認定者数は107名、要介護認定者数は517名であり、何らかの介護が必要とされる人は増加しています。
- ◆在宅介護サービスとして、「訪問介護」「訪問看護」「通所介護」「短期入所介護」、地域密着型サービスとして、「認知症対応型共同生活介護」「小規模多機能型居宅介護」「地域密着型通所介護」、施設介護サービスとして、「介護老人福祉施設」があります。
- ◆一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者が増加するなか、在宅生活を支える医療と介護が連動した支援が求められています。

2. 課題

- ◆高齢者が健康でこの町で暮らし続けられるために、町外のサービスと連携を図る必要があります。
- ◆要介護状態となっても住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築の充実を図る必要があります。
- ◆一人暮らし高齢者、認知症高齢者が増加するなか、町内の介護を支える人材の確保や相談窓口の充実に努める必要があります。

3. 目指すべき方向性

「介護保険事業の円滑な推進」

「高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進」

「日常生活を支える支援の充実」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
要介護認定者の割合 (第1号被保険者)	19.0%	18.0%

5. 主な施策

1 高齢者の生きがいくりと生活支援の充実

- 社会福祉協議会をはじめ、様々な高齢者福祉サービスを展開する事業者や団体と連携し、高齢者支援を効果的に展開できる体制を整えます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業、配食サービス、外出支援サービス、緊急通報システム、救急医療情報キット支給など、高齢者福祉サービスの充実を図ります。
- 地域が一体となって高齢者の見守りや生活支援を行うための住民活動・ボランティア活動を支援します。
- シルバー人材センターの充実により、高齢者の働く場や機会の拡充を図ります。また、生きがいくりとして高齢者の起業を支援します。
- いきいきクラブの活動支援を行うとともに、高齢者のボランティア活動等への社会参加を促進します。

2 介護保険サービスの充実

- 既存の介護保険サービスの量と質の向上を図ります。
- 地域に必要な介護保険サービス事業所の創設や拡充を支援します。
- 介護保険サービス事業所などの職員の人材育成、確保を支援します。
- ふじのくに型福祉サービス施設^{※54}の整備、運営の実現を目指します。

地域包括ケアシステムの深化

3

- 当町で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活を包括的に確保する仕組み（介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業※）を地域包括支援センター、社会福祉協議会、町内及び近隣市町の医療機関、介護保険サービス事業所、地域住民等を中心に深化させるように努めます。

※介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業

- ア 介護予防・生活支援サービス
- イ 地域包括支援センターの運営
- ウ 在宅医療・介護連携の推進
- エ 認知症施策の推進
- オ 生活支援サービスの体制整備

高齢者を支える推進体制の充実

4

- 実情を反映した効果的な福祉施策の推進のために、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画のPDCAの仕組みに基づく定期的な見直しを行います。
- 保健・福祉サービス推進協議会や地域包括支援センター運営協議会を中心に、関係機関等の連携を強化します。
- 支え合いの意識を高め、地域住民による生活支援活動を推進し、高齢者ができるだけ長く住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりを進めます。
- ICTを活用した、高齢者を支えるサービスを展開します。

2-4 障がい者福祉



1. 現状

- ◆「川根本町障がい者計画」及び「川根本町障がい福祉計画」を策定し、これまでの理念を継承しつつ時代の変化に対応しうる諸施策を盛り込み、障がい福祉サービスの基盤整備を進めています。
- ◆手帳保有者数による障がいのある町民の数は、身体障がい303人、知的障がい62人、精神障がい35人（令和2年度末）で、ここ数年横ばいで推移しています。
- ◆障がいのある人のための施設としては、就労継続支援B型施設「みどりの丘」と「みどりの丘えまつ」及びグループホーム「とくやま」があるほか、ふじのくに型特別養護老人ホーム「あかいしの郷」で短期入所の受け入れが可能となっていますが、障がい福祉サービスを提供する事業所が限られているため、近隣市町と連携した取組を進めています。
- ◆2市2町基幹相談支援センター※20が設置され、困難事例の解決を行っています。

2. 課題

- ◆障がいのある人に対する社会資源が町内に不足しており、児童に対するサービス提供事業所が町内にない状況にあります。
- ◆住宅改修費補助制度等の行政サービスの周知不足のため、サービスが十分に活用されていない状況にあります。

3. 目指すべき方向性

「就労機会の充実と社会参加の促進」

「自立した生活を支える福祉サービスの充実」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
町内での障がい者雇用数	13人	20人

5. 主な施策

相談支援事業の充実

1

- 2市2町基幹相談支援センターと連携し、支援専門員の配置等により、個に応じた多様な相談に対応できる体制を維持し、更なる支援に努めます。
- 障がいのある人が地域において安心して生活できるよう、障がいのある人やその家族への支援を拡充します。

保健福祉サービスの充実

2

- 障がいの早期発見のために、検診や保健指導などの充実や早期療育体制の強化を図ります。
- 障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう「障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供基盤と体制の充実を図ります。
- 身体・知的・精神に障がいのある人の経済的負担の軽減を図るため、医療費助成等の支援を行います。

自立生活の支援と社会参加の促進

3

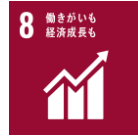
- 行政や企業・事業所に対して、障がいのある人の雇用に関する意識啓発を図り、就労に関する相談に応じる体制を構築するなど、就労機会の拡大に努めます。
- 障がいのある子どもが十分な教育を受けられる教育環境の整備を行います。
- 障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、施設利用機会を提供します。
- 障がいのある人への支援団体やボランティア団体の活動への支援の拡充を図ります。
- 障がいのある人の権利擁護や福祉サービスの円滑な利用を促進するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知、実施を図ります。
- 災害時における障がいのある人などの安全を確保するため、自主防災会や民生委員・児童委員などと連携し、必要な情報提供や避難の体制づくりに努めます。
- 戸別訪問等の見守り活動の充実を図り、障がいのある人への虐待の予防及び早期発見に努めます。

バリアフリー^{※51}化、ユニバーサルデザイン化の推進

4

- 道路や公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザイン化を進め、だれもが利用しやすいまちづくりを目指します。
- 手話通訳派遣・朗読サービスの実施や、ホームページ・かわねフォンの活用を通じて、すべての人がわかりやすく利用しやすい情報提供に努めます。
- 日常生活用具給付事業による住宅改修費補助制度など、高齢者・障がいのある人の日常生活が円滑に行われるための支援制度に関する相談体制の充実にも努めます。

2-5 子育て支援



1. 現状

- ◆近年の出生数は年間15人前後で推移し、深刻な少子化が進行しています。
- ◆2つの町立保育園と1つの私立保育園、1つの私立幼稚園、2か所の子育て支援施設を設置し、地域の子育てを支援するとともに、保健事業において母子保健事業も進めています。
- ◆町内に2つの放課後児童クラブを運営し、子育て家庭を支援しています。
- ◆男女の出会いの機会を提供する活動を行う団体への支援を行っています。

2. 課題

- ◆仕事と子育ての両立が難しい労働条件や職場環境、男女の交流機会の減少、価値観の変化などがあり、非婚・未婚・晩婚化などが起きていると考えられます。
- ◆保育園、幼稚園の園児数の減少を踏まえ、保育園や幼稚園のあり方の検討が必要です。また、保育園で働く保育士や幼稚園で働く先生など、職員の確保が必要です。
- ◆子育て支援施設の利用者が固定化している等、地域における子育て支援の活用が十分に図れていない現状にあります。
- ◆放課後児童クラブについて、土曜日、日曜日、祝日の利用希望への対応についての検討が必要です。
- ◆男女の交流の場の創出に努めていく必要があります。

3. 目指すべき方向性

「子育てしやすい地域社会の実現」

「子育てへの不安の解消」

「男女の交流機会の促進」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
子育て支援施設利用者数	3,010人	3,000人

5. 主な施策

子ども・子育て支援サービスの充実

1

- 質の高いきめ細かな保育が提供されるように、保育園・幼稚園への支援を充実させます。
- 子育て支援施設の運営と拡充、養育支援訪問事業等を通じて、子育てに関するニーズに細かに対応した施策を推進します。
- 児童の心身の健全な育成を目的とした放課後児童クラブの充実を図ります。

地域における子育ての支援

2

- 育児相談や育児サービスを充実させ、子育て世代の不安と負担の解消に努めます。
- 子育てサービスに関する必要な情報がわかりやすく伝わる情報発信に努めます。
- 子育てサークルへの活動支援や憩いの場の創出等を通じて、地域における子育て支援の充実を図ります。
- 子育てに関する総合的な相談体制の構築と情報交換の場を提供します。

職業生活と家庭生活との両立の推進

3

- 保育所における一時保育や延長保育、放課後児童クラブや放課後子供教室の充実等により、核家族世帯でも就労しやすい環境づくりに努めます。
- ワークライフバランス^{※67}の推進に向けた啓発を企業及び町民に行い、家庭と仕事を両立する意識を高めます。

見守り支援を必要とする児童への対応

4

- 見守り支援を必要とする児童への相談体制を充実させます。
- 障がいのある子どもに対する児童発達支援、短期入所、放課後等デイサービス、療育支援などのサービスの充実を図ります。
- 保育所において障がいのある子どもも障がいのない子どもと同様に受け入れるとともに、小学校へ円滑に進学できるように支援を行います。

子育てがしやすい環境づくり

5

- 子育てに必要な経済負担を軽減するため、児童手当の支給やこども医療費助成など経済的な支援を継続して行います。
- 子育て世代の居住環境を充実するための支援を行います。
- 子どもたちが安心して遊べるような遊び場・遊び方の提供を検討します。

男女の交流機会の創出

6

- 静岡県のみじのくにに会い応援事業と連携し、男女の交流の機会提供に努めます。



【子育て支援施設】

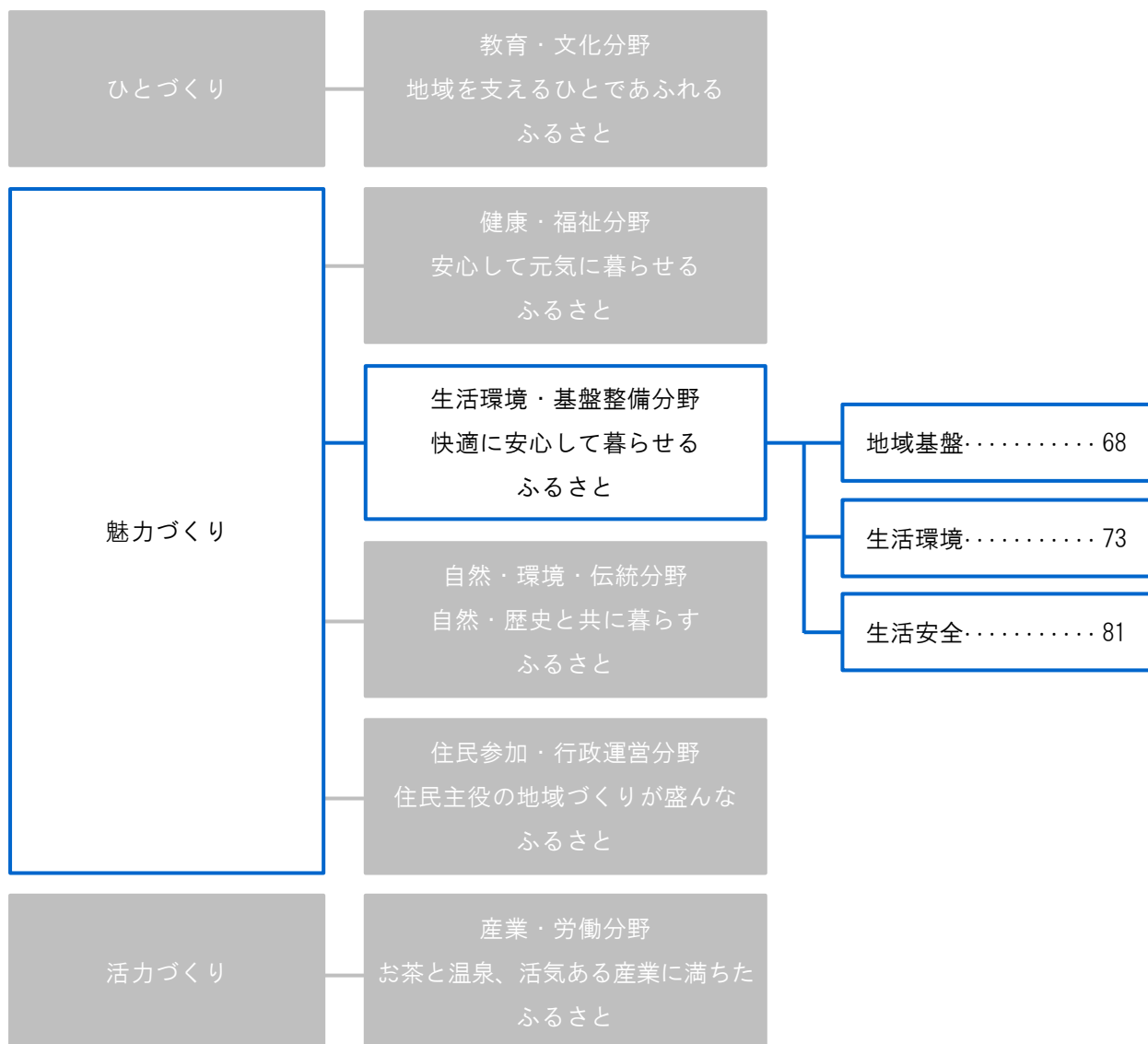


～こもれび～



～ひだまり～

生活環境・基盤整備分野 快適に安心して暮らせるふるさと



3-1 地域基盤



3-1-1 土地利用

1. 現状

- ◆国の土地利用は、開発の時代から維持更新の時代に入っており、特に地方においては、森林や農地、住宅地、商工業用地などが荒廃地や未利用地となることの防止や、有効な利用転換が求められています。
- ◆当町の面積は496.72km²で、その9割を森林が占め、地形上、総土地面積に占める可住地面積は9.6%と少なく、土地の利用方法は限られています。
- ◆手入れが行き届かなくなった森林や茶畑、空き店舗や空き家などが増える一方、豊かな自然環境や農地、森林の保全、若者の定住、新たな産業立地、文化・スポーツ利用など、町民の土地利用に対する要望は多様であり、より高度なものとなってきています。
- ◆平成6年より地籍調査に着手し、地籍の明確化を図ってきました。

2. 課題

- ◆法令上の違反はないが、景観を損なうおそれのある太陽光発電施設の申請が増加しています。
- ◆地籍調査については土地所有者の高齢化、所有者不明等の増加により追跡調査や現地立会等が困難になってきています。

3. 目指すべき方向性

「適正な土地利用の計画的推進」

4. 主な施策

計画的な土地利用の推進

1

- 総合的・利用区分別の措置、ゾーンごとに特徴的かつ効果的な土地利用を進めます。

地籍調査の推進

2

- 地籍の明確化を図ることにより、災害時の復旧への迅速な対応や、土地取引・課税の適正化を図ります。

3-1-2 道路・公共交通

1. 現状

- ◆国・県の道路や公共交通機関は、農林業や商工業、観光業などの産業振興や住民生活の重要な基盤です。
- ◆大規模地震や集中豪雨等の災害への予防対策が大きな課題となっています。
- ◆主な路線として、国道362号と国道473号、主要地方道川根寸又峡線、県道接岨峡線がありますが、このうち国道362号では平成30年3月20日に青部バイパスが開通しました。
- ◆町道においては、財政的な制約や地形的な条件などから十分な改良工事が進んでいない路線があります。
- ◆公共交通は、定期的に運行される大井川鐵道本線と井川線、大井川鐵道バス、町営バスがあり、このほか高齢者への外出支援サービスも実施しています。

2. 課題

- ◆道路の計画的な整備や改良を進め、誰でも安心して通行できるユニバーサルデザイン化や、自然や茶畑の景観に調和した道路づくりが求められています。
- ◆町内で公共交通機関がない地域の解消や、更なる利便性の向上に努めていく必要があります。
- ◆外出支援サービスと重複する事業との整合性を見直す必要があり、寸又峡路線バスの維持が課題となっています。

3. 目指すべき方向性

「快適に安心して利用できる交通体系の整備」

「だれもが利用しやすいまちづくりの整備」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生活道路整備率	91.3%	93.0%

5. 主な施策

幹線道路網の整備

1

- 道路交通の利便性・安全性の向上や大規模災害時の孤立防止を図るとともに、南アルプスユネスコエコパークなどの豊かな地域資源を生かした人的交流、物流の活性化を図るため、国道362号と国道473号、主要地方道川根寸又峽線や市道閑蔵線等の崩落危険箇所や狭隘箇所、曲折箇所などの解消について、国・県及び静岡市に要望します。

安全で快適な道路の整備

2

- 幹線道路沿いを誰でも安心して通行できるよう、歩道や交通安全施設などのユニバーサルデザイン化を国・県に要望します。
- 身近な生活道路である町道などの交通危険箇所や狭隘箇所の改良、舗装、老朽化した橋及びトンネルの改良整備を進めます。
- 主要な道路への美しい統一的な案内板の整備、景観形成のための間伐や花いっぱい運動の推進、道路清掃ボランティアの支援などに努めます。
- 幹線道路に沿って、大井川や茶畑、S Lなどの景観を楽しむことのできる場所（ビューポイント）の整備を促進します。

公共交通機関の維持・充実

3

- より利便性が高い公共交通体制の構築について調査・検討し、地域の観光交流資源でもある大井川鐵道の利用促進を検討します。
- デマンドタクシー^{※47}等の移送サービスの充実と周知に努めます。



3-1-3 ICT

1. 現状

- ◆高度情報基盤整備工事が完了し、光ファイバ網による高速通信ネットワークが町内全域で利用できる環境が整っています。
- ◆告知放送システムの整備も完了し、戸別受信機に替わる「かわねフォン」を各世帯に設置し、これまでの音声放送のみの情報配信から音声、文字による情報配信のほか、広報動画の配信、暮らしに関する情報の閲覧、無料テレビ電話の利用ができ、きめ細かな情報配信が可能となりました。

2. 課題

- ◆近年、全国各地で高速通信ネットワーク等を利用し、防災・医療・介護・教育・産業等のあらゆる分野でのICT利活用の取組が進められています。当町としてもICT利活用による町民生活の利便性の向上、企業誘致による就業人口の拡大等を図る取組が必要です。
- ◆行政情報化を推進するため、インターネットを利用した電子申請手続き等の拡充を図ります。
- ◆高度情報基盤については、かわねフォンの不具合、老朽化に対応し、活用方法を充実させるとともに、将来的な財政負担を軽減させるため民間事業者への移譲を検討していきます。

3. 目指すべき方向性

「ICTの活用による生活利便性の向上」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
インターネット加入件数 (やませみネット加入件数)	839件	1,000件

5. 主な施策

地域情報化とICT利活用の推進

1

- 町民誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指し、ICTを活用した施策やサービス提供の実現に向け、関係課、関係団体と連携して推進します。
- 学校や企業と連携したICT教育を展開することで、ICTの知識や技術を習得できる体制を整備していきます。
- 町民がインターネットを積極的に利用できるよう、民間企業と連携し、ICT利活用を促進する教室開催を支援します。

行政情報化の推進

2

- 行政・議会情報、災害情報等を素早く提供するため、ホームページ、かわねフォンを活用した情報発信を行います。
- 災害などの緊急時に対応できる無線を活用した情報伝達手段の充実を図ります。
- 利用者の利便性と業務の効率化を図るため、新たな電子申請システムを導入し、段階的に電子申請が可能な行政手続きを拡充していきます。
- テレワーク^{※48}を推進し、職員一人ひとりが多様な働き方が実現できる「働き方改革」を進めます。
- 電子決裁や文書保存システムの導入を検討し、業務の見直しやペーパーレス化を図り、業務の効率化に努めます。
- 自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指します。

3-2 生活環境



3-2-1 居住環境

1. 現状

- ◆国内では、大都市への人口集中が進む一方で、Uターン・Iターン^{※3}を希望する若者や退職者が増加するなど、新しい動きが見られます。
- ◆町営住宅は7団地・104戸であり、「川根本町住宅総合計画」及び「川根本町営住宅等長寿命化計画」に基づき、整備・管理が進められています。特に、当町においては、低所得者層を中心とする住宅困窮者層への低廉な住宅の供給という住居セーフティネットの充実と併せて、若年層の定住促進のための環境整備という側面を強く意識した新設・建替えを行ってきました。
- ◆町内には多くの空き家が存在し、今後も増加していくことが予想されているため、所有者に適正な管理を促すほか、空き家の利活用や除却についても検討が必要です。
- ◆町内の公園については、長島ダム四季彩公園展望広場や智者の丘公園のほか、児童遊園、保育園・幼稚園の遊具・広場の開放、河川敷の親水公園や各地区による広場整備など、環境整備がされています。

2. 課題

- ◆町営住宅の空室の増加に伴い、共益費補助金が増加しており、施設の老朽化に伴う修繕費の増加や新築の住宅への移行を促すことが課題となっています。
- ◆公共的な場所の花壇については地域で管理してきましたが、高齢化、過疎化が進むなか、後継者となる人材を確保していく必要があります。
- ◆既存の公園の有効活用のため、公園の場所・楽しみ方等の情報発信が必要です。

3. 目指すべき方向性

「自然と生活が調和した生活空間の創出と
多様な生活スタイルに適した居住環境の提供」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
定住促進住宅建設補助制度 利用件数	23件	41件

5. 主な施策

良好な住宅・宅地の供給推進

1

- 周囲に危険を及ぼす空き家等の把握に努め、危険空家の抑制と除却等への支援策を検討します。
- 町営住宅の需要を把握したうえで、「川根本町営住宅等長寿命化計画」に基づき、住宅の長期的な維持管理及び適正な整備を進めます。
- 定住を促進するために、町内に住居を新築することに対する助成を行います。併せて、大井川産材木の利用の促進やだれもが使いやすい住宅の整備に努めます。

地域の住環境の充実

2

- 公共的な場所に花壇を新設する活動に対して支援を行います。
- 公共的な花壇の管理に必要な種苗・球根・土の供給支援を行います。
- 公園等の町民の憩いの場を整備し、快適な住環境の整備を図ります。
- 緑化事業をワンストップでできるよう組織を一本化し、地域住環境の充実施策の目指す先が更に明確になるように努めます。

3-2-2 移住・定住

1. 現状

- ◆当町では、特に若者層の人口流出に伴い、人口減少や高齢化などの大きな問題に直面しています。人口減少は、町の機能維持に大きな影響を与えるものであり、産業の衰退や集落機能維持に支障をきたすなど様々な課題の要因になっています。
- ◆人口流入の促進を図るために、令和2年度に移住コーディネーターを設置し、空き家バンク^{※5}登録や移住希望者への相談・案内を行っています。
- ◆町内にある利活用可能な空き家を募り、移住希望者に情報提供する空き家バンクの運営や町内の空き家の状況把握調査を実施しています。また、関係課との連携のもと、起業支援や新築支援制度を充実させ、移住希望者への支援を充実させてきました。

2. 課題

- ◆空き家バンクへの登録意向調査を行いました。所有者の意思が完全に把握できておらず、また、賃貸物件を希望する人がいるものの、物件所有者は売買を希望しており、ミスマッチが生じています。
- ◆移住希望者への地域生活情報の提供及び移住後のケアを更に充実させていく必要があります。
- ◆当町に住んでいる人に住み続けたいという想いを持ってもらうための取組が必要です。

3. 目指すべき方向性

「移住・定住の促進」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
空き家バンク利用移住件数	5件	5件

5. 主な施策

空き家の有効な利活用の促進

1

- 各地区等と連携した地域の空き家情報の収集を行い、空き家バンクへの登録を促進するとともに、効率的に空き家情報を発信することにより、利用希望者とのマッチングを図ります。
- 空き家の賃貸利用等、空き家の利活用を促進するための支援の充実を図ります。
- 住育の研修等を行い、住宅所有者への住宅維持管理への意識啓発により、将来への空き家対策を図ります。

移住相談体制の充実

2

- 一元的に対応可能な移住相談体制を整備するなど、移住希望者への支援を充実させます。
- 地域での生活が円滑に行われるよう、地域の受け入れ意識の醸成を図るとともに、移住希望者への対応や移住後の暮らし支援等を担う支援団体を育成・支援し、移住後の暮らしを支援します。
- 移住希望者のニーズに応じ、就業情報の提供や各種助成制度の活用に努めます。

移住希望者の発掘

3

- 当町を移住の候補地として選んでもらうために、移住体験事業をはじめとした町の暮らしに触れる機会の更なる充実を図ります。
- 移住者を確保するため、首都圏等におけるPR活動を充実させます。
- 地域おこし協力隊をはじめとした、都市部等の若者の受け入れを進めることにより、将来の定住と地域の活力増進に努めます。
- 移住者増加を促すためのオンラインを活用したコンテンツ作成を検討します。

【若者定住促進住宅（お試し住宅活用）】



3-2-3 衛生

1. 現状

- ◆一般廃棄物については、「田代環境プラザ」において広域処理を行っていますが、生活水準の向上や生活様式の変化、交流人口の増加に伴い、ごみの排出量が増加傾向にあり、その処理費用も増加しています。
- ◆し尿処理については、し尿処理施設である「クリーンピュア川根本町」において処理を行っているほか、より衛生的な生活環境づくりのために、合併処理浄化槽の普及を図っています。
- ◆斎場の定期的な保守点検と補修を実施しながら適正な管理・運営に努めるとともに、斎場の一本化を図っています。

2. 課題

- ◆ごみの分別やリサイクル、生ごみ処理容器の導入への補助などによる減量化・再資源化に努め、リサイクル活動に対する助成などを通じた再資源化体制等の更なる強化や、啓発活動により町民一人ひとりが減量化・再資源化に取り組む意識の醸成を図っていく必要があります。また、道路等へのごみのポイ捨てや不法投棄の防止を図っていく必要があります。
- ◆「クリーンピュア川根本町」の適正な施設維持と管理運営方法の検討を行い、効率的なし尿処理を進めていく必要があります。
- ◆斎場の老朽化が進み、修繕費用が増加しています。

3. 目指すべき方向性

「安心・衛生的な生活環境の維持」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1日当たりのゴミ排出量	4.94 t	4.79 t

5. 主な施策

ごみ減量化と資源化、環境美化の推進

- 1
 - 広報や学校教育、生涯学習などにおいて循環型社会や環境保全に関する学習を推進し、だれもが正しいごみの処理方法に対する理解を深め、ごみの減量化や再資源化、水質汚濁防止、自家焼却禁止や、不法投棄の禁止などについて町民の意識の高揚を図ります。
 - 生ごみ処理容器購入及び資源リサイクル活動に対する助成などを行い、ごみの資源化率の向上を図ります。
 - 不法投棄未然防止のため、町民と行政、町内事業所などの協力・連携による監視・連絡体制を確立します。
 - 地区や団体などが行うごみ処理施設や先進的な取組に対する視察、町民の自主的な美化活動を支援し、町民や観光客に対してごみの持ち帰りなどの啓発活動を行います。

生活環境の保全

- 2
 - 家庭での生活排水やし尿の適正な処理のため、合併処理浄化槽の設置補助を実施し、また、生活排水処理施設等の整備を進めます。
 - 「クリーンピュア川根本町」では、各家庭の汲み取りし尿や浄化槽汚泥の処理について、効率的な運営方法等の検討を進めます。
 - 犬猫等の愛護動物の適正飼養を推進します。

公害の防止

- 3
 - 河川、大気、土壌等の汚染や騒音・振動・悪臭などの監視に努め、公害に関する情報収集と広報、未然防止と早期対策に努めます。
 - 公害苦情に適正に対処する体制を整備します。

斎場・墓地の適正な維持管理の推進

- 4
 - 老朽化した斎場の再編、適正な維持管理と円滑な運営に努めます。
 - 川根本町周辺の集落ごとに管理している共同墓地などの適正な維持管理に努め、墓地周辺の環境美化を促進します。

3-2-4 水道

1. 現状

- ◆令和3年4月に水道料金を改定し、令和5年度から公営企業会計へ移行する準備を実施しています。
- ◆飲料水供給施設は、18施設の内、12施設で施設維持管理業務を当該地区に委託しています。また、人口減少や高齢化により地区での管理運営が難しくなった6施設を町の管理に移行し、簡易水道と同じ水道料金を徴収しています。

2. 課題

- ◆各施設の老朽化に伴い、緊急な修繕が必要であり、人口減少や高齢化により地区飲料水供給施設の管理ができなくなっている地区が出てきています。

3. 目指すべき方向性

「安心・衛生的な生活環境の維持」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
基幹管路の耐震化率	16.48%	17.10%

5. 主な施策

良質な水の安定供給

1

- 水資源を大切に利用するための啓発を図ります。
- 地域水道ビジョンや簡易水道基本計画に基づき、老朽化した水道施設の更新や改良を行い、良質な水道水を安定供給します。
- 人口減少や高齢化により飲料水供給施設の維持が難しくなっている地区について、良質な水道水を安定供給できるよう支援を行います。

2

水道経営の効率化

- 地域水道ビジョンに基づき、計画的な老朽配水管の布設替や漏水対策を進め、有収率の向上を図ります。
- 事務事業の効率化などを計画的に進め、水道経営を安定化できるよう収支均衡を図ります。
- 水道料金改定、公営企業会計への移行にあたり、計画的に準備を行います。

【本川根南部簡易水道・新小長井第2配水池】



【地名簡易水道浄水場施設】



3-3 生活安全



3-3-1 防災

1. 現状

- ◆静岡県においては、著しい被害の発生が予想されている東海地震のほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する東南海地震や南海地震が危惧されています。
- ◆当町は「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県の第4次地震被害想定では、最大で約800戸の建物倒壊の被害が発生し110名の死傷者が出ることが予想されています。
- ◆町域の約9割は森林で傾斜地が多く、山地災害危険地区が多数あり、大きな地震が発生した場合には個々の集落だけでなく、町全体が孤立する可能性があります。
- ◆国・県・町による治山・治水事業、調整ダムの機能を有する長島ダムにより河川の安全性は向上していますが、近年の局地的な集中豪雨などへの対応が懸念されています。
- ◆年2回の防災訓練の実施や、家具等転倒防止対策、住宅の耐震補強に対する助成などの取組のほか、荒廃した森林の対策、植林による森林の防災機能の強化など、山地災害危険地区対策を進めています。
- ◆町内ハザードマップを作成し、住民への周知を行っています。

2. 課題

- ◆災害対策本部機能の強化や各機関との連携が重要となっており、住民の防災意識の高揚も図っていく必要があります。
- ◆有事の際の庁内体制等、町職員の啓発も課題となっています。
- ◆局地的な自然災害等に対処できる治山・治水事業の促進が求められています。

3. 目指すべき方向性

「地域防災力の向上と自然災害対策等の充実」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域防災訓練参加者の割合	54.7%	60.0%

5. 主な施策

防災体制の強化

- 1
 - 災害対策本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び町民の防災意識の高揚を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施します。
 - 防災上重要な情報通信網の機能を有効・適切に発揮できるよう、防災行政無線等の通信設備の整備を行い、自主防災組織等が活用しやすい運用形態の構築を図ります。
 - 既存のヘリポートに加え、ヘリコプターの離発着が可能な場所を調査・選定し、自主防災組織による離発着誘導訓練などを実施していきます。
 - 東海地震の被災が重ならない地域の自治体と防災協定の締結を検討します。
 - 有事において、多様な情報収集・発信機能を確保するため、企業等との防災協定などを通じて、SNS^{※14}等を活用した被害状況や不足物資情報等の迅速・的確な相互伝達体制を整え、地域防災機能確立と強化を図ります。

防災意識の高揚と自主防災組織の強化

- 2
 - 広報などを活用し、防災知識や地域の災害危険箇所などの周知徹底を図ります。
 - 町職員、町民及び各組織等を対象に、防災対応に関する知識・能力習得の機会を創出し、個々の防災力向上を図ります。
 - 地震発生時における家屋倒壊を防止するための、耐震補強と家具の固定や自己備蓄など、家庭における防災対策を支援します。
 - 防災訓練の実施等を通じて、自主防災組織の災害に対応する力を高めます。
 - 地区との連携を密にし、地域の災害時要配慮者の把握に努め、避難支援対策を検討します。
 - 多様化する災害対応や避難者の多様性に配慮した避難所運営に女性の視点を活かし、災害対応力を強化するために、女性の自主防災組織への参加を促進します。また、状況に応じた避難の在り方を検討していきます。

治山・治水事業の促進

- 3
 - 土砂災害や水害を防止するため、荒廃した森林の整備や治山事業を推進します。
 - 急傾斜地崩壊危険区域などの常時監視を行い、必要に応じた措置を講じます。
 - 土石流の危険性がある河川の改修を実施し、改修にあたっては多自然型工法の採用など、自然環境や景観に配慮します。

危機管理体制の強化

4

- 国民保護計画に基づき、国民保護協議会による当町の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進していきます。
- 有事の際には、国土強靱化計画に基づき、災害対策本部と連携し、警報の伝達、避難の指示・誘導、救援の指示・実施、住民生活の安定と応急措置・復旧などを実施します。
- 感染症流行等、有事の際には、町民を守るための方針を打ち出し、対応していきます。



3-3-2 消防・救急

1. 現状

- ◆消防救急体制は、静岡市消防局島田消防署川根北出張所及び川根南出張所の常備消防と、消防団による非常備消防で構成され、火災や行方不明者の捜索などのほか、常備消防による年間平均約400件の救急出動にあたっています。
- ◆消防団は、本部と8つの分団に編成され、団員数は278人（令和3年度）となっています。
- ◆消防団活動拠点施設や防火水槽を中心に整備を進めており、消防車両などの機材についても計画的に更新していますが、若者の流出により消防団員の確保が困難であることに加え、町外に通勤する人が増加していることから、昼間の出勤人員の確保が困難になっています。

2. 課題

- ◆広域的な消防・救急体制の充実・強化を図る必要があります。
- ◆消防団員の確保に努め、自主防災組織と連携した消防団活動の充実・強化を図る必要があります。

3. 目指すべき方向性

「消防・救急体制の充実」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
火災発生件数	4件	0件

5. 主な施策

防火意識の高揚と防火の徹底

1

- かわねフォン、地区の防災委員や消防団員を通じた啓発活動を進め、町民の防火意識の高揚を図ります。
- 消防署や消防団と協力し、地域の防災訓練などにおいて、初期消火方法を学ぶ機会を提供します。

消防体制の整備

2

- 消防団員の確保に努め、消火訓練の機会の拡充などにより、団員の資質の向上を図ります。
- 各分団の拠点施設整備や消防機器等の計画的な維持・更新を行うとともに、地区の防火水槽の適正な維持・管理に努めます。
- 多様化する災害に対応するため、救助・救出用資機材を搭載した車両の整備を順次進めるとともに、団員の技能向上を図ります。
- 貯水槽や水道施設の耐震性の確保、給水タンクや応急復旧用資機材の整備など、災害時の給水体制の整備を図ります。
- 災害時における常備消防と消防団の連携を図るための合同訓練等を実施します。
- 消防団員の減少により、消防団の体制の見直しを図るとともに、消防団詰所や消防車両の配置見直しに努めます。
- 耐震性防火水槽の耐震化を継続します。
- 消防活動において活躍できる女性団員の確保に努めます。

救急・救助体制の整備

3

- 災害時の医療救護が円滑に行われるよう、県、医療救護施設、消防等との連携を緊密に行います。
- 広報等を通じた救急処置法の周知や、町民の自主的な救急法講習の開催を支援します。
- 役場や学校などの公共公益施設を中心に、応急手当に必要な備品や薬品、自動体外式除細動器（AED）^{※33}などの設置を促進し、町職員や教員をはじめ、施設職員などへの応急手当講習を実施します。
- 消防署との連携による救命救急法やAEDの操作講習等の開催に努めます。
- 消防署と連携した救急車の適正利用のための啓発活動を実施します。

3-3-3 交通安全・防犯

1. 現状

- ◆当町では、主要幹線道路を中心に、令和2年度中に17件の交通事故が発生していますが、事故防止のための道路改良や交通安全施設の整備を随時進め、更に警察や交通安全協会などの協力を得て、交通安全運動や教室などを実施しています。
- ◆犯罪については、防犯灯の設置や教育委員会と島田警察署との協定による、児童や生徒の交通安全と非行防止に向けた取組など、学校・地域・家庭が一体となった見守り活動が定着しています。
- ◆犯罪の防止については、すべての町民が防犯意識を高め、警察・町民・地域・学校・職場などが連携し、安心して安全な地域づくりを進めていくことが必要です。
- ◆近年では、悪質商法の手口も巧妙化・多様化し、特に高齢者を中心に消費者被害に関する相談が数多く寄せられるなど、消費者を取り巻く状況も大きく変化しています。

2. 課題

- ◆国・県道等の整備に伴う交通量の増加や高齢者を主とした交通弱者の増加が進むなか、事故防止のための道路改良や交通安全施設の整備、また、子どもや高齢者に対する交通安全のための啓発活動の強化が求められます。
- ◆町外からの人の入り込みが多く見込まれる観光シーズン等の子どもや高齢者の事故防止や老朽化する交通安全施設の改修が必要となっています。
- ◆これまでの消費生活に関する情報提供や消費生活相談などの一層の充実を図ることにより、安心・安全な消費生活の確保に努めていく必要があります。

3. 目指すべき方向性

「犯罪・事故の抑制」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
交通事故の発生件数	17件	0件

5. 主な施策

交通安全意識の高揚

1

- 警察や関連団体が協力し、子どもや高齢者などの交通弱者を中心に、参加・体験型の交通安全教室を開催します。
- 交通事故の発生状況・発生場所・発生時間などの具体的な情報を、学校・職場・地域・家庭等に提供し、交通安全意識の向上を図ります。
- 商店や飲食店などと連携し、飲酒運転の防止の啓発活動を強化していきます。

道路の改良と交通安全施設の充実

2

- 町内で起きた交通事故や道路災害の原因分析を行い、カーブミラーやガードレール、速度抑制舗装等を設置するなど、効果的な交通安全施設の整備を行います。
- 観光客等による事故を抑制するため、観光スポットにおける駐車場の確保、観光客の視線に立った標識・案内板の設置などに努めます。
- 歩行者や自転車の交通事故の防止に向けて、反射材の推奨や安全な通学路の確保、歩道の整備などを促進します。

防犯活動の促進

3

- 町内で起きた犯罪についての情報を素早く町民に伝え、被害の拡大防止に努めます。
- 防犯灯の設置・整備を促し、夜間における町民の安全と通行の利便性の向上を図ります。
- 学校や地域において、薬物に関する知識を習得する機会を提供し、薬物使用の防止の啓発に努めます。
- 自らの安全は自ら守るという防犯意識を高めるため、かわねフォン、広報・ホームページ、チラシ等によって犯罪の手口などの情報を提供し、被害の未然防止に努めます。

消費者保護の充実

4

- 消費生活相談員をはじめ各種相談への的確な対応、潜在的な消費被害者の救済、被害軽減と早期解決のために、消費生活センター・民生委員・児童委員・警察などとの連絡体制を構築します。

消費者の自立支援

5

- 広報やホームページ、パンフレット等により消費生活に関する情報の提供を行うなど、消費者被害の未然防止を図ります。
- 自主的な消費者教育活動の支援とあわせ消費生活に関する講座の開催等を通じて、町民の消費に関する意識の向上を図ります。
- 自主的な消費者教育活動を促進するため、消費者団体の育成・支援について検討します。

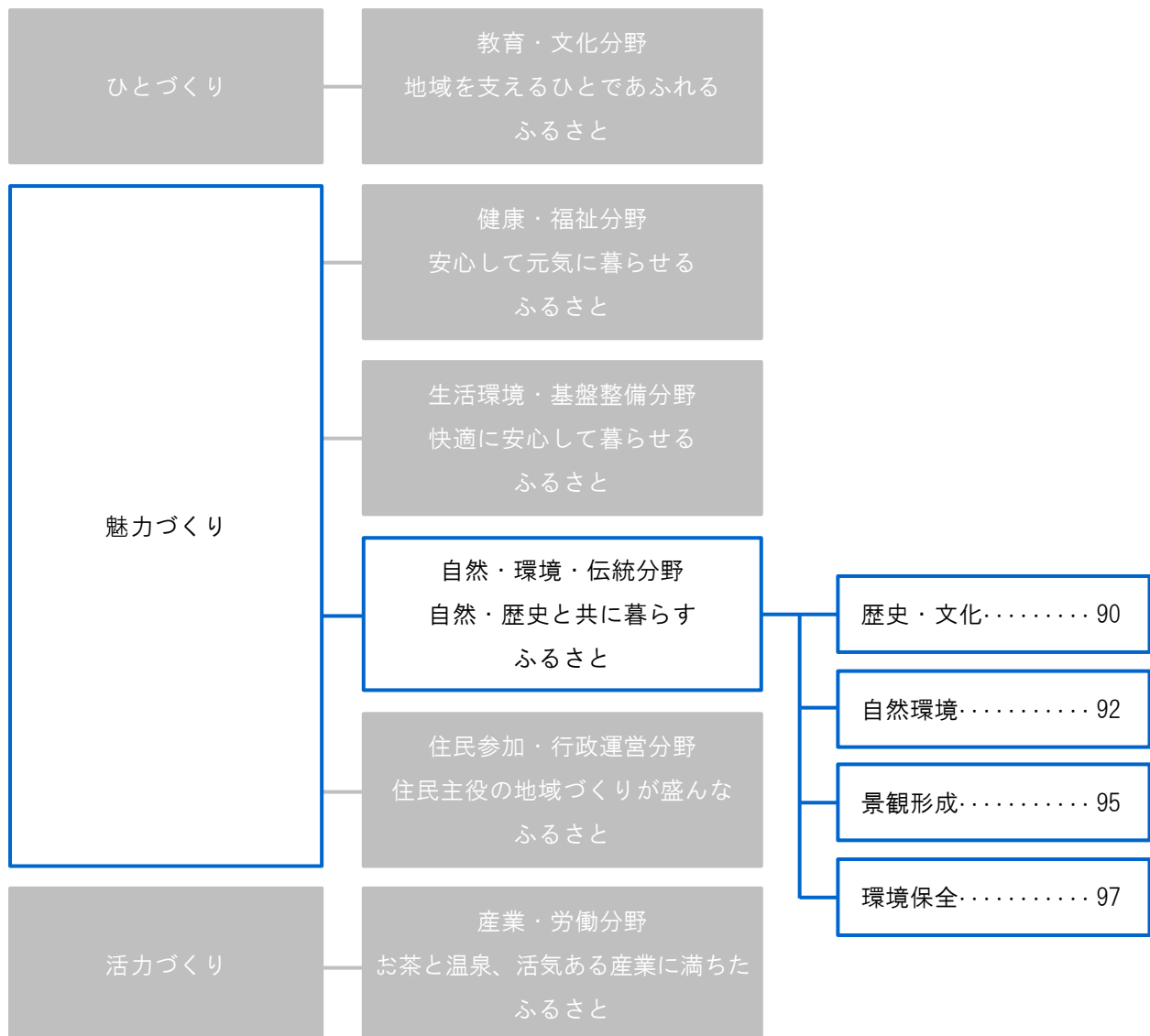
【青部バイパス（藤川側から）】



【青部バイパス（青部側から）】



自然・環境・伝統分野 自然・歴史と共に暮らすふるさと



4-1 歴史・文化



1. 現状

- ◆国の重要無形民俗文化財の「徳山の盆踊」や県指定文化財の「田代神楽」「梅津神楽」「徳山神楽」などの伝統芸能が古くから伝承されているほか、古来より受け継がれてきた貴重な文化財の保護に努めています。
- ◆江戸時代から続く茶業の歴史を持つ当町では、数多くの伝統技術を受け継いだ名人・達人がいます。
- ◆地域の歴史を語る貴重な建物や生活用品・民話・昔話など、多くの地域文化の保存や発掘・伝承活動が行われています。

2. 課題

- ◆貴重な地域の伝統文化を伝承していくための支援が必要です。また、観光資源やコミュニティ維持のため、活用していくことが求められています。
- ◆文化財保護法の改正により、川根本町の文化財を観光等に活用し、地域計画を作成する必要があります。

3. 目指すべき方向性

「文化・伝統の保全と継承」

「文化・伝統を活かした地域づくりの推進」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
伝統文化伝承館利用団体数	5団体	10団体

5. 主な施策

文化財と伝統文化の保存・継承と活用

1

- 文化財保護審議会における調査研究や保存会への支援などを通じて、歴史ある文化財や伝統芸能を後世に残す取組を推進します。
- 貴重な歴史的な文化財や伝統芸能を調査し、新たに町の文化財に指定するなど、その保護に努めます。
- 川根本町の歴史・文化を学び、触れることで、その価値を認識する機会を創出していきます。
- 子どもや若者の伝統文化への参加の促進等、歴史・文化を将来にわたり維持・発展させていくために関係機関と協議し、継承への支援対策等を検討していきます。
- 川根本町の歴史・文化の価値を整理し、町内外に様々な媒体・手法を通じて効果的に発信するとともに、観光資源としての活用を検討します。

【ヒーヤイ】



【徳山神楽】



【鹿ん舞】



4-2 自然環境



1. 現状

- ◆平成25年に川根本町でも行われている茶草場農法が世界農業遺産に認定され、また、平成26年には川根本町全域が南アルプスユネスコエコパークに登録されました。
- ◆河川環境においては、河川法の改正により、従来の治水と利水に加え、水利権を持つ事業者等に対して水質や景観、生態系などの整備と保全が義務付けられました。
- ◆大井川では、水力発電の利水による河川水量の減少やダム湖への堆積土砂と河床の上昇、ダム下流部の河床の低下、海岸浸食などが問題となっています。
- ◆長島ダムの奥大井接岨湖カヌー競技場としての利用や、河岸のキャンプ場整備など、町民や観光客の河川とふれあう場としての利用が進んでいます。

2. 課題

- ◆大井川の水問題については、関係機関と協議・連携を取りながら対応していく必要があります。
- ◆森林所有者の高齢化により、林業従事者が減少し、森林整備の行き届かない森林が増加しており、本来の森林の機能を回復し、持続的な保全を図ることが課題となっています。

3. 目指すべき方向性

「豊かな生態系と生物多様性の保全」

「自然との新しいふれあいの機会の創出」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)
自然体験ツアー参加者数	405人	480人

5. 主な施策

自然環境の保全

- 1
 - 自然災害を防止し、きれいな水と酸素を供給する機能を持つ森林を守り育てていく「水と森の番人」であることを誇りに思えるよう、町民の意識の高揚を図るための啓発を推進します。
 - 土砂災害防止や水源かん養、快適な生活環境の形成など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の適正管理や針広混交林化、広葉樹林化を促進します。
 - ダム上流部の堆積土砂の除去、下流沿岸部への流砂を促進し、大井川の機能を回復・維持するため、大井川流域の住民が一体となって関係機関に働きかけを行います。
 - 啓発活動の充実等を通じて、希少動植物や昆虫及び貴重な自然環境の保護・保全を図ります。
 - 特定外来動植物による生態系への被害状況の把握に努め、状態に応じた防除に取り組めます。
 - 南アルプスユネスコエコパークの理念をまちづくりの1つの基盤として位置付けていきます。

自然の利活用

- 2
 - ガイドの養成、ハイキングコースの整備、情報発信拠点の体制づくりなどを通じて、エコツーリズムの推進を図ります。
 - だれもが身近に親しめる親水空間を整備し、水辺の利用拡大を図ります。
 - 身近な自然に生息する在来動植物の保護に努めます。
 - 環境教育や心身の癒し、レクリエーション・レジャーなど、様々な方法による自然の利活用を推進します。
 - 林業関係団体や小中高等学校などと連携し、林業体験等の森林と触れあう機会を提供していきます。

河川の保全・整備

3

- 国・県・利水者と協働で河川やダム湖の環境保全を推進します。
- 水利権更新時における住民の意見の尊重等、流域全体として河川環境の改善を推進します。
- 河川環境の整備方針を関係機関と協議し、堆積土砂排出や下流部への流砂を計画的に進めるなど健全な河川環境の整備を推進します。
- 災害防止と自然に配慮した河川改修、排水路整備を進めます。
- 河川環境保全に取り組む組織やボランティアなどの自主的な河川美化活動を支援します。

河川の有効利用

4

- 水辺の自然環境の保全を考慮しながら、親水護岸の導入など、河川敷を活用した水辺空間の創出を促進します。
- 関係団体と連携し、ダム湖や河川を、水遊び・魚釣り・カヌーなどの場として、ふれあい機会の提供などに積極的に利用していきます。



【光岳周辺】



4-3 景観形成



1. 現状

- ◆当町は日本百名山のひとつである光岳を有する南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園、本州唯一の原生自然環境保全地域を有しています。また、町を流れる大井川には学術的にも貴重な「鵜山の七曲りの嵌入蛇行（かんにゆうだこう）」が見られます。
- ◆高齢化や後継者不足などの影響により、荒廃森林、耕作放棄地などが増え、また、町内には老朽化して景観にそぐわない看板や建物も増加しています。
- ◆平成30年に景観計画を策定し、同年に寸又峡、令和元年には接岨峡、千頭駅前、久野脇、塩郷、令和3年には尾呂久保の観光地エリア景観計画を策定しています。

2. 課題

- ◆国立公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域は主管課が別であり、また荒廃森林、耕作放棄地も別となっています。今後、「景観」をキーワードとして窓口を一元化するか、組織を縦断するプロジェクトの検討が必要です。
- ◆耕作放棄地の増加や不法投棄の増加等が問題となっており、高齢化による道路・河川の清掃を担う人材確保が課題となっています。
- ◆日本で最も美しい村連合の理念について、町民の理解を深めるための取組を進めていく必要があります。

3. 目指すべき方向性

「美しい里山景観の保全と継承」

「自然を利活用した秩序ある景観形成の誘導」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
不法投棄発生件数	6件	0件

5. 主な施策

美しい景観づくりの推進

- 1
 - 景観行政団体への移行、景観計画、景観条例の検討を通じて、地域が一体となった美しい景観形成の誘導に努めます。
 - 南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園、原生自然環境保全地域を含めた自然環境の保全活動に取り組みます。
 - 荒廃森林・耕作放棄地の増加の抑制やビューポイントの整備を進めることで、町が誇る景観を保全し、その魅力を町内外に効果的に発信していきます。
 - 自然景観に調和した色を基調色とした看板や町並みづくりなどを地域とともに促進します。
 - 景観を損ねる可能性のある耕作放棄地及び荒廃森林について関係機関と連携し、活用策を検討します。

環境美化

- 2
 - ごみのポイ捨てや不法投棄をなくすよう町民や観光客の意識啓発に努めます。
 - 地域における道路・河川の清掃活動の自主的な活動を促進します。

「日本で最も美しい村連合」

- 3
 - 生活の営みによってつくられてきた景観や環境への意識を深める機会を創出し、その価値を高める活動を推進することにより、地域資源の保護と地域経済の発展を目指します。
 - 日本で最も美しい村連合の理念をまちづくりの1つの基盤として位置付けていきます。
 - 日本で最も美しい村連合の理念を町民に浸透させるため、周知に努めます。

4-4 環境保全



1. 現状

- ◆学校教育や生涯学習などにおいて環境学習に取り組んでいるほか、役場でも温室効果ガスの削減への取組であるエコアクション21^{※12}を導入し、町内の企業への普及も進めています。
- ◆町内において、太陽光発電設備等の新しいエネルギー施設が増加しています。

2. 課題

- ◆地球温暖化防止対策については、町民の興味を掘り起こすような施策が必要です。
- ◆太陽光発電設備については売電完了後の設備の廃棄処分が課題となっています。

3. 目指すべき方向性

「環境負荷の少ない自然共生型社会の創出」

「環境意識の醸成・人材育成」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
エコアクション21取り組み 事業所数	7事業所	10事業所

5. 主な施策

環境保全活動の推進体制

1

- 環境保全活動についての啓発を行い、町民の環境保全に関する意識の向上を図ります。
- 環境政策を町民と協働して総合的に進めるため、町民や事業所などが参画する町民会議を設置します。
- 町民会議を中心に環境基本条例の制定や環境基本計画を具現化するための施策について検討を行っていきます。

脱炭素^{※37}社会への取組

2

- 町が行う事務や事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を削減するために、エコアクション21に取り組み、町内の事業所などへの普及に努めます。
- 事業所における環境マネジメントシステム^{※18}認証の取得を促進し、地域が一体となった保全活動を促進します。
- 緑のカーテンなど、家庭で手軽にできる温暖化対策を支援します。
- 地球環境に配慮した生活の推進や環境活動の活発化につながる啓発活動を充実していきます。
- 学校教育や生涯学習の場における町の特色を活かした環境教育や自然体験学習などを積極的に推進します。
- 脱炭素化を目指し、川根本町の特性にあった取組について関係機関と連携し推進します。

省エネルギーの推進

3

- 公共施設において、省エネ機器の利用、冷暖房温度の適正管理、環境に配慮した建築など、省エネルギーの取組を率先して推進します。
- 役場庁舎等の省エネルギー推進の成果を公表することにより、地域における省エネルギーへの取組を促進させます。
- 省エネ・省資源を進めるため、町民が設置する機器に対し期間を設定して支援していきます。

地域新エネルギー推進

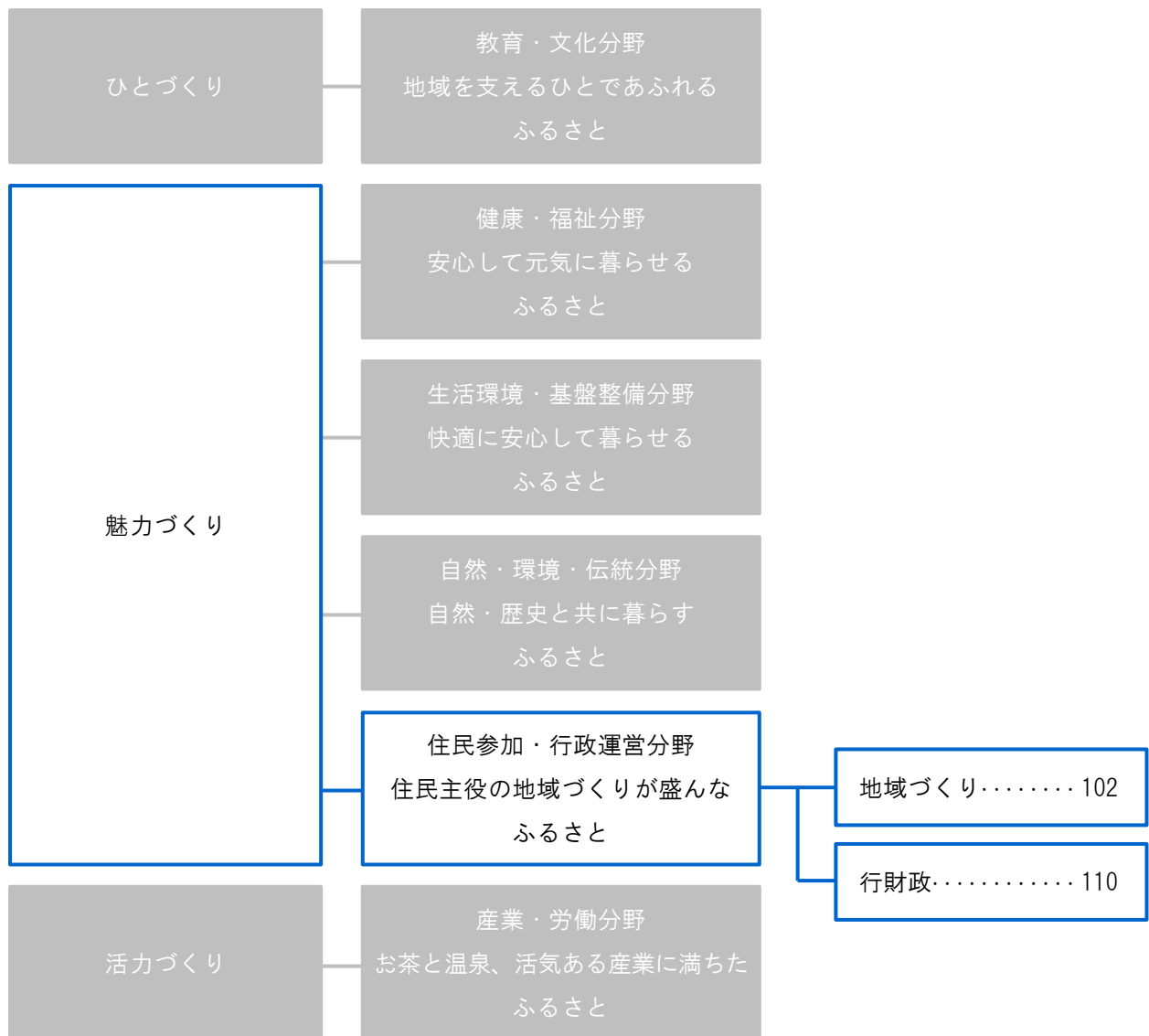
4

- 地域資源を活用できる新エネルギーの検討をします。
- 太陽熱利用・太陽光発電・小規模水力発電・風力発電など、地域の特性にあった新エネルギーの導入を支援します。
- 蓄電池、太陽光発電システムなどの適正な開発規制に努め、今後の維持管理体制の把握、整備を進めます。

【緑のカーテン（中川根南部小学校）】



住民参加・行政運営分野 住民主役の地域づくりが盛んなふるさと



5-1 地域づくり



5-1-1 住民のまちづくり活動

1. 現状

- ◆社会が成熟するなかで、住民ニーズは多様化、高度化し、行政だけではより良いまちづくりを進めることが難しい現状にあります。また一方で、町民の地域に対する意識の高まりから、地域活動の機会として、また社会貢献の場として、「まちづくり」への関心が高まっています。
- ◆まちづくり基本条例を当町の最高規範であると位置付け、町政運営及び施策の実現に向けた制度の整備を図っています。

2. 課題

- ◆まちづくり基本条例の運用や見直しが必要となっています。
- ◆地区人口の減少及び高齢化により、自治会としての機能維持に問題が生じています。
- ◆住民が地域活動に興味を持ち、参画したい環境整備が必要となっています。

3. 目指すべき方向性

「自治組織や地域づくり団体に対する活動支援」

「地域の課題解決を支えるコミュニティビジネス、
ソーシャルビジネスの支援」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
「千年の学校」公開講座の 開催数	1回	4回

5. 主な施策

地域コミュニティへの支援

1

- まちづくり基本条例に基づき、効果的なまちづくりを推進します。
- 自治会の特色を生かした自立運営ができるよう、自治会活動の支援を行います。
- 地域コミュニティ活動の円滑な推進のための支援や研修会・人材ネットワークづくり等のための機会を提供します。

地域活動の促進

2

- 「千年の学校」の充実化を図り、人材育成と地域で活躍する場を創出します。
- 目的意識を共有したうえで、町民それぞれの得意分野やアイデアを活かした多くの活動が動き出せるような支援を行います。
- 福祉や環境、子育て、教育など、様々な事業に取り組むボランティア団体・グループを積極的に育成・支援し、その活動が普及・拡大するよう、活動の場の提供や団体間の交流を促進します。
- 地域活動に対して意欲的な人材がいきいきと活動できるよう支援し、リーダーの発掘と育成に努めていきます。

住民主体のまちづくり

3

- 地域資源を活用した町民主体のまちづくりへの相談窓口の周知により、各地域での課題解決や魅力づくりへの活動を支援します。

5-1-2 協働

1. 現状

- ◆社会環境の変化に伴い、福祉、雇用、まちづくりといった増大・多様化し続ける地域社会課題に対し、行政だけではきめ細かな対応ができない状況が生じています。
- ◆町民自らが地域課題に問題意識を持ち、主体的に活動できる仕組みづくりを進めるなど、地域社会の多様な主体が協働により地域の社会的課題の解決に取り組んでいく体制をつくるのがますます重要になっています。
- ◆ワークショップや町民アンケートの実施、また各種委員会への参画等を通じて、多様な主体による協働のまちづくりに努めています。

2. 課題

- ◆町民、地域団体、企業、行政等の多様な主体が、情報を共有し、それぞれの役割を分担しながら、協働により様々な地域課題を解決していくための持続可能な仕組みを構築していく必要があります。
- ◆住民ニーズに応じた広報誌製作及びホームページの構築を進めるとともに、「住民と行政の協働によるまちづくり」を広く発信するために、メディアに対する定期的な情報発信体制の確立が必要です。

3. 目指すべき方向性

「住民によりそった行政サービスの推進」

「住民と行政の協働によるまちづくり」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
町内情報新聞掲載件数	128件	150件

5. 主な施策

広報・広聴の充実

1

- 行政からの情報公開を積極的に進め、町民と行政との情報の共有・双方向化に取り組めます。
- まちづくりに関する事業の進捗状況・計画の内容・各種行政サービス・住民のまちづくり活動など、広報誌やホームページに掲載する情報の充実に努めます。
- 様々な情報伝達媒体を有効に活用して、すべての人に必要な情報がわかりやすく伝わる情報発信を行います。

2

参画機会の充実

- 子どもや若者、女性をはじめ、だれもが参加しやすい環境を整え、地域と行政が目的を共有し、計画立案から評価・改善まで幅広く町民の意見を取り入れることができる仕組みをつくりまます。
- 行政が設置する協議会や委員会等の組織において、町民参画の機会の充実に努めます。



5-1-3 地域間交流・国際交流

1. 現状

- ◆小学生による焼津市との海の子・山の子事業による交流や県外学習事業など、子ども達を中心とした交流を行っています。
- ◆中学生のカナダへの海外英語研修や外国語指導助手であるALT^{※11}の招致を行っています。
- ◆英語研修等の国際的な視野の体験ができる研修を実施しています。
- ◆南アルプスユネスコエコパーク事業において、地域の魅力再発見ツアーやガイド養成講座等を実施し、地域間交流を図っています。

2. 課題

- ◆人的交流による人材育成と地域活性化を図るため、地域間交流や国際交流を更に促進させる必要があります。
- ◆学生だけではなく、町民が一体となった交流事業を展開していくことが課題となっています。
- ◆町内に住む外国人の生活へ配慮した体制が構築できていない状況にあります。
- ◆小中学校の英語教育の重要度が増すなか、ALTの増員やICTの利活用による児童生徒の英語力の向上に努めていく必要があります。

3. 目指すべき方向性

「国内外の多様な交流機会の創出」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
町主体の地域間交流・国際交流 事業数	3件	5件

5. 主な施策

地域間交流の促進

1

- 小学生による県内外の人々との交流事業を実施します。
- 他市町村との交流機会の拡大のため、姉妹都市や友好都市の提携を検討します。
- エコツーリズムや農業・林業体験などを通じた様々な交流事業を展開・支援し、多様な主体との交流による町の活性化を図ります。
- 教育旅行の誘致について検討します。
- 当町の特色ある教育を体験できる里山親子留学を推進し、他地域との交流を図り、地域の元気をつくります。

国際交流の推進

2

- 学校教育や生涯学習における国際理解教育や語学講座、イベントなどを通して、町内在住の外国人との交流を促進します。
- ALTの増員等により児童生徒の英語力の向上に努めます。
- 国際的な視野を持つ人材の育成に向け、海外研修や交流等への支援を行います。
- 町内在住の外国人や外国人観光客が過ごしやすい町となるよう、外国語表記の充実と相談体制の構築などを検討します。
- 国際交流機会の拡大のため、海外の市や町との姉妹都市や友好都市の提携を検討します。

【インドサマーキャンプ】



5-1-4 人権尊重・男女共同参画

1. 現状

- ◆学校や職場でのいじめや誹謗中傷、家庭内暴力や虐待、弱者への犯罪、社会的差別などの人権問題が、大きな社会問題となっています。
- ◆職場や地域で活躍する女性が多くなっている状況にはありますが、今なお男性中心の社会的慣行が残っています。
- ◆雇用面では男女の区別のない雇用が広まりつつありますが、生活面では家事や育児についての女性の負担は大きく、また、行政面での男女共同参画の状況も、審議会等における女性比率は県平均より低い状況にあります。

2. 課題

- ◆小規模事業所が多いなか、ワークライフバランスの実現は難しい状況にあります。
- ◆DV（ドメスティック・バイオレンス）^{※46}については、被害者支援だけでなく、加害者をつくらないようにする取組が必要となっています。
- ◆男女共同参画についてのセミナーや交流会への参加者が少なく、地域における慣例的な役割分担意識が残っています。
- ◆多文化交流に関しては、町内在住の外国人と日本人の交流の場を設けられていないという課題があります。

3. 目指すべき方向性

「すべての人の意見や価値観が尊重される共生社会の実現」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
委員会・審議会女性登用率	16.5%	30.0%

5. 主な施策

人権教育の推進

- 1
 - 学校教育や生涯学習などの場における人権教育を推進します。
 - 学校教育の場等において、人を思いやる心、挨拶など、川根本町らしい温かな人間性を大切にしていくための教育を推進します。

人権尊重社会の実現

- 2
 - 保育・学校、家庭、地域が一体となって、子ども、高齢者、障がいのある人等の虐待や各種ハラスメントの防止に向けて、相談体制や保護対策の充実を図ります。
 - DVや虐待等の防止のため県と連携した相談・保護支援に努めます。
 - いじめのない学校や社会を目指し、人権問題に悩む子どもたちや地域住民に対し、電話や面談の実施に努め、専門知識を持った相談員を確保します。
 - 教育の場等において、差別・偏見のない共生社会の実現に向けた啓発活動を推進します。

男女共同参画の推進

- 3
 - 講演会等を通じて、家庭・地域・職場における男女の固定的な役割分担意識を解消するための啓発活動を推進します。
 - 政策・方針決定の場への女性の登用を進め、女性の意見を積極的にまちづくりに反映させ、あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりに努めます。
 - 女性が出産・育児後も仕事や地域での活動を続けられるよう、企業や事業所、地域などに対して環境整備を求めるとともに、支援制度の検討を進めます。
 - 男性の育児休業の取得率の向上等、ワークライフバランスに関する啓発を町内企業に行っていきます。
 - 慣例的な役割分担にとらわれず、人材を活かす視点を持って、各施策を推進します。

多文化共生社会の実現

- 4
 - 多言語化や交流の場づくり等を通じて、町内在住の外国人と日本人が互いに尊重し、理解し合うことができる環境を整備します。

5-2 行財政



5-2-1 行政運営

1. 現状

- ◆ 地方分権（権限移譲）や住民ニーズの多様化により地方公共団体が抱える行政課題はより複雑になっており、厳しい財政事情にあるなかにおいてそれらの問題に対応するためには、不断の行財政改革を推進していくことが求められます。
- ◆ 当町では、行政改革大綱に掲げられた「効率の高い行政運営の推進」、「新しい行政運営システム（新公共経営システム）の取組み」、「連携・協力による町民に開かれた行政」、「財政の健全化」の4つの基本方針に基づき行政改革に取り組んでいます。
- ◆ 地方交付税や国・県の支出金の削減などに加え、地方税の伸び悩みなどにより厳しい財政状況にあります。
- ◆ 税收违法等の影響により、財政力指数（3ヶ年平均）は平成27年度0.370から令和2年度0.359に、経常収支比率は平成27年度86.1%から令和2年度89.0%と、いずれも改善されない一方、旧町時代に借り入れた2町分の町債が償還されつつある影響で、実質公債比率（3ヶ年平均）は平成27年度5.0%から令和2年度1.9%と大幅な改善が見られています。
- ◆ 公共施設等の老朽化が進み、改修や建て替えが必要な時期を迎えようとしています。公共施設等総合管理計画に基づき、改修や建て替えを計画的に行っています。

2. 課題

- ◆ 効果的に施策を推進するための組織体制を構築し、事務事業の見直し、町民や民間企業、NPO等の各種団体との協働、地域間連携、町職員の能力向上などに引き続き努めていく必要があります。
- ◆ 多様化・高度化する行政需要に対応するために、行財政改革の推進と地域活性化による自主財源の確保に努める必要があります。

3. 目指すべき方向性

「効果的な行政運営と効率的な財政運営」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
経常収支比率(%)の改善	89.0%	85.0%

5. 主な施策

効率的な施策の推進

- 1
 - 行政改革大綱の基本方針及び実施計画に基づく行政改革を進め、PDCAサイクルによる徹底した事務事業の見直しを図ります。
 - 短期及び中長期の双方の視点から「集中と選択」により施策の優先順位をつけるとともに、施策ごとの明確な目標を掲げ、その目標を達成するための推進体制を構築します。
 - 公共施設への指定管理者制度の導入、各種業務の民間委託、町内外の団体や関係機関との連携などにより、住民サービスの向上と事務事業の効率化に努めます。
 - 行政評価システムなどの「改革・改善ツール」を活用し、業務の質の向上、住民サービスの充実化を図ります。
 - 事務の効率化と町民の利便性の向上を図るため、ICTの利活用による電子自治体化に取り組みます。
 - 財政負担の平準化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を進めます。

組織・機構の合理化

- 2
 - 行政組織の横の連携を密にした協力体制を強化し、目的を達成するためのプロジェクトチームを設置するなど、柔軟な組織運営による組織力の向上に努めます。
 - 効果的に施策を推進するため、簡素で効率的な組織体制の構築に努め、定員管理計画に基づく町職員の適正配置を進めます。
 - 経営戦略的な視点に立った組織運営を推進するために令和元年度に策定した定員適正化計画に基づき、町職員の適正配置に努めます。

町職員の意識改革と能力の向上

- 3
 - 町職員の意識改革と能力開発を効果的に進めるため、人材育成制度の適正な運用を図るとともに、人材育成基本方針に基づき、多様な研修や人事交流の機会の提供に努めます。
 - 町職員の基本的な接遇や管理能力向上のための研修に加え、政策形成能力や問題解決力、町民との協働により職務を遂行する能力などを高める研修を実施するとともに、職務上必要な知識や技術を習得するための自主的な研修を支援します。
 - 町職員からの提案を積極的に採用するなど、職員の能力を最大限に引き出すことができる人事管理を行います。
 - 地域課題を的確に把握し、地域課題を解決する意識の醸成に努めます。

施設の維持・管理と整備

4

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の全容と将来にわたる課題を整理し、財政負担の軽減や平準化、施設等の最適配置による効率的・効果的な管理運営に努めます。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、既存の町有施設の統廃合や施設の耐震化・長寿命化を進めます。

健全な財政運営の推進

5

- 町税等の使い道について広報やホームページなどで定期的に公表することにより、予算執行への理解と町民の納税意識の高揚を図ります。
- 町有施設の使用料や事務手数料の定期的な見直しを行うなど、公平で適正な徴収になるよう検討・見直しを行います。
- 長期財政計画に基づく明確な目標を掲げ、高い効果を得ることができる予算配分、効率的な予算執行に努めます。
- 行政組織の合理化・効率化と町職員の定員管理の適正化、業務の民間委託や住民参加型サービスの推進などにより、経常的経費の節減に努めます。
- 団体や協議会などが行う事業の効果を検証することにより委託料や補助金など定期的に見直しを行い、予算支出の適正化を図ります。

5-2-2 社会保険

1. 現状

- ◆令和3年4月現在、国民年金被保険者は512人、第3号被保険者は153人です。
- ◆国民年金制度改革の動向を踏まえながら公的年金・国民年金制度の役割などについて周知を図るとともに、相談窓口の充実による無年金者の解消や納付率の向上に努めています。
- ◆国民健康保険については、令和3年4月現在の加入世帯は1,075世帯、1,647人（加入率25.5%）であり、国民健康保険税の収納率は99.14%となっています。

2. 課題

- ◆国民年金制度の周知に努め、無年金者の解消や納付率の向上を図っていく必要があります。
- ◆外国籍の方についての国民年金制度の周知が足りていない問題があり、加入手続きの際には制度の説明及び免除制度の活用を促す必要があります。
- ◆国民年金の適用を受ける被保険者は現役世代が多く、仕事の都合で開庁時間内に来られない問題があります。
- ◆国民健康保険制度については増加傾向にある医療費の抑制と適正化が必要です。

3. 目指すべき方向性

「社会保障制度の適正な利用の促進」

4. 主な施策

国民健康保険制度の適正な運営

1

- 国保データベースにより作成された川根本町の医療の推移等を活用します。また、関係各課と連携するとともに、ライフステージに合わせた健康づくり事業を展開し、医療費の抑制と適正な運営に努めます。
- 生活習慣病をはじめとする疾病予防に関する知識の普及を推進します。
- 医療制度改革に伴う制度改正に適切に対応し、各種事業を円滑に実施するための体制整備・検討を進めます。

国民健康保険と国民年金の連携強化

2

- 国民健康保険と国民年金を連携させ、資格の取得・喪失届や被保険者得喪情報等の共有を図ります。
- 広報やパンフレット、ホームページ、かわねフォンによる情報提供、窓口相談業務の充実などにより、国民健康保険と国民年金に関する知識普及と意識啓発に努めます。

収納率向上対策の推進

3

- 国民健康保険税の口座振替収納を推進し、収納率向上に努めます。
- 適正な保険税の賦課に努め、納税者に対する相談を実施するとともに、短期被保険者証の発行などにより面談機会を増やし、未納者の解消を図ります。

5-2-3 広域行政

1. 現状

- ◆通信、交通網の発達による生活圏の急速な拡大と住民ニーズの多様化・複雑化が進み、一つの自治体単独では解決できない困難な行政課題が増加しています。また、厳しい財政事情のもと、行政効率の向上や財政面の節減を図る必要があります。
- ◆これまでの事務の一部を共同処理する広域連携に加え、静岡県中部地域の5市2町が、それぞれ静岡市を連携中枢都市とする連携協約を結び、圏域市町が一体となって広域的な行政サービスの展開や地域振興に取り組んでいます。

2. 課題

- ◆より効率的な広域事務事業の見直しと検討を進めるとともに、大井川流域を中心とした近隣市町との協力体制を確立し、観光や移住・定住施策など、広域的な連携による効果的な事業展開が必要です。

3. 目指すべき方向性

「広域行政の推進」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
広域連携事業件数	2件	5件

5. 主な施策

広域行政事業の推進

1

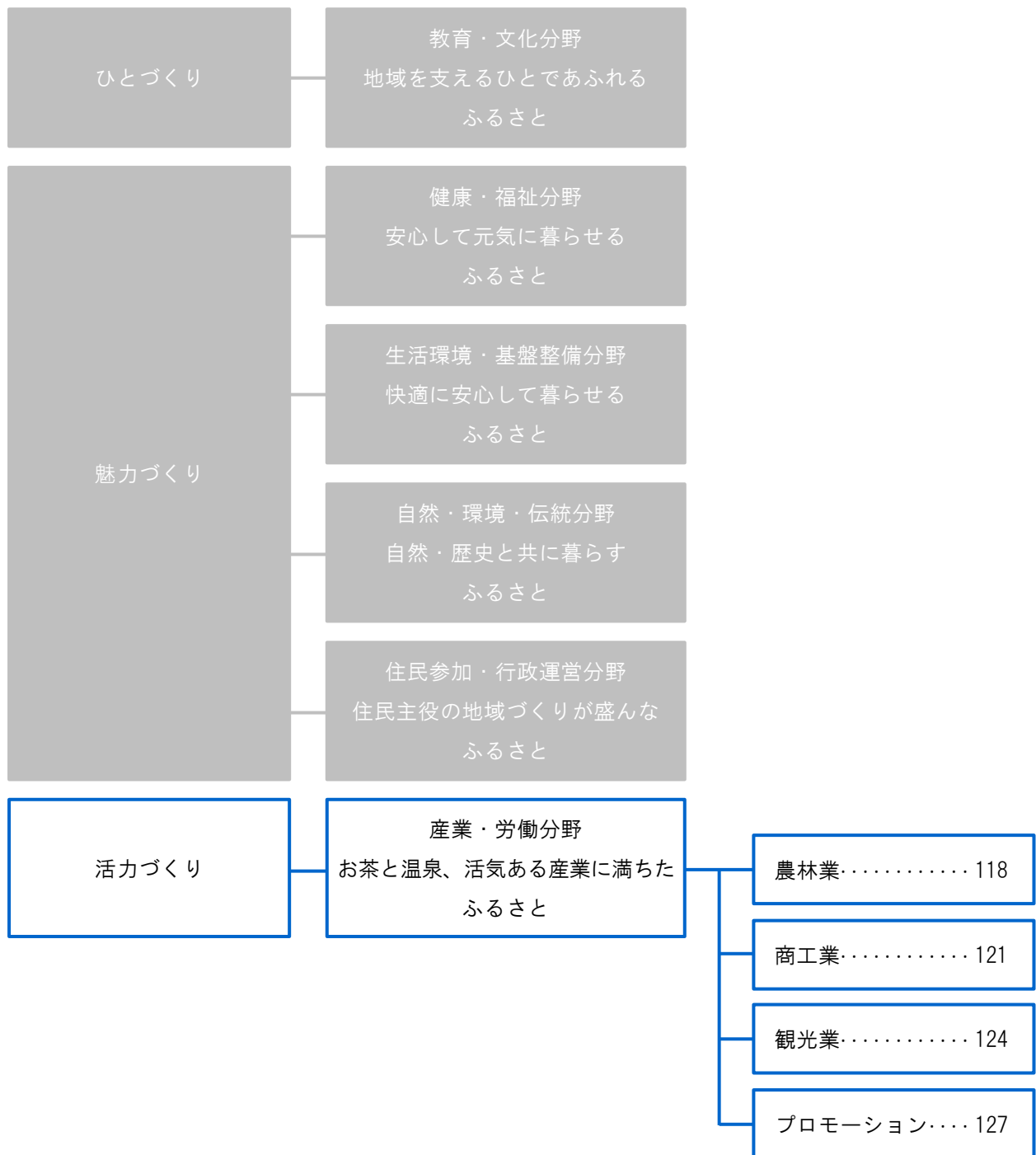
- 様々な行政課題に的確に対応していくために、広域連携等による効率的な行政運営を行います。

広域連携の強化

2

- 各分野における効果的な広域連携を積極的に展開するために、静岡県中部地域などの圏域が一体となり、各市町の特性を活かした地域振興を推進していきます。

産業・労働分野 お茶と温泉、活気ある産業に満ちたふるさと



6-1 農林業



1. 現状

- ◆当町は、全国にその名を知られている銘茶「川根茶」の産地であり、全国茶品評会において農林水産大臣賞や産地賞を数多く受賞するなど、高品質のお茶を栽培・製造しています。
- ◆令和2年の当町の森林面積は46,479ha、町域の9割を占めており、そのうちの57.5%が国有林となっています。
- ◆木材価格の低迷が続いており、林家の経営意欲の減退や林業従事者の高齢化、担い手不足などにより、森林管理が十分に行き届いていない状況にあります。平成27年度に町貯木場を整備し、未利用間伐材の活用を図るための「木の駅」事業が実施されています。

2. 課題

- ◆主要産業である茶価の低迷により、離農者や後継者不足が顕著となっています。
- ◆傾斜地や不整形など生産条件が不利な農地を基盤整備していく必要があります。
- ◆リーフ茶離れによる消費の低迷により、新しいお茶の飲み方や活用が求められています。
- ◆森林の持つ多面的機能の発揮のため、適切な森林管理を推進する一方で、林業への就業を希望する人材が減少しています。
- ◆林業経営の意欲が低下し、長期間にわたり施業が実施されていない森林が増加していることで、森林の持つ公益的機能が低下しています。

3. 目指すべき方向性

「農林業の生産性向上と経営の再構築の促進」

「意欲的な担い手の確保と育成支援」

「6次産業等の新たな事業展開への支援」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
新規認定農業者（法人）数累計	9件	21件

5. 主な施策

川根茶ブランドの強化

- 1
 - 茶業従事者が「良い品質の商品を売る」ということを強く意識し実践できるように、経営力の向上に向けた支援を進めます。
 - 栽培・製造技術の向上のための自主的な研修などの取組を支援します。
 - 中山間地域の茶産地が一体となり「山のお茶」として地域ブランドを形成していくとともに、他の産地にはない川根茶ブランドを確立させ、生産者と販売者の連携のもと、効果的に情報発信していきます。
 - 新たな分野におけるお茶の利活用を図るため、6次産業化の推進と様々なお茶の製法に関する研究を進めます。
 - 「消費者の嗜好にあう安全で安心なお茶・売れるお茶」の生産・販売に努めます。

農業生産基盤の整備と経営の安定化

- 2
 - 農業経営の安定を図るため、農道の新設・改良、排水路設置など、集落を単位とした農業生産基盤の整備を計画的に実施します。
 - 農林業センターや道の駅フォーレなかかわね茶茗館等を活用して、PR活動を展開し、農林産物の販売促進に努めます。
 - 経営規模の拡大や経営の高度化、作業効率の向上、耕作放棄地や遊休農地の解消のために、農協等と協力して農地の有効活用を推進します。
 - 高収益な複合生産物等の新たな特産物の産地化について研究します。
 - 地域を守る川根茶づくり（地域を守る地域農業の振興）を推進します。
 - 地域の特性を活かした消費者に好まれる農作物の生産等、現状の課題や新たな市場のニーズに応じた生産過程や販売戦略を検討します。
 - 川根茶以外の地域ブランドの向上や地域活性化のため、新たな農業ブランドの確立を目指します。
 - 耕作放棄地の利活用や農地の集約・集積化について検討します。
 - みどりの食料システム戦略^{※58}をもとに有機農業等の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を推進していきます。

農業の意欲的な担い手の育成・確保

- 3
- 優れた経営感覚を持った意欲的な農業経営者の育成に向け、研修や異業種との交流機会の拡大などを促進します。
 - 栽培技術指導を展開するために、農業経営体の育成強化を図るための調査・指導を推進します。
 - 新規就農者への技術・知識の習得のための研修制度の構築などを通じて、担い手が参入しやすい仕組みづくりを検討します。
 - 地域（共同体）等による農作業受委託の仕組みづくりを進め、様々な形による新規就農の在り方を検討します。

林業生産基盤の整備と需要拡大

- 4
- 林業経営の安定を図るため、林業生産基盤の強化と林道の整備を行います。
 - 高性能林業機械導入を支援し、効率的・効果的な利用間伐を実施します。
 - 大井川産材木の家づくりを推進するとともに、公共施設や新築家屋等への大井川産材木の利用を進めます。
 - 林業経営者や森林組合と町内外の木材関連事業者との連携による、認証木材のサプライチェーン^{※30}構築と6次産業化の推進に努めます。
 - F S C森林認証^{※16}による認証森林の拡大を図ることによって、森林の適正な管理を進めるとともに、認証木材の需要拡大に努めます。

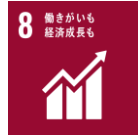
森林の保全・整備

- 5
- 脱炭素社会に向け、「水と森の番人」のまちとしての役割を認識し、森林環境譲与税を活用して、CO₂吸収源としての森林機能を維持します。
 - 自然景観や森林の持つ保水力の回復を図るため、景観間伐を促進し、針広混交林化や広葉樹林化を促進します。
 - 鳥獣被害を防止するため、有害鳥獣の計画的な捕獲及び被害防止対策を推進します。
 - 林業事業者と連携し、計画的な森林管理を支援します。

林業人材の確保と育成

- 6
- 林業従事者の育成・確保に努めます。
 - 機械化に対応した人材の確保・育成のために、技術講習会等への参加を支援します。
 - 体験活動等を通じて林業に関心を持つような森林環境教育の機会創出に努めます。

6-2 商工業



1. 現状

- ◆当町の中心商業地は千頭駅・駿河徳山駅周辺と役場本庁舎近くに形成され、事業所数や従業者数は事業主の高齢化や後継者不足などにより、大幅な減少が続いています。
- ◆当町の商業はほとんどが個人商店であり、人口減少による購買力の低下、品揃えや価格等の格差による近隣大型店への消費流出により、年間販売額は大幅に減少しています。
- ◆工業においては、自動車部品工場や精密部品工場が中心となっていますが、その他の企業は多くが中小企業であり、製造品出荷額は県下でも低位となっています。
- ◆当町の就業者数は、製造業が最も多くなっており、町内の雇用の大半を担っているのが現状です。

2. 課題

- ◆中小企業が多いなか、事業の継続や継承が課題となっています。
- ◆ICTを活用した効率的なサービスへの取組が必要です。
- ◆企業誘致の推進においては、オフィス候補物件と各種助成制度の充実化を図る必要があります。
- ◆地元企業との連携や協力体制の強化、企業誘致や起業の促進を図ることで、雇用の場の確保や新たなサービスの創出を図り、地域産業を活性化していくことが求められています。

3. 目指すべき方向性

「地元企業や事業者の経営基盤の強化」

「新たなしごとや事業機会の創出」

「ソーシャルビジネスの起業支援」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
新規創業者数	10件	22件

5. 主な施策

魅力ある商業づくり

1

- 川根茶や木材等の地域資源を使った新商品や新サービス、郷土料理の開発など、他の地域にない個性や魅力の創出を支援し、町内における消費拡大を図ります。
- キャッシュレス^{※22}化やICT等を用いた効率的な事業展開等、サービス業の充実・魅力化を図るための支援を行います。

生活密着型の商業の維持・確保

2

- 町内での消費拡大のため、高齢者や主婦、子どもが利用しやすい店づくりやサービスの提供などを支援します。
- 商工業者の経営改善や販売促進活動を支援するため、各種補助制度の周知と利用促進を図ります。
- 販路開拓等に関する研修等に積極的に参加する、意欲的なグループの活動を支援します。
- 移動販売やICTを利活用した買い物支援など、地域のニーズに対応した販売方法の構築を促進します。
- 事業継承の場としての利用など、空き店舗を有効活用できる事業を検討します。

地元企業の支援

3

- 地元企業のニーズや動向を把握し、国や県の補助制度などの情報を迅速に提供するとともに、事業の維持・拡張、また災害時等の事業継続を支援します。
- 農林業や観光など、地域のお産業との連携を促進し、多様化する消費者ニーズに対応した製品開発・事業経営等を支援します。
- 地元企業の定着化と、就業者の働きやすい就業環境の整備を図るため、関係機関、団体、企業のコミュニケーションを図る機会を創出します。
- ふるさと納税を積極的に活用し、地場製品のPRと地方創生に向けた取組を推進します。

企業誘致の推進

4

- 町内への工場建設などを望む企業の情報を収集し、企業の誘致のための税率優遇制度の検討や工場用地の把握・確保などに努めるほか、オフィス等環境整備への支援制度を拡充し情報発信することにより、多様な企業の誘致を推進します。
- 企業の誘致やテレワーク・クラウドソーシング^{※25}といった新しいワークスタイルの導入等を通じた、新たな就業の機会の創出に努めます。
- 移住や観光客増加を促すため、ワーケーション^{※68}事業に取り組めます。

起業支援

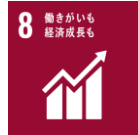
5

- 起業のきっかけづくりのため、起業支援セミナー、異業種交流会などの機会を提供します。
- 起業意向を持った人材やグループを発掘し、国や県、町の創業支援制度等とのマッチングを図り、起業の促進に努めます。
- ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスへの支援などを通じて、地域の活力の創出に努めます。



【異業種交流会】

6-3 観光業



1. 現状

- ◆当町には、南アルプスの前衛の山々や渓谷などの美しい自然、寸又峡や接岨峡などの温泉、常時運行のSLや日本唯一のアプト式列車、茶園の広がる景観など、訪れる人々に誇れる多様な観光資源があります。
- ◆近年では、旅行形態の個人化・小グループ化、旅行商品の低価格化、体験型観光の需要拡大など、観光に対する嗜好の変化と多様化が進んでいます。
- ◆寸又峡や接岨峡温泉を中心とした宿泊客は約4万人（令和元年度）と減少している一方で、ファミリー等のアウトドア志向によるキャンプ場利用者が増加している傾向にあります。
- ◆平成26年度から、大井川鐵道による「きかんしゃトーマス号」の運行が始まり、ファミリー層を中心とした観光入込客の増加が見られますが、その多くが鉄道利用のみの日帰り観光となっています。
- ◆「寸又峡夢のつり橋」、「奥大井湖上駅」では、パワースポットの魅力がSNS等で評判となり、訪れる客層に変化が見られるようになっています。

2. 課題

- ◆町内の地域資源を有効に利活用した観光コンテンツ不足や情報発信不足、来町者の動向把握と有効的な観光周遊コースの確立不足等の様々な課題があります。
- ◆観光事業者及び観光ガイドについて、高齢化による担い手不足が生じています。
- ◆外国人観光客が増加していることを踏まえ、国際的な観光受け入れ体制を整備していくことが求められています。

3. 目指すべき方向性

「地域資源を有効活用した魅力的な観光地づくりへの
支援と体制づくり」

「新たな観光商品・サービスの創出支援」

4. KPI（目標指標）

内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
観光交流客数	50.6万人	62.5万人

5. 主な施策

観光の魅力化の推進

- 1
 - 当町の観光の魅力を総合的に向上させるため、観光ビジョン及び観光基本計画に基づき、関係機関が連携した計画推進のための体制づくりを支援します。
 - 旅行者とのタイアップや大学等の外部団体との連携を進め、「温泉」「SL」「川根茶」「自然」など、様々な観光資源を有効に結びつけた観光メニュー等を調査・研究し、観光の魅力の向上を図ります。
 - ホームページやWi-Fiステーションなど、ICTを活用した効果的な情報発信に努めます。
 - 大井川鐵道本線・南アルプスあぶとライン沿線の魅力を活用し、大井川鐵道と連携した観光誘客への取組を強化します。
 - エコツーリズム・グリーンツーリズム^{※26}等の活動団体との連携による、健康や体験型志向等の観光ニーズに合った町の特性を最大限に活かした多様なプログラムの提供を図ります。
 - 飲食店や商店と連携し、郷土料理の提供や、地元の農産物やジビエを使った料理の研究・開発等を通じた、地産地消の食の魅力を高める取組を支援します。
 - 町民が主体となって開催する各種イベントを支援します。
 - 観光ニーズの把握に努め、効果的な観光施策の実施や観光商品の開発を行い、効率的に市場に対しプロモーションしていくための仕組みづくりを進め、経済効果を高めます。
 - 星空の景観を内外にPRし、天文台の有効活用に努めます。
 - 関係機関との連携を強化し、二次交通の強化を図ります。

広域連携による観光の推進

- 2
 - 5市2町の広域連携におけるDMO組織との連携を強化し、静岡空港、大井川流域、南アルプス、安倍川流域など、圏域でのマイクロツーリズム^{※57}の推進に努めます。

インバウンド^{※9}対応力強化

3

- 外国語に対応した観光パンフレットの作成や外国語通訳ができるガイドの育成、観光施設における外国語表記等を通じて、外国人が訪れやすい体制づくりの整備に努めます。
- 近隣市町や旅行業者と連携し、富士山静岡空港から南アルプスまでをつないだ観光周遊ルートを検討・確立します。
- 川根茶、温泉、自然等を活用した観光商品を海外のエージェントに積極的にプロモーションしていくことにより、海外からの誘客の促進を図ります。
- 国や地元企業と連携し、インバウンド向けツアーの開催やツアーガイド育成に努めます。

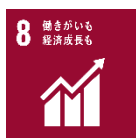
観光サービスの向上

4

- また来たいと思われる地域の実現に向け、研修会の実施等を通じて、「おもてなし」意識の醸成や知識・スキルの習得を進めます。
- エコツーリズムや農業体験観光等を推進するために、観光ガイドや体験インストラクターの育成支援と確保に努めます。
- 各種イベントへの参加や、旅行代理店や新聞社に対するツアー提案等、観光客誘致のための県内外へのPR活動に取り組みます。



6-4 プロモーション



1. 現状

- ◆当町においては、基幹産業である茶業と観光業を中心として、パンフレットやプロモーション映像の作成、首都圏等における物産の実施、観光事業者への営業等、これまで多くのプロモーションを展開しています。

2. 課題

- ◆プロモーション活動の体制を更に整備していく必要があり、SNSツールの恒常的な活用と戦略的な発信を検討するとともに、様々なツールの導入を検討していく必要があります。

3. 目指すべき方向性

「地域マーケティング、地域マネジメント手法の導入」

「戦略的なプロモーションの展開」

「町内外に向けた積極的な情報発信」

「インターネット、Webページを活用した

川根本町の魅力の共有と発信」

4. KPI (目標指標)

内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
町ホームページアクセス件数	714,321件	800,000件

5. 主な施策

プロモーション活動の仕組みづくり

- 1
 - 地域マーケティング、地域マネジメント手法の導入と体制を整備します。
 - プロモーションに関する学習機会の創出等により、魅力を効果的・効率的に発信できる仕組みを構築します。

戦略的な情報発信の展開

- 2
 - SNS等のプロモーションツールを有効に活用し、町内外を問わず若い世代を中心とした広い世代に向けて、情報を戦略的に発信していきます。
 - 「見てもらえる」、「関心を持ってもらえる」デザイン性に配慮した魅力的・効果的な映像や冊子等のプロモーションツールの作成に努めます。
 - 庁内の情報発信体制の集約化を進めます。

プロモーション活動の促進

- 3
 - 地域の人々と連携しながら、川根茶や温泉、自然環境等の川根本町が誇る地域資源をブラッシュアップし、官民一体となった川根本町ブランドとして確立していきます。
 - 川根本町ブランドを通じた認知度の向上を図るために、PR活動の積極的な実施等による効果的な町内外への情報の拡散に努めます。

第4章 総合計画の推進体制について

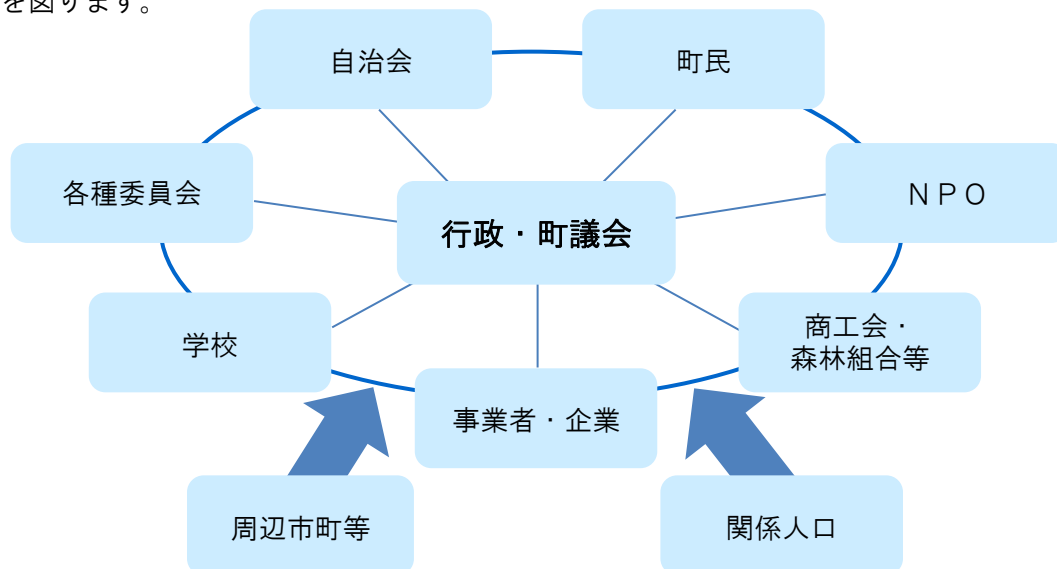
第2次川根本町総合計画を着実に推進していくために、地域を構成する多様な主体が協力し合いながらまちづくりを進めることができる体制を構築していきます。更に、多様化する行政ニーズや社会情勢等に的確に対応するための行政運営体制を整えるととともに、施策の見直しと改善を図り、効率的・効果的な行政運営を展開していきます。

これら推進体制を確立することにより、「ひとづくり」、「魅力づくり」、「活力づくり」の各施策を充実させ、また、それをうまく循環させ、「ひと」「魅力」「活力」が相乗効果を持ちながら重層的に高まっていく事業展開を可能とし、町の将来像の実現に向けた取組を推進していきます。

(1) 多様な主体が協力し合うまちづくり

基本構想の理念と基本計画を着実に推進していくために、地域を構成する多様な主体がそれぞれの役割を果たし、協力・連携し合いながらまちづくりを推進していくことを基本とします。

また、広域的展開も不可欠なため、周辺市町等やふるさと納税など当町への関係人口との連携を図ります。



【個人や自治会等】

- ◆地域が主役となり、地域で支え、地域で解決するという意識を持って、まちづくりに参画していきます。

【事業者・企業やNPOをはじめとした地域団体等】

- ◆地域の一員として、地域をより良くするためのまちづくり活動に参画していきます。
- ◆活発な企業活動を通じて、地域の産業を支えていきます。
- ◆民間活力を活かして、公益サービスの一端を担っていきます。
- ◆様々な団体が協力することでまちづくりを推進していきます。

【行政】

- ◆個人や企業等がまちづくりを促進させるために必要な支援を提供していきます。
- ◆地域の更なる活性化を図るための施策を地域と共に推進します。
- ◆行政が担うべきサービスの維持・向上に努めます。

(2) 事業効果を高めるための切れ目のない施策展開を行う体制の構築

①効果的な行政運営体制の構築

i. 課の専門性の向上

住民ニーズが多様化・複雑化し、社会環境の変化、新たな社会的要請への対応が求められています。また、限られた財源のなかでより高い効果を生み出すことが必要とされているなか、課の専門性を戦略的に施策展開していくことで、事業の充実と効率的な事業の展開に努めます。

ii. 課を横断した連携体制

脱炭素、SDGsや新型コロナウイルス感染症対策など多くの分野にかかる取組が必要となってきました。従来からの担当課だけの取組ではなく、多方面からの取組への必要性・重要性が増してきています。今後、重要となる事業を推進する際、課を横断した推進体制により、各課の専門性を融合させ、多方面から切れ目のない施策展開を行います。

(今後重要となる事業)

- 移住・定住対策の強化
- 農業・林業・商工業・観光業などの主要産業の活性化
- 新たな産業の創出と企業誘致

②地域や多様な主体との連携

町民、地域団体、事業者・企業等と行政が情報を共有し、それぞれの役割を分担しながら協力し合って、様々な地域課題を解決していくために、ネットワークづくりを進めます。

また、他の地方公共団体等との広域的な連携を図り、広域観光の促進や効率的な行政運営を可能にし、効果的な事業展開を図っていきます。

(連携体制：例)

- 医療・福祉分野 社会福祉協議会、町内診療所、福祉施設・事業者、町内外関係機関
- 茶業分野 茶業関係団体、大井川農協、商工会、観光協会、町内外関係機関
- 人づくり分野 「千年の学校」、小・中学校、高校、企業

③事業者間連携を可能にする支援

6次産業化の推進においては、異なる産業との連携が必要不可欠となります。この連携を可能にするために、事業所間の特性に応じたマッチングを支援していきます。また、状況に応じて法人化や起業化への支援も合わせて行っていきます。

④地域を支える人材（担い手）の育成

千年の歴史は地域に様々な資源をもたらします。その1つが人材であり、自然と共生しながら地域を築きあげてきた人々の知恵と技は千年先も続くまちづくりへは不可欠なものです。

「うちの力（町内）」を活かし、「そとの力（町外）」を呼び込むことが必要であり、町内でのプログラムや関係機関との交流によりひとづくりに努めます。

- 「千年の学校」によるまちづくり・人材育成
- 他市町との連携
- 異業種交流
- 関係人口の創出と拡大

（3）PDCAサイクルの確立による効率的・効果的な行政運営

基本計画を効果的に推進していくためには、中長期的な視点により、絶え間なく施策の見直しと改善を重ねていく必要があります。

総合計画のなかで明確に示された施策の基本目標に基づく、重要行政業績評価指数（KPI）を設定し、行政内部は当然のこと、町民、学識者、有識者によって、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効率的・効果的な行政運営を図ります。

町民をはじめ、各種関係機関等で構成する総合計画検証委員会を平成29年度に設置し、年2回実施しています。今後も継続して検証を重ね改善していきます。

川根本町の将来に向けて

- 時代環境に即した適正な自治体の姿を常に追求していく必要があります。
 - ・集落の再編
 - ・行政組織の再構築
- 脱炭素社会の実現に向け、水と森の番人として当町の財産である大井川の清流、美しい山々や森林などをこれからも守り続けていくことが大切です。

資料編

資料編

1 第2次川根本町総合計画見直しのための町民アンケート 調査結果（抜粋）

（1） 調査概要

①調査の目的

このアンケートは、町民の意見を把握し、第2次川根本町総合計画の中間見直しを行う際の基礎資料とするために実施しました。

②調査設計

調査対象	川根本町在住の18歳以上の町民
調査方法	郵送配布 郵送回収
標本数	1,000人
抽出方法	単純無作為抽出
調査期間	令和3年1月15日（金）～令和3年1月29日（金）
調査機関	（株）サーベイリサーチセンター静岡事務所

③回収結果

発送数	1,000件
回収数	491件
有効回収数	491件
有効回収率	49.1%

（2） 調査結果

①暮らしやすさ

川根本町の暮らしやすさは、「どちらともいえない」が28.3%と最も多く、次いで「どちらかといえば、暮らしやすい」が27.7%、「どちらかといえば、暮らしにくい」が17.9%などとなっています。

年代別にみると、“50歳代”、“70歳以上”では「どちらかといえば、暮らしやすい」が最も多くなっています。

②居住意向

川根本町での居住意向は、「これからも（可能な限り）住み続けたい」が56.2%、「機会があれば町外へ転出したいが、現在その予定はない」が16.9%、「近い将来町外へ転出する予定がある、または計画している」が6.3%、「今はまだわからない」が18.9%となっています。

③住み続けるために必要なこと

川根本町に住み続けるために必要なことは、「福祉・医療施設が充実していること」が49.1%と最も多く、次いで「通勤可能な範囲に働く場所があること」と「公共交通機関が充実していること」が34.8%、「災害や犯罪がなく安心して暮らせること」が34.4%などとなっています。

年代別にみると“49歳以下”では「通勤可能な範囲に働く場所があること」が50.0%と最も多くなっています。

暮らしやすさ別にみると、『暮らしにくい』では「公共交通機関が充実していること」が48.6%と最も多くなっています。

④まちづくりについて（施策の満足度）

各施策の満足度をみると、「満足している」との回答は、[(11)生活環境]が14.3%、[(12)生活安全]が14.1%、[(5)保健医療]が12.0%、[(7)高齢者福祉]が10.8%、[(6)地域福祉]が10.2%などとなっています。

「やや満足している」との回答は、[(12)生活安全]が33.8%、[(6)地域福祉]が33.6%、[(5)保健医療]が32.8%、[(11)生活環境]が32.4%、[(7)高齢者福祉]が30.1%などとなっています。

「やや不満である」との回答は、[(10)地域基盤]が27.5%、[(2)産業人材育成]が26.1%、[(20)商工業]が22.4%、[(19)農林業]が18.7%、[(5)保健医療]が17.7%などとなっています。

「不満である」との回答は、[(10)地域基盤]が12.2%、[(19)農林業]が9.0%、[(20)商工業]が7.1%、[(21)観光業]が5.3%、[(2)産業人材育成]と[(22)プロモーション]が5.1%などとなっています。

また、「満足している」に5点、「やや満足している」に4点、「どちらともいえない」に3点、「やや不満である」に2点、「不満である」に1点を加点し、平均点を算出したところ、[(12)生活安全]が3.54、[(7)高齢者福祉]が3.47、[(6)地域福祉]が3.46、[(11)生活環境]が3.44、[(5)保健医療]が3.37などとなっています。

⑤まちづくりについて（施策の重要性）

各施策をみると、「重要である」との回答は、[(5)保健医療]が60.3%、[(1)学校教育]が55.4%、[(12)生活安全]が54.2%、[(7)高齢者福祉]が51.5%、[(10)地域基盤]が51.3%などとなっています。

「やや重要である」との回答は、[(15)景観形成]が34.2%、[(17)地域づくり]が30.3%、[(6)地域福祉]が29.1%、[(3)生涯学習]が28.9%、[(8)障がい者福祉]と[(13)歴史・文化]と[(14)自然環境]が27.9%となっています。

「あまり重要ではない」との回答は、[(3)生涯学習]が7.1%、[(13)歴史・文化]が6.5%、[(4)生涯スポーツ]が5.9%、[(17)地域づくり]が3.7%、[(16)環境保全]と[(19)農林業]が3.3%などとなっています。

「重要ではない」との回答は、[(13)歴史・文化]が2.0%、[(17)地域づくり]が1.6%、[(4)生涯スポーツ]が1.4%、[(15)景観形成]と[(22)プロモーション]が1.2%、[(19)農林業]が1.0%などとなっています。

また、「重要である」に5点、「やや重要である」に4点、「どちらともいえない」に3点、「あまり重要ではない」に2点、「重要ではない」に1点を加点し、平均点を算出したところ、[(5)保健医療]が4.57、[(1)学校教育]が4.46、[(12)生活安全]と[(7)高齢者福祉]が4.45、[(10)地域基盤]と[(11)生活環境]が4.41、[(9)子育て支援]が4.37などとなっています。

⑥教育・文化について

心豊かで文化的な生活を送ることができる地域社会を目指すために充実させた方が良いと思うものは、「町内産業を支える人材の育成」が49.7%と最も多く、次いで「学校教育環境の充実」が35.4%、「川根高校の魅力化の促進」が19.6%などとなっています。

年代別にみると、“49歳以下”では「学校教育環境の充実」が45.5%と最も多くなっています。

⑦健康・福祉について

健康で明るく過ごすことができる地域社会を目指すために充実させた方が良いと思うものは、「地域医療体制の充実」が57.8%と最も多く、次いで「高齢者の生きがいづくりと生活支援の充実」が33.0%、「福祉人材の確保・育成」が25.9%などとなっています。

⑧生活環境・基盤整備について

安心して暮らせるまちを目指すために充実させた方が良いと思うものは、「道路（生活道路等）の整備」が40.1%と最も多く、次いで「公共交通機関の充実」が34.2%、「救急体制の充実」が31.0%などとなっています。

年代別にみると、“70歳以上”では「公共交通機関の充実」が38.2%と最も多くなっています。

⑨自然・環境について

心地よく過ごせるまちを目指すために充実させた方が良いと思うものは、「自然環境の保全と活用」が54.4%と最も多く、次いで「大井川流域の環境改善」が39.9%、「良好な景観形成」が28.3%などとなっています。

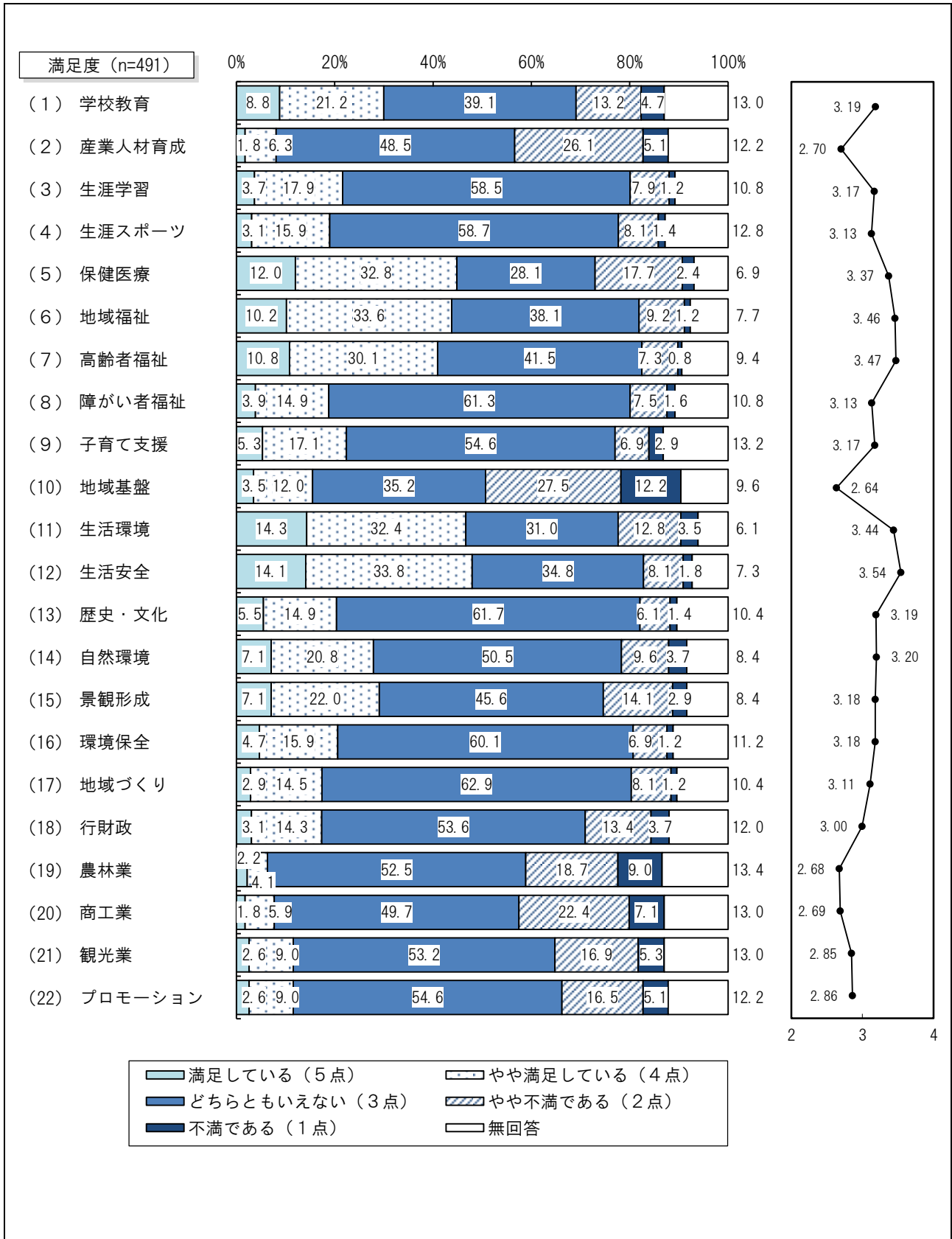
⑩住民参加・地域づくりについて

住民参加のまちづくり・地域づくりを目指すために充実させたほうが良いと思うものは、「地域コミュニティへの支援」が41.1%と最も多く、次いで「町民と行政の意見交換の機会の確保」が30.8%、「広報・広聴の充実」が21.0%などとなっています。

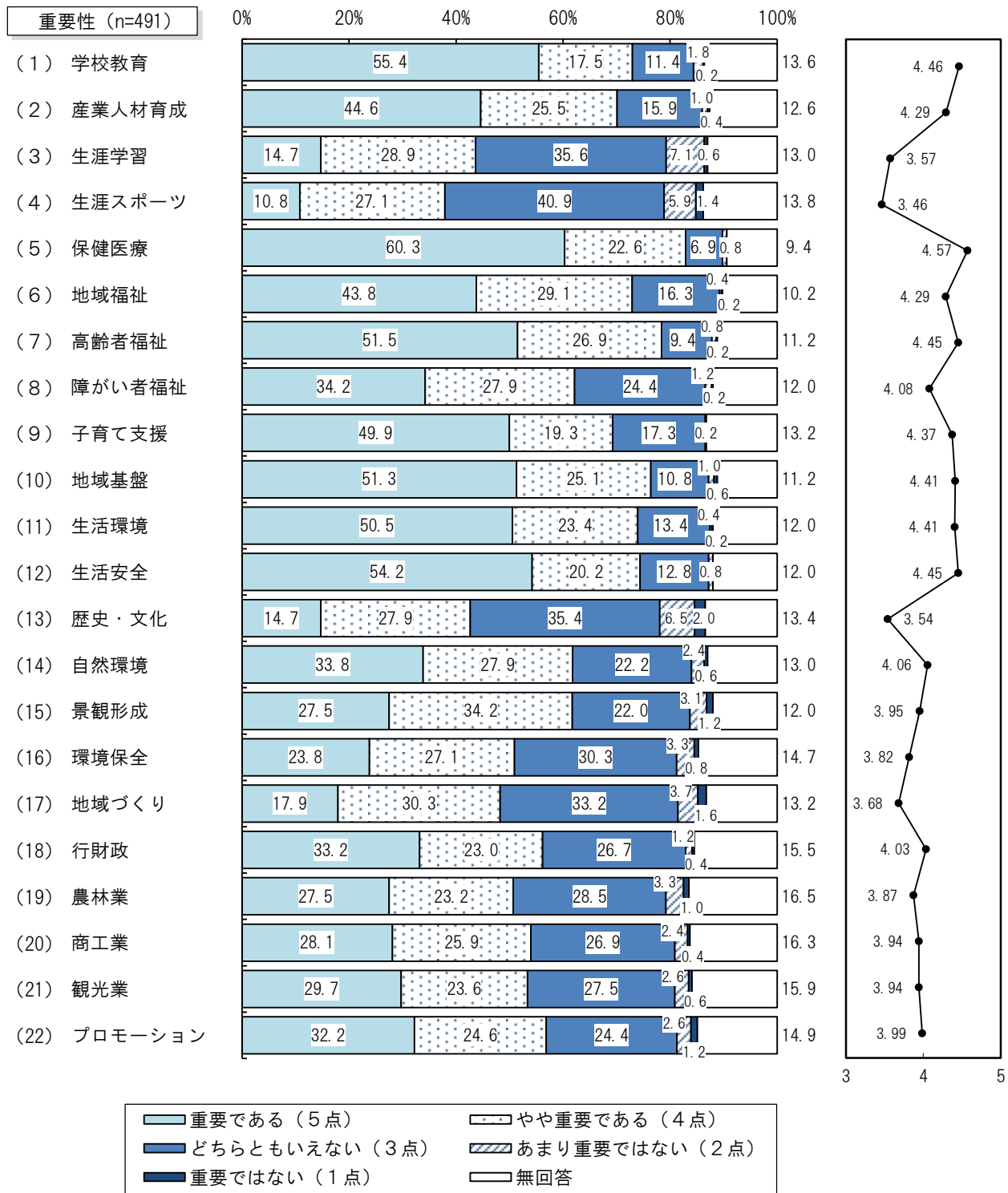
⑪産業振興・地域活性化について

多くの人交流する活気あるまちを目指すために充実させた方が良いと思うものは、「地元企業・地場産業の育成・振興・支援」が40.3%と最も多く、次いで「雇用対策の充実」が27.5%、「企業誘致の推進」が22.6%などとなっています。

(3) 施策の満足度



(4) 施策の重要性



2 第2次川根本町総合計画後期基本計画策定の経緯

日程	内容
R3. 1. 15～ 1. 29	町民アンケートの実施 1,000通発送 491通回収
R3. 5. 27	第1回 総合計画策定庁内検討委員会（町職員） 委員 15名
R3. 6. 30	第1回 総合計画ワークショップ （教育・文化／健康・福祉／生活環境・基盤整備分野）
R3. 7. 1	第1回 総合計画ワークショップ （自然・環境・伝統／住民参加・行政運営／産業・労働分野）
R3. 7. 28	子ども会議 参加者 町内中学生 20名
R3. 7. 28	第2回 総合計画ワークショップ （教育・文化／健康・福祉／生活環境・基盤整備分野）
R3. 7. 29	第2回 総合計画ワークショップ （自然・環境・伝統／住民参加・行政運営／産業・労働分野）
R3. 11. 15	第2回 総合計画策定庁内検討委員会
R3. 12. 7	第1回 総合計画審議会
R4. 1. 20	第2回 総合計画審議会
R4. 2. 22	第3回 総合計画審議会
R4. 3. 10	第4回 総合計画審議会
R4. 3. 25	第5回 総合計画審議会
R4. 3. 29	第3回 総合計画策定庁内検討委員会
R4. 4. 7～ 5. 6	パブリックコメントの募集
R4. 5. 19	第6回 総合計画審議会
R4. 5. 20	総合計画審議会議長から答申書提出
R4. 6. 6	町議会にて第2次川根本町総合計画基本構想及び後期基本計画（案） 説明
R4. 6. 21	町議会にて第2次川根本町総合計画基本構想及び後期基本計画（案） 議決

3 川根本町総合計画審議会条例

平成 17 年 9 月 20 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 川根本町総合計画の策定及び実施に関する重要事項を調査審議するため、川根本町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、総合計画に関し学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

(関係者の意見聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 9 月 20 日から施行する。

4 川根本町総合計画審議会委員

	氏名	選出区分	備考
1	黒田 宏治	学識経験者【会長】	静岡文化芸術大学名誉教授
2	澤西 省司	町議会	町議会議員
3	石山 貴美夫	町議会	町議会議員
4	坂下 博司	町区長連絡会	区長会会長
5	鳥居 進	町教育委員会	教育長職務代理者
6	森下 正章	町生涯学習推進協議会	会長
7	中野 暉	町農業委員会	会長
8	井口 晶彦	町消防団	団長
9	諸田 強	いきいきクラブ連合会	会長
10	小澤 敦夫	町社会福祉協議会	会長
11	神田 優一	町商工会	会長
12	山下 喜隆	町林業振興対策協議会	会長
13	前田 孝一	町まちづくり観光協会	会長
14	北村 英一	町PTA連絡協議会	会長

5 川根本町総合計画審議会関係者

	氏名	選出区分	備考
1	山下 良子	町商工会女性部	部長
2	木村 仁子	第2次総合計画策定関係者	
3	松下 陽子	町教育委員会・子育て世代	

6 第2次川根本町総合計画後期基本計画の諮問について

川本企 第165号
令和3年12月7日

川根本町総合計画審議会
会長 黒田宏治 様

川根本町長 園田 靖邦

第2次川根本町総合計画基本構想及び後期基本計画の策定について（諮問）

第2次総合計画の基本構想及び後期基本計画を策定することについて、貴審議会の意見を求めます。

7 第2次川根本町総合計画後期基本計画の答申について

令和4年5月20日

川根本町長 園田 靖邦 様

川根本町総合計画審議会
会長 黒田宏治

第2次川根本町総合計画基本構想及び後期基本計画の策定について（答申）

令和3年12月7日付け川本企第165号をもって諮問のあった、第2次川根本町総合計画基本構想及び後期基本計画については、慎重に審議した結果適正であると認めましたので、ここに答申します。

8 総合計画ワークショップ・子ども会議

●第1回総合計画ワークショップ

(教育・文化／健康・福祉／生活環境・基盤整備分野)

日 時	令和3年6月30日(水) 午後7時から
場 所	川根本町山村開発センター 2階大会議室
内 容	(1) 総合計画見直し及び後期基本計画策定に関する説明 (2) 自己紹介 (3) グループ討議 各分野における本町の課題について

●第1回総合計画ワークショップ

(自然・環境・伝統／住民参加・行政運営／産業・労働分野)

日 時	令和3年7月1日(木) 午後7時から
場 所	川根本町山村開発センター 2階大会議室
内 容	(1) 総合計画見直し及び後期基本計画策定に関する説明 (2) 自己紹介 (3) グループ討議 各分野における本町の課題について

○川根本町子ども会議

日 時	令和3年7月28日(水) 午後2時から
場 所	川根本町役場本庁舎 3階会議室
内 容	(1) 総合計画について (2) 今日の会議の進め方 (3) 意見を出してみよう！(4グループに分かれて実施) 「川根本町のここが課題」、「ずっと住みたい川根本町」について 意見をまとめ、最後にグループごとに発表

●第2回総合計画ワークショップ

(教育・文化／健康・福祉／生活環境・基盤整備分野)

日 時	令和3年7月28日(水) 午後7時から
場 所	川根本町山村開発センター 2階大会議室
内 容	(1) グループ討議 課題を踏まえた川根本町の将来像について (2) 分野ごとに発表

●第2回総合計画ワークショップ

(自然・環境・伝統／住民参加・行政運営／産業・労働分野)

日 時	令和3年7月29日(木) 午後7時から
場 所	川根本町山村開発センター 2階大会議室
内 容	(1) グループ討議 課題を踏まえた川根本町の将来像について (2) 分野ごとに発表

9 総合計画ワークショップ参加者

	氏名	性別
①地域を支えるひとであふれる ふるさと (教育・文化分野)	松下 陽子	女
	山下 慎吾	男
	西田 稔	男
	八木 洋子	女
	藺田 喜恵子	女
	守谷 知佐子	女
	太田 英亮	男
②安心して元気に暮らせる ふるさと (健康・福祉分野)	鈴木 淳二	男
	西村 文香	女
	下嶋 俊孝	男
	澤本 英季	男
	長嶋 恵子	女
③快適に安心して暮らせる ふるさと (生活環境・基盤整備分野)	中野 朋子	女
	浜谷 友子	女
	増田 喜毅	男
	奈良間 六明	男
	小藪 久幸	男
	堀 英樹	男
④自然・歴史と共に暮らす ふるさと (自然・環境・伝統分野)	八木 洋一郎	男
	松村 美里	女
	丸野 宏夏	女
	山内 誠	男
	上野 信吾	男
	藪下 典昭	男
	鈴木 正文	男
⑤住民主役の地域づくりが 盛んなふるさと (住民参加・行政運営分野)	大村 一成	男
	植村 紳吾	男
	筒井 光夫	男
	芹澤 利恵	女
	村松 明	男
	森下 洋一	男
	植田 直美	女
⑥お茶と温泉、活気ある産業に 満ちたふるさと (産業・労働分野)	海老原 紗織	女
	丹羽 大空	男
	渥美 真吾	男
	上田 まり子	女
	木村 章英	男
	青木 慶彦	男
	中野 菜穂	女
	長嶋 洋介	男
	梶山 雄紀	男

10 総合計画子ども会議参加者

	学校名	氏名	性別	学年
1 班	中川根中学校	板谷 知卓	男	中3
		加藤 久太郎	男	中2
		河畑 杏実	女	中1
	本川根中学校	山内 美琴	女	中3
		山原 綾華	女	中1
2 班	中川根中学校	榎田 華凜	女	中3
		前田 心	女	中2
		丹田 操醒	女	中1
	本川根中学校	鈴木 涼冴	男	中3
		小澤 晴月	女	中1
3 班	中川根中学校	澤本 刻希	男	中3
		福門 茉優	女	中3
		松下 麻生	女	中2
		西田 康平	男	中1
	本川根中学校	杉山 詩緒里	女	中2
4 班	中川根中学校	中村 美桜	女	中3
		宮上 芽至	男	中2
		望月 はな	女	中2
		PANTORAS JHOANA MARIE TEVES	女	中1
	本川根中学校	小林 翔流	男	中2

11 総合計画策定庁内検討委員会委員名簿

	氏名	所属	役職	備考
1	森 紀代志		副町長（委員長）	～R3. 11. 30
2	秋元 伸哉		副町長（委員長）	R4. 1. 1～
3	大村 妃佐良	企画課	課長（副委員長）	
4	高橋 寛明	総務課・議会事務局	室長	
5	柴 亨	情報政策課	室長	
6	中村 益幸	農林課	室長	
7	伊藤 恵美	税務住民課・会計課	室長	
8	中村 裕好	くらし環境課	室長	
9	森下 和典	健康福祉課	室長	
10	中村 和良	高齢者福祉課	室長	
11	岩田 尚也	建設課	課長補佐兼室長	
12	服部 了士	観光商工課	室長	
13	川畑 昭尚	社会教育課	室長	
14	渡邊 哲也	教育総務課	管理主事兼室長	
15	北村 浩二	企画課	室長（庶務）	～R4. 3. 31
16	大村 一成	企画課	室長（庶務）	R4. 4. 1～
17	山本 雅俊	企画課	主幹（庶務）	

12 用語解説

	用語	解説
1	R G 授業 (連携グループ授業)	連携グループ授業の略。学校間の連携で、学習内容に応じて、最適規模の効果的な学習の場を創り出し、子どもたち一人ひとりに学力の定着を図る取組。
2	I C T	Information and Communication Technology (インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー) の略称で、インターネットなどの通信技術を使ったコミュニケーションのこと。
3	I ターン	都会で生まれた人が、都会の学校に進学もしくは、都会で就職した後に、地方に移住すること。
4	アイデンティティ	自己同一性。心理学と社会学において、ある者が何者であるかについて他の者から区別する概念、信念、品質及び表現をいう。
5	空き家バンク	主に自治体が、定住を促進するために空き家を紹介する、空き家の所有者と移住・定住希望者をつなぐ仕組み。空き家バンクに登録されることにより、空き家購入希望者が自分の希望の空き家を探しやすくなる。
6	アクティブラーニング	ディベートやグループディスカッション等の討論や実習を学習に取り入れることで、児童生徒など学ぶ側が能動的に学びに参加することを可能にする学習方法。自ら考え、問題を解決する力を育むことを目的とする。
7	eポートフォリオ	児童生徒が、自らの学びの過程を蓄積し振り返る際に、タブレットなどのI C T機器を活用すること。
8	イノベーション	新しい技術の発明や新しいアイデアなどから、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。
9	インバウンド	訪日外国人旅行のこと。インバウンドはもともと「入ってくる」という意味があり、旅行業界では「インバウンドツーリズム(国内に入ってくる旅行)」という事で使われ、それが略されたもの。
10	W e b	World Wide Web (ワールド ワイド ウェブ) の略。インターネット上で標準的に用いられている文書の公開・閲覧システム。

	用語	解説
11	A L T	日本の小中学校や高等学校で、日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師のこと。
12	エコアクション21	すべての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みをつくり、取り組み、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。
13	エコツーリズム	自然・歴史・文化などの地域資源の魅力を観光に活かすことで、その魅力や価値が地域住民にも観光客にも認識され、保全にもつながっていくことを目的とした観光。
14	S N S	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のこと。インターネット上で社会的ネットワーク（個人と個人のつながり）の構築ができるサービス。
15	S D G s	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDG s）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
16	F S C森林認証	適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（F M認証）」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証（C o C認証）」の2種類の認証制度。
17	学力向上ネットワークプラン	一人ひとりの自立に向けた「キャリア教育」と学校間の連携による実践授業「R G授業」を2つの大きな柱として展開し、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、「確かな学力」の定着を図る取組。
18	環境マネジメントシステム	企業や団体が環境に対する取組や方針等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための計画や体制等のこと。
19	G I G Aスクール構想	児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

	用語	解説
20	基幹相談支援センター	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談に対応し、障がい者支援を総合的に行う全国の市町村に設置されている施設。
21	義務教育学校	小学校課程から中学校課程まで、義務教育を一貫して行う日本の学校のこと。
22	キャッシュレス	クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）やスマートフォン決済等を用いて、お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと。
23	キャリア教育	子どもたちの社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力や態度を育てるために、町独自のキャリアノートを活用して、個々に適したキャリア発達を促す個別支援を、義務教育9年間を通じて計画的に実施していく取組。この取組により、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育み、学ぶ意欲と積極的な学習態度を培っていく。
24	キャリアパスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのような教材。
25	クラウドソーシング	インターネット上で不特定多数の人に業務を発注するビジネス形態のこと。
26	グリーンツーリズム	農山漁村に滞在し、その地域の人々や生活・文化に触れ、体験活動を楽しむ観光。
27	コミュニティ・スクール	学校と地域住民、保護者の協働による学校運営が可能となる「地域とともにある学校」を実現するための仕組み。
28	コミュニティビジネス	ソーシャルビジネスのなかでも、特に地域における課題解決に取り組むことを指す。地域の商店街の活性化等の一定の地域と結びつきが強い課題に取り組むことを指す。
29	災害ボランティアコーディネーター	被災者のニーズの把握やボランティアの受け付け等を行う、災害時に被災者とボランティアをつなぐ役割を果たす専門員。

	用語	解説
30	サプライチェーン	原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。
31	産官学金労言	「産」は経済界、商工会。「官」は役場。「学」は大学、高等学校。「金」は信用金庫、地方銀行。「労」は労働組合。「言」はマスメディア。
32	GTEC-Junior	読む・書く・聞く・話すの4技能の英語力がどれくらい身についているか絶対評価で測定する小学生・中学生向けの検定。
33	自動体外式除細動器(AED)	突然心肺停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器のこと。
34	成年後見制度	精神上的の障がいがあり判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。
35	「千年の学校」	2001年の新しい千年紀の始まりに開校し、かつての千年を振り返り、人間の生き方、地域のあり方を再構築し、町全体を学びのキャンパスとして、地域を学び、磨き、発信してしていくことで町民の参画によるまちづくりを目指すもの。
36	ソーシャルビジネス	行政や住民、企業などが一体となって協力し、ビジネスの手法を使って社会や地域が抱える課題に取り組むこと。一部の地域課題ではなく、環境問題などの地域を超えた課題に取り組むことを指す。
37	脱炭素	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルとも呼ぶ。
38	地域共生社会	だれもが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域社会のこと。
39	地域マーケティング	地域資源を用いて、顧客のニーズに対応する商品を作り、情報発信を行っていくこと。
40	地域マネジメント	地域社会のあり方を企画・立案し、それをまちづくりとして実践・運営し、経営管理していくこと。

	用語	解説
41	茶草場農法	茶園の畝間にススキやササなどの刈り敷きを行う伝統的農法のこと。豊かな生物の多様性の保全と、より高品質のお茶の生産を両立させる方法として、世界農業遺産に認定されている。
42	チューター制度	学習や学校生活に対する助言や進路指導等、教員が学生に対して個別に指導・支援する制度。
43	T R G授業	縦の連携グループ授業の略。小中学校間の連携で効果的な学習の場を作り出す授業。
44	D X	デジタルトランスフォーメーションとも呼ぶ。I C Tの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
45	D M O	Destination Marketing Organization (デスティネーション マーケティング オーガニゼーション)、もしくはDestination Management Organization (デスティネーション マネジメント オーガニゼーション)の略称で、行政、観光業者、地域住民が一体となって地域全体の観光をマネジメントすること。
46	D V (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人等の親しい関係にある人から暴力を受けること。身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、社会的暴力も含む。
47	デマンドタクシー	決められた時間に決められたルートを走る「路線バス」と異なり、時間や乗車場所、目的地を利用者が指定し、それに応じて運行する乗り物(タクシー)。
48	テレワーク	I C Tを活用した場所や時間にとられない働き方。
49	同僚性	同僚が互いに支え合い、成長し、高め合っていく関係のことで、教育の分野では、教員同士の協働関係や援助の重要性を示す概念として使われている。
50	日本で最も美しい村連合	小さくても素晴らしい地域資源を持つ町や村が、「日本で最も美しい村」を宣言することで自らの地域に誇りを持ち、地域の活性化と自立を住民自らの手で推進することで、将来にわたって美しい地域づくりを行うことを目的とした組織。
51	バリアフリー	階段をスロープ化するなど、高齢者や障がいのある人が生活していくうえで、障害となっているものを取り除くこと。

	用語	解説
52	P D C A サイクル	Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
53	ビジネスプラン	計画中のビジネスについて体系的に整理、確認、共有するために作成するもの。
54	ふじのくに型福祉サービス施設	年齢や障がいの有無に関わらず、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる「垣根のない福祉」をコンセプトにした、県が市町・団体・事業所等と協働して推進している福祉サービス。
55	プロモーション	消費者の購買意欲を喚起するための活動のことをいう。
56	ボトムアップ	下からの意見を吸い上げて全体をまとめていく管理方式。
57	マイクロツーリズム	県内もしくは近隣の都道府県への宿泊・日帰り観光。
58	みどりの食料システム戦略	持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進する戦略。
59	南アルプスユネスコエコパーク	生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的としてユネスコが認定するもの。川根本町を含む南アルプス地域の豊かな自然環境と、その自然を守り共生してきた地域の歴史・文化が認められ、2014年6月に正式登録された。
60	メタ認知力	自分の思考や行動を客観的に把握し認識する力のこと。
61	Uターン	地方出身の人が、都会の学校に進学もしくは、都会で就職した後に、故郷に戻ることに。
62	ユニバーサルデザイン	できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。
63	ユビキタス社会	いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能なネットワーク環境。
64	リカレント教育	社会人になった後も、必要なタイミングで教育機関や社会人向けの講座に戻り、学び直すこと。
65	連携プラットフォーム	行政や地域住民等、様々な主体が一体となって取り組む基礎的な仕組みのこと。

	用語	解説
66	6次産業	農業や水産業などの第1次産業が食品加工（第2次産業）や流通販売（第3次産業）も展開する多角的な経営形態のことで、農家等の生産者が自ら作ったものの加工、販売まで行うことを指す。1 + 2 + 3 = 6、1 × 2 × 3 = 6からこのような産業（経営）形態を6次産業という。
67	ワークライフバランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。
68	ワーケーション	仕事（Work）と休暇（Vacation）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの。
69	YRG授業	横の連携グループ授業の略。同校種間の横の連携により、学習内容に応じて適正規模の学習集団を構成し、学習効果を高めるために行う授業。
70	Wi-Fi	Wi-Fi Allianceに認証された無線LAN認定規格の1つ。



第2次 川根本町総合計画

基本構想 2017→2026
後期基本計画 2022→2026

発行：令和4年6月
川根本町企画課まちづくり推進室
〒428-0313 榛原郡川根本町上長尾 627
TEL:0547-56-2221 FAX:0547-56-2235
<https://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/>

表紙：地域おこし協力隊 渡辺実優